

写

令和元年

大竹市議会定例会(第3回)会議
録

大竹市議会

令和元年9月大竹市議会定例会（第3回）会議録目次

9月 4日開会

9月27日閉会

◎第1日（9月4日）

議事日程	-----	1
会議に付した事件	-----	1
出席議員	-----	1
欠席議員	-----	1
説明のため出席した者	-----	1
出席した事務局職員	-----	2
会期決定について	-----	3
開会（開議）	-----	4
日程第 1 選 第1号	-----	7
日程第 2 議席の指定について	-----	9
日程第 3 会議録署名議員の指名	-----	9
日程第 4 会期決定について	-----	9
日程第 5 選 第2号	-----	10
日程第 6 大竹市議会常任委員会委員の選任について	-----	11
延 会	-----	12

◎第2日（9月5日）

議事日程	-----	15
会議に付した事件	-----	15
出席議員	-----	15
欠席議員	-----	15
説明のため出席した者	-----	15
出席した事務局職員	-----	15
開 議	-----	16
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	16
日程第 2 大竹市議会議会運営委員会委員の選任について	-----	16
日程第 3 選 第3号	-----	17
日程第 4 選 第4号	-----	18
散 会	-----	19

◎第3日（9月17日）

議事日程	-----	21
会議に付した事件	-----	22

出席議員	-----	22
欠席議員	-----	22
説明のため出席した者	-----	22
出席した事務局職員	-----	23
一般質問通告表	-----	24
開議	-----	27
日程第 1	会議録署名議員の指名 -----	27
日程第 2	一般質問 -----	27
日程第 3	議案第 5 4 号 -----	62
日程第 4	認第 4 号	
) (一括) -----	63
日程第 7	議案第 5 1 号	
日程第 8	議案第 4 1 号	
) (一括) -----	68
日程第 1 0	議案第 4 5 号	
日程第 1 1	議案第 4 3 号	
) (一括) -----	70
日程第 1 2	議案第 4 4 号	
日程第 1 3	議案第 4 6 号 -----	72
日程第 1 4	議案第 4 7 号	
) (一括) -----	72
日程第 1 5	議案第 4 8 号	
日程第 1 6	議案第 5 2 号	
) (一括) -----	74
日程第 1 7	議案第 5 3 号	
日程第 1 8	議案第 5 5 号	
) (一括) -----	76
日程第 2 0	議案第 5 7 号	
日程第 2 1	令和元年決議案第 1 号 -----	78
追加日程第 1	広報広聴特別委員会委員の選任について -----	79
日程第 2 2	令和元年請願第 2 号 -----	79
散会	-----	80

◎第 4 日 (9 月 2 7 日)

議事日程	-----	83
会議に付した事件	-----	84
出席議員	-----	85
欠席議員	-----	85

説明のため出席した者	-----	85
出席した事務局職員	-----	85
開 議	-----	86
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	86
日程第 2 選第 5 号	-----	86
日程第 3 議案第 4 3 号		
)	(一括) -----	87
日程第 9 議案第 5 7 号		
日程第 10 認 第 4 号		
)	(一括) -----	92
日程第 19 議案第 5 3 号		
日程第 20 令和元年請願第 2 号	-----	96
追加日程第 1 意見書案第 2 号	-----	99
日程第 21 認第 5 号		
)	(一括) -----	102
日程第 28 認第 1 2 号		
日程第 29 報告第 5 号	-----	110
日程第 30 令和元年決議案第 2 号	-----	111
追加日程第 2 基地周辺対策特別委員会委員の選任について	-----	112
日程第 31 令和元年決議案第 3 号	-----	113
追加日程第 3 議会改革特別委員会委員の選任について	-----	114
日程第 32 令和元年陳情第 1 号	-----	114
日程第 33 常任委員会の閉会中の継続審査について	-----	114
日程第 34 議会運営委員会の閉会中の継続審査について	-----	115
閉 会	-----	116

令和元年9月
大竹市議会定例会（第3回）議事日程

令和元年9月4日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1 選 第 1 号		大竹市議会議長の選挙について	
追加議事日程			
第 2		議席の指定について	
第 3		会議録署名議員の指名	
第 4		会期決定について	
第 5 選 第 2 号		大竹市議会副議長の選挙について	
第 6		大竹市議会常任委員会委員の選任について	
第 7		大竹市議会運営委員会委員の選任について	
第 8 選 第 3 号		宮島ボートレース企業団議会議員の選挙について	
第 9 選 第 4 号		広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	

○会議に付した事件

- 日程第 1 選 第1号（選挙）
- 日程第 2 議席の指定について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期決定について
- 日程第 5 選 第2号（選挙）
- 日程第 6 大竹市議会常任委員会委員の選任について

○出席議員（16人）

1 番	原 田 孝 徳	2 番	西 村 一 啓
3 番	細 川 雅 子	4 番	和 田 芳 弘
5 番	賀 屋 幸 治	6 番	中 川 智 之
7 番	小田上 尚 典	8 番	山 崎 年 一
9 番	山 本 孝 三	10 番	藤 川 和 弘
11 番	児 玉 朋 也	12 番	小 中 真樹雄
13 番	寺 岡 公 章	14 番	網 谷 芳 孝
15 番	北 地 範 久	16 番	日 域 究

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長	入 山 欣 郎
副 市 長	太 田 勲 男
教 育 長	小 西 啓 二
総 務 部 長	吉 岡 和 範
市 民 生 活 部 長	三 原 尚 美
健康福祉部長兼福祉事務所長	豊 原 学

建設部長
上下水道局長
消防長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
企画財政課長
産業振興課長併任農業委員会事務局長
自治振興課長
市民税務課長
環境整備課長
リサイクルセンター長
地域介護課長
福祉課長
保健医療課長
監理課長
建設管理監
土木課長
土木課副参事
都市計画課長
会計管理者兼会計課長
上下水道局業務課長
上下水道局工務課長
総務学事課長
給食センター長
生涯学習課長
消防本部消防課長
消防署長
監査委員
監査事務局長

○出席した事務局職員

議会事務局長
議事係長

山本茂広
高津浩二
橋村哲也
中村一誠
三上建
小田健治
外谷明洋
池田宗吾
西村敏信
笹野英一郎
佐伯和規
神代亨
松重幸恵
中曾一夫
西田耕一郎
古賀正則
小田明博
山田浩史
野島等
北林繁喜
中司和彦
真鍋和聰
重安千陽
柿本剛
伊崎喜教
坂田博文
薬師寺基夫
敷田博之

田中宏幸
加藤豪

会期決定について

令和元年9月大竹市議会定例会（第3回）の会期を、次のとおり定める。

令和元年9月 4日提出

大竹市議会議長 細 川 雅 子

自 令和元年 9月4日

24日間

至 令和元年 9月27日

10時00分 開議

○**議会事務局長（田中宏幸）** 事務局長の田中でございます。

この際、議席について御説明申し上げます。

ただいま、御着席いただいております席は、前例により、お名前のいろは順に御着席いただいております。正式な議席につきましては、議長決定後に指定されることになっておりますので、御了承のほどお願い申し上げます。

なお、今定例会から議場内に車椅子等傍聴席が設置されました。傍聴者の入退場のため、会議途中に扉の開閉がありますことを御了承ください。

本定例会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日出席議員の中で年長の山本孝三議員を御紹介します。

山本議員、議長席へお願いいたします。

○**臨時議長（山本孝三）** ただいま、御紹介いただきました山本でございます。地方自治法第107条の規定によって、議長選挙が終わるまで臨時に議長の職務を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

本定例会は、一般選挙後、初めての議会でございますので、開会に先立ちまして理事者を御紹介申し上げます。市長から順次、自己紹介をお願いいたします。

○**市長（入山欣郎）** 市長の入山でございます。よろしくをお願い申し上げます。

○**副市長（太田勲男）** 副市長の太田でございます。よろしくをお願いいたします。

○**総務部長（吉岡和範）** 総務部長の吉岡でございます。よろしくをお願いいたします。

○**市民生活部長（三原尚美）** 市民生活部長の三原でございます。よろしくをお願いいたします。

○**健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学）** 健康福祉部長兼福祉事務所長の豊原でございます。よろしく申し上げます。

○**総務課長併任選挙管理委員会事務局長（中村一誠）** 総務部総務課長、それから選挙管理委員会事務局長を併任しております、中村でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○**企画財政課長（三上 健）** 総務部企画財政課長の三上といたします。よろしくをお願いいたします。

○**産業振興課長併任農業委員会事務局長（小田健治）** 総務部産業振興課長の小田健治といたします。よろしくをお願いいたします。

○**自治振興課長（外谷明洋）** 市民生活部自治振興課長の外谷と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○**地域介護課長（佐伯和規）** 健康福祉部地域介護課長の佐伯でございます。よろしくをお願いいたします。

○**市民税務課長（池田宗吾）** 市民生活部市民税務課長の池田です。よろしくをお願いいたします。

○**環境整備課長（西村敏信）** 市民生活部環境整備課長の西村と申します。どうぞよろしく

お願いいたします。

- 保健医療課長（松重幸恵） 健康福祉部保健医療課長の松重と申します。よろしくお願
いいたします。
- 福祉課長（神代 亨） 健康福祉部福祉課長の神代と申します。どうぞよろしくお願
いいたします。
- 会計管理者兼会計課長（野島 等） 会計管理者兼会計課長の野島と申します。よろしく
お願いいたします。
- リサイクルセンター長（笹野英一郎） 市民生活部環境整備課リサイクルセンター長の笹
野と申します。よろしくお願いいたします。
- 教育長（小西啓二） 教育長の小西でございます。よろしくお願いいたします。
- 監査委員（薬師寺基夫） 代表監査委員の薬師寺でございます。よろしくお願いいたしま
す。
- 建設部長（山本茂広） 建設部長の山本でございます。よろしくお願いいたします。
- 消防長（橋村哲也） 消防長の橋村でございます。よろしくお願いします。
- 上下水道局長（高津浩二） 上下水道局長の高津と申します。どうぞよろしくお願いしま
す。
- 総務学事課長（真鍋和聰） 教育委員会事務局総務学事課長の真鍋と申します。よろしく
お願いいたします。
- 監理課長（中曾一夫） 建設部監理課長の中曾と申します。よろしくお願いします。
- 上下水道局業務課長（北林繁喜） 上下水道局業務課長の北林と申します。よろしくお願
いいたします。
- 上下水道局工務課長（中司和彦） 上下水道局工務課長の中司と申します。よろしくお願
いします。
- 生涯学習課長（柿本 剛） 教育委員会事務局生涯学習課長の柿本と申します。よろしく
お願いいたします。
- 都市計画課長（山田浩史） 建設部都市計画課長の山田と申します。よろしくお願いいた
します。
- 土木課長（古賀正則） 建設部土木課長の古賀と申します。よろしくお願いいたします。
- 建設管理監（西田耕一郎） 建設部建設管理監の西田と申します。よろしくお願いいたし
ます。
- 消防本部消防課長（伊崎喜教） 消防本部消防課長、伊崎と申します。よろしくお願い
いたします。
- 消防署長（坂田博文） 消防本部消防署長、坂田と申します。よろしくお願いいたします。
- 監査事務局長（敷田博之） 監査事務局長の敷田と申します。よろしくお願いいたします。
- 給食センター長（重安千陽） 教育委員会事務局総務学事課副参事兼給食センター長の重
安と申します。よろしくお願いいたします。
- 土木課副参事（小田明博） 建設部土木課副参事の小田と申します。よろしくお願いしま
す。

○臨時議長（山本孝三） 以上で理事者の紹介を終わります。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

定例会の招集に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会9月定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、このたびの市議会議員一般選挙において当選されましたこと、まことにおめでとうございます。議員の皆様の大竹のまちへの愛情と市民の皆様に対します暖かいお心に敬服いたしますとともに、皆様が大竹市のため、市民の皆様のために立ち上がってくださいましたことに深く感謝を申し上げます。これから、市民の皆様の幸せのため、そして大竹市発展のため、ともに力を合わせて市政に当たっていくことができたらと願っております。

さて、戦後から人口がふえ続ける中で、目覚ましい経済発展を遂げてきた我が国でございますが、現在の状況は急激な人口の減少、そして支える人より支えられる人が多くなるという大変厳しい時代を迎えております。近年、地方創生の名のもと、国を挙げてさまざまな取り組みが行われているのは御承知のところでございます。地方創生に対する認知度は上がっているように感じておりますが、医療や介護を初めとした福祉や少子化の問題など、地方を取り巻く環境は依然として厳しいものがございます。地方の問題というのは、全国で同じような問題があったとしても、実際はそれぞれの地域の特色、土地柄により少しずつ原因や解決策は異なるものだと思っております。市町村のことを住民に最も身近な地方政府とさす言葉がございましたように、我々は地域の最前線に立つ者として状況をしっかりと見きわめ、動かなければなりません。そのためには、職員や、議員の皆様お一人お一人の意識というものが何より重要でございます。

いつも申しておりますが、私はまちを元気にし輝かせるのは人であると思っております。幸いにも、大竹市には議員の皆様を初め、まちへの愛情をもった方が多くいてくださいます。厳しい時代の中で、いかに地域を元気にしていくかという大変難しい課題ではございますが、大竹市の誇る人心を結集して解決に向かって挑戦してまいりたいと考えております。

また、議員の皆様と議論をする中で、いろいろと意見が異なることもあろうかと思いますが、当然のことでございます。お互いの信頼のもと、大竹のまちがよりよい方向に向かうよう、しっかりと議論してまいりたいと考えておりますので、今後とも格別の御指導、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、このたび皆様に御審議をお願いいたします議案につきまして申し上げます。

平成30年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてを初め、条例の制定、一部改正について、平成30年度大竹市水道事業会計などの剰余金の処分及び決算の認定について、令和元年度大竹市一般会計などの補正予算について、など、合わせて14議案でございます。

これらの議案等の内容につきましては、後ほど詳しく説明させていただきたいと存じますが、何とぞ十二分に御審議くださいまして、議決あるいは認定を賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（山本孝三） この際、仮議席の指定を行います。仮議席はただいま御着席の議席といたします。

本日の議事日程、選第1号を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山本孝三） 配付漏れなしと認めます。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

10時13分 休憩

11時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○臨時議長（山本孝三） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 選第1号 大竹市議会議長の選挙について

○臨時議長（山本孝三） 日程第1、選第1号大竹市議会議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山本孝三） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山本孝三） 御異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

大竹市議会議長に、細川雅子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、臨時議長において指名いたしました、細川議員を大竹市議会議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山本孝三） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました細川議員が、大竹市議会議長に当選されました。ただいま、当選されました細川議員が、議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長に当選されました細川議員から就任の御挨拶があります。

〔議長 細川雅子議員 登壇〕

○議長（細川雅子） ただいま、不肖私を議長に指名いただきました。まことにありがとうございます。

これから、私ども16人の議会で担う4年間でございます。大竹市は、引き続き厳しい財政運営が強られるであろうと思いますが、その中で市民の皆様の幸せ感、満足感をどのように実感していただくかがとても大切になってくると思っております。もう既に、この7月から大竹市では第5次総合計画に続く、次の大竹市まちづくり基本構想の策定に向けて、市民の皆様とともに取りかかっておられます。これからの大竹市を決める大切なまちづくり構想に市議会としてどのようにかかわるべきか、どのようにかかわっていったらいいのか、議会の責務の重さに改めて身が引き締まる思いがしております。

昨年12月、大竹市議会では議会基本条例を策定いたしました。その前文の中で、私ども議会が目指す姿は、市民に開かれた議会、市民参加を進める議会、そして、市民の皆様信頼される議会、この3つを目指す姿として宣言いたしました。

きょうここに私も含めておられる16人の議員は、議会基本条例が制定されて初めての選挙で選ばれた16人でございます。そのことは既に皆様しっかりと自覚され、そして今後、市民の皆様の福祉の増進、民主的な市政の発展に向けてしっかりと働こうと胸に刻んでおられるとは思いますが、理想の姿に近づくためにはまだまだハードルがたくさんあると感じております。

このような局面で、議長という大任を担わせていただけることに非常に責任を感じております。また改めて指名いただいた皆様に感謝をしたいと思っております。

最後になりますが、まだまだ未熟なものでございますので、今後とも執行部の皆様、そして議員の皆様にはどうか一層のお力添えをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○臨時議長（山本孝三） 議長が決定いたしましたので交代いたします。

細川議長、議長席にお着き願います。長いこと御協力ありがとうございました。

〔臨時議長 議席へ、新議長 議長席へ〕

○議長（細川雅子） 引き続き、議長において議事運営を行います。よろしくお願いいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

11時37分 休憩

13時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中、追加議事日程、会期決定について、選第2号、選第3号、選第4号及び大竹市議会議長当選決定書を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 配付漏れなしと認めます。

お諮りします。

この際、お手元に配付の追加議事日程のとおり、日程第2から日程第9を追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議席の指定について

○議長（細川雅子） 日程第2、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。議員各位の氏名とその番号を職員に朗読させます。

○議事係長（加藤 豪） それでは、各議員の議席を朗読させていただきます。

1番、細川雅子議員、2番、藤川和弘議員、3番、原田孝徳議員、4番、小中真樹雄議員、5番、中川智之議員、6番、小田上尚典議員、7番、賀屋幸治議員、8番、北地範久議員、9番、西村一啓議員、10番、和田芳弘議員、11番、網谷芳孝議員、12番、児玉朋也議員、13番、山崎年一議員、14番、日城究議員、15番、寺岡公章議員、16番、山本孝三議員、以上でございます。

○議長（細川雅子） ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

念のため申し上げます。今後、発言の際には、議席番号を告げ、議長の許可を得て発言をお願いします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において2番、藤川和弘議員、3番、原田孝徳議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 会期決定について

○議長（細川雅子） 日程第4、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から9月27日までの24日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月27日までの24日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5 選第2号 大竹市議会副議長の選挙

○議長（細川雅子） 日程第5、選第2号大竹市議会副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

大竹市議会副議長に寺岡公章議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました寺岡議員を、大竹市議会副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました寺岡議員が、大竹市議会副議長に当選されました。

ただいま当選されました寺岡議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました寺岡議員から、就任の御挨拶があります。

〔副議長 寺岡公章議員 登壇〕

○副議長（寺岡公章） ただいま御指名を頂戴しまして、また皆様方から御賛同いただき、大竹市議会副議長に就任させていただきます、寺岡でございます。心から感謝を申し上げます。

大変光栄なことであり、また重い責任に身が引き締まる思いでございます。議長を支え、安定した議会、ルールを守った議会、円滑な議会、こういった運営に取り組んでまいりたいと思います。この場で申し上げさせていただくとすれば、さきの市議会議員一般選挙におきまして就任いたしました私たち16名の議員、大竹市政初だと聞いております、市議会

議員選挙においては無投票という事実がございました。これを私たち一人一人がどのように受けとめるか、そして議会としてどう向き合っていくか、この任期中に一定の答えを出し、また市民の皆さん方からの信頼を構築し直す、そういった場面が必要になってくるかと思えます。

それぞれの御意見があろうかと思えます。皆さん方でぜひ知恵を出し合って、大竹市議会の権能をさらに高めていけるような、ともに努力をし合えるようなそういったものをつくっていきたいと思っております。任期中どうぞよろしく願いいたします。

[拍手]

○議長（細川雅子） 次の休憩中、先ほど指定いたしました議席の移動を行います。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

13時27分 休憩

14時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中、大竹市議会副議長当選決定書及び議席の指定についてを議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 配付漏れなしと認めます。

~~~~~○~~~~~

日程第6 大竹市議会常任委員会委員の選任について

○議長（細川雅子） 日程第6、大竹市議会常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。職員をして常任委員会委員の氏名を朗読させます。

○議事係長（加藤 豪） それでは朗読させていただきます。順番については議席番号順でございます。

まず、総務文教委員会委員のほうから読み上げさせていただきます。小中議員、小田上議員、西村議員、網谷議員、児玉議員、山崎議員、寺岡議員、山本議員。

続きまして、生活環境委員会委員でございます。細川議員、藤川議員、原田議員、中川議員、賀屋議員、北地議員、和田議員、日域議員。

以上で朗読を終わります。

○議長（細川雅子） ただいま職員が朗読いたしましたとおり、各委員を指名いたします。お諮りいたします。

本日はこの程度でとどめ、9月5日の本会議に議事を継続いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

本日、本会議終了後、各常任委員会の正・副委員長互選のため、第1委員会室において総務文教委員会を、その終了後、生活環境委員会を開催いたします。

明日9月5日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

14時54分 延会

(元. 9. 4)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月4日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会臨時議長 山本 孝三

大竹市議会議員 藤川 和弘

大竹市議会議員 原田 孝徳

令和元年9月
大竹市議会定例会（第3回）議事日程

令和元年9月5日10時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 |
|-------|------|---------------------------|-----|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | | 大竹市議会議会運営委員会委員の選任について | |
| 第 3 選 | 第 3号 | 宮島ボートレース企業団議会議員の選挙について | |
| 第 4 選 | 第 4号 | 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について | |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 大竹市議会議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 3 選 第3号（選挙）
- 日程第 4 選 第4号（選挙）

○出席議員（15人）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 細 川 雅 子 | 2番 | 藤 川 和 弘 |
| 3番 | 原 田 孝 徳 | 4番 | 小 中 真樹雄 |
| 5番 | 中 川 智 之 | 6番 | 小田上 尚 典 |
| 7番 | 賀 屋 幸 治 | 8番 | 北 地 範 久 |
| 9番 | 西 村 一 啓 | 10番 | 和 田 芳 弘 |
| 11番 | 網 谷 芳 孝 | 12番 | 児 玉 朋 也 |
| 13番 | 山 崎 年 一 | 14番 | 日 城 究 |
| 15番 | 寺 岡 公 章 | 16番 | 山 本 孝 三 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

| | |
|---------------|---------|
| 市 長 | 入 山 欣 郎 |
| 副 市 長 | 太 田 勲 男 |
| 教 育 長 | 小 西 啓 二 |
| 総 務 部 長 | 吉 岡 和 範 |
| 市 民 生 活 部 長 | 三 原 尚 美 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長 | 豊 原 学 |
| 建 設 部 長 | 山 本 茂 広 |
| 上 下 水 道 局 長 | 高 津 浩 二 |
| 消 防 長 | 橋 村 哲 也 |

○出席した事務局職員

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 田 中 宏 幸 |
| 議 事 係 長 | 加 藤 豪 |

10時00分 開議

- 議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
議事日程及び常任委員会委員選任決定書を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（細川雅子） 配付漏れなしと認めます。
これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において4番、小中真樹雄議員、5番、中川智之議員を指名いたします。  
きのうの各常任委員会で、正・副委員長が互選されましたので、職員をして報告させます。

- 議事係長（加藤 豪） 御報告いたします。  
総務文教委員会委員長、西村議員、同じく副委員長、山崎議員、生活環境委員会委員長、北地議員、同じく副委員長、日域議員。  
以上でございます。

- 議長（細川雅子） 以上をもって報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 大竹市議会議会運営委員会委員の選任について

- 議長（細川雅子） 日程第2、大竹市議会議会運営委員会委員の選任を行います。
議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、北地議員、西村議員、和田議員、網谷議員、児玉議員、日域議員を指名いたします。

お諮りいたします。

- 先例により、副議長は議会運営委員会に出席し、発言できることといたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
この際、通知いたします。次の休憩中、正・副委員長互選のため、議会運営委員会を第1委員会室において開催いたします。委員各位には、お含みの上、御参集をお願いいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

10時02分 休憩

13時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中、議会運営委員会委員選任決定書を議席に配付させておきましたが配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 配付漏れなしと認めます。

議会運営委員会の正・副委員長が互選されましたので、職員をして報告させます。

○議事係長（加藤 豪） 御報告いたします。

議会運営委員会委員長、児玉議員、同じく副委員長、和田議員。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 選第3号 宮島ボートレース企業団議会議員の選挙について

○議長（細川雅子） 日程第3、選第3号宮島ボートレース企業団議会議員の選挙についてを議題といたします。

宮島ボートレース企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

宮島ボートレース企業団議会議員に賀屋議員、北地議員、和田議員、山崎議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました賀屋議員、北地議員、和田議員、山崎議員を宮島ボートレース企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました賀屋議員、北地議員、和田議員、山崎議員が宮島ボ

ートレース企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました賀屋議員、北地議員、和田議員、山崎議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 選第4号 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（細川雅子） 日程第4、選第4号広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に寺岡議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました寺岡議員を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました寺岡議員が、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました寺岡議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日、9月6日から9月16日までの11日間休会いたしたいと思ます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、明日、9月6日から9月16日までの11日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知いたします。9月9日、午前10時から議会運営委員会を第1委員会室において開会する旨、委員長より通知を受けております。委員各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集ください。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

9月17日は、午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

13時20分 散会

(元. 9. 5)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月5日

大竹市議会議長 細 川 雅 子

大竹市議会議員 小 中 真樹雄

大竹市議会議員 中 川 智 之

令和元年 9 月
大竹市議会定例会（第 3 回）議事日程

令和元年 9 月 17 日 10 時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 |
|-------|-----------|---|-----------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | | 一般質問 | |
| 第 3 | 議案第 5 4 号 | 監査委員の選任の同意について | 即 決 |
| 第 4 | 認 第 4 号 | 平成 3 0 年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について | 生活環境付託 |
| 第 5 | 議案第 4 9 号 | 大竹市水道条例の一部改正について | |
| 第 6 | 議案第 5 0 号 | 平成 3 0 年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | 生活環境付託
(一 括) |
| 第 7 | 議案第 5 1 号 | 平成 3 0 年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | |
| 第 8 | 議案第 4 1 号 | 大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について | 生活環境付託
(一 括) |
| 第 9 | 議案第 4 2 号 | 大竹市印鑑条例の一部改正について | |
| 第 1 0 | 議案第 4 5 号 | 大竹市税条例等の一部改正について | 生活環境付託 |
| 第 1 1 | 議案第 4 3 号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の一部改正について | 総務文教付託
(一 括) |
| 第 1 2 | 議案第 4 4 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | |
| 第 1 3 | 議案第 4 6 号 | 大竹市手数料条例の一部改正について | 総務文教付託 |
| 第 1 4 | 議案第 4 7 号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について | 生活環境付託
(一 括) |
| 第 1 5 | 議案第 4 8 号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について | |
| 第 1 6 | 議案第 5 2 号 | 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第 2 号） | 総務文教付託
(一 括) |
| 第 1 7 | 議案第 5 3 号 | 令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） | |
| 第 1 8 | 議案第 5 5 号 | 工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（建築主体工事）） | 総務文教付託
(一 括) |

| | | | |
|-----|------------|--|--------|
| 第19 | 議案第56号 | 工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（電気設備工事）） | 総務文教付託 |
| 第20 | 議案第57号 | 工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（機械設備工事）） | 総務文教付託 |
| 第21 | 令和元年決議案第1号 | 広報広聴特別委員会の設置に関する決議について | 即 決 |
| 第22 | 令和元年請願第2号 | 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択についての請願 | 総務文教付託 |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第54号（説明・表決）
- 日程第 4 認定第4号から日程第7 議案第51号（説明・付託）
- 日程第 8 議案第41号から日程10 議案第45号（説明・付託）
- 日程第11 議案第43号から日程12 議案第44号（説明・付託）
- 日程第13 議案第46号（説明・付託）
- 日程第14 議案第47号から日程15 議案第48号（説明・付託）
- 日程第16 議案第52号から日程17 議案第53号（説明・付託）
- 日程第18 議案第55号から日程20 議案第57号（説明・付託）
- 日程第21 令和元年決議案第1号（説明・表決）
- 追加日程第 1 広報広聴特別委員会委員の選任について
- 日程第22 令和元年請願第2号（付託）

○出席議員（16人）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 細川雅子 | 2番 | 藤川和弘 |
| 3番 | 原田孝徳 | 4番 | 小中真樹雄 |
| 5番 | 中川智之 | 6番 | 小田上尚典 |
| 7番 | 賀屋幸治 | 8番 | 北地範久 |
| 9番 | 西村一啓 | 10番 | 和田芳弘 |
| 11番 | 網谷芳孝 | 12番 | 児玉朋也 |
| 13番 | 山崎年一 | 14番 | 日域究 |
| 15番 | 寺岡公章 | 16番 | 山本孝三 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

| | | |
|---|-----|------|
| 市 | 長 | 入山欣郎 |
| 副 | 市長 | 太田勲男 |
| 教 | 育長 | 小西啓二 |
| 総 | 務部長 | 吉岡和範 |

市民生活部長
健康福祉部長兼福祉事務所長
建設部長
上下水道局長
消防長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
総務課危機管理監
企画財政課長
産業振興課長併任農業委員会事務局長
自治振興課長
市民税務課長
環境整備課長
地域介護課長
福祉課長
保健医療課長
建設管理監
監理課長
土木課長
都市計画課長
上下水道局業務課長
上下水道局工務課長
総務学事課長
生涯学習課長
監査委員
監査事務局長

三原尚美
豊原学
山本茂広
高津浩二
橋村哲也
中村一誠
吉村隆宏
三上建
小田健治
外谷明洋
池田宗吾
西村敏信
佐伯和規
神代亨
松重幸恵
西田耕一郎
中曾一夫
古賀正則
山田浩史
北林繁喜
中司和彦
真鍋和聰
柿本剛
薬師寺基夫
敷田博之

○出席した事務局職員

議会事務局長
議事係長

田中宏幸
加藤豪

令和元年9月大竹市議会定例会(第3回)

一般質問通告表

1

14番 日域 究 議員

質問方式：一問一答

小学校、中学校の学校選択制の不備の修正を

学校選択制とは、教育委員会が新規入学児童生徒を決定する前の一定期間のみ、新規入学予定の児童生徒の中の希望者について、指定校以外への入学を認めるもののようです。

したがって、年度途中でのいわゆる転入の児童生徒には適用されません。しかし、一例を挙げれば、今時期に小学1年生と1歳下の年長児の兄弟が転入したとすれば、兄は指定校、弟は選択可能ということで別れ別れになってしまいます。立戸一丁目などは一般的に指定校である小方ではなく大竹を選ぶ傾向が顕著です。このような場合についてはどう考えますか。

財政状況が、天国から地獄へ転落した大竹市の平成を振り返って

本市は、先人の好リードのおかげで高い財政力を誇るまちです。財政力については、昭和、平成、そして令和になってもびくともしません。しかし、財政状況は平成の一時期に、天国から地獄へ一気に転落しました。世界経済変動や国内の政権交替など、いかんとも難しい外部環境の変化が主因ですが、平成12年4月の市議会での記録を見ると、非常に大切なことが欠落しています。国であれば国難とも言える非常時でありながら、市長と助役の答弁は、歳入について、とらぬ狸の皮算用とも言える楽観的答弁に終始しています。その理由は。

2

4番 小 中 真樹雄 議員

質問方式：一問一答

奨学金は貸与型から給付型へ移行を

今の子供たちは高度経済成長も知らずバブルも知りません。しかるに失われた30年でわれわれ前世代の作った負債を背負わせ続けるのです。

彼らに少しでも明るい未来を切り開く機会を与えるためにも、奨学金は貸与型から給付型への移行を提案します。具体例として、周防大島町が平成20年度から平成29年度までに行った星野哲郎スカラシップを紹介します。

図書購入費の増額を

大竹市の図書購入費は大竹市教育委員会に問い合わせたところ、約800万円だそうです。廿日市市に問い合わせたところ1,800万円、岩国市は4,718万円です。人気の最新刊をできるだけ早く読みたいというのが人情です。

少なくとも1,000万円ぐらいに増額はできませんか。購入図書がどのように選ばれているかについても説明を。

地域おこし協力隊員の配置を

近隣市町では、定住促進策や空き家対策のために地域おこし協力隊員制度を採用して

います。

岩国市、柳井市、周防大島町、田布施町などではすでに実施、それなりの成果をあげています。

本市でも、栗谷町と阿多田に1名（1世帯）ずつでも配置してはいかがでしょうか。

3

3番 原 田 孝 徳 議員

質問方式：一問一答

運転免許証返納問題と公共交通のあり方、それに伴う諸問題

- ・運転免許証返納問題は単に公共交通を整備するというだけではなく、こいこいバスの延伸を含めたルートの見直しは当然、必要ではないかと考えているが、どうか。
- ・返納者だけに限らず、すべての市民に対し、生活の支障となる交通面での物理的な障害を除去する取り組みは現在もされていると思うが、今後はどうか。

4

16番 山 本 孝 三 議員

質問方式：一括

ダム放流による災害の防止について

小瀬川水系3ダム1堰通警報関係機関等連絡調整会議において、放流・操作の規程の見直し等、審議・検討はされているのでしょうか。

国保料の減免・軽減について

先の市議会定例会の一般質問でも提案・要望させていただきましたが、均等割・平等割の扱い、所得に応じた高度な累進性の採用などを更に検討をし、軽減措置を要望いたします。

5

13番 山 崎 年 一 議員

質問方式：一問一答

大規模太陽光発電開発の現状と課題を問う

- ・栗谷町谷和地区の太陽光発電について飯谷自治会からの申し入れにより計画図の見直しが示されたとのことですが、見直し後の計画図の概要について、地元住民の反対主旨に十分こたえられると判断されていますか。今後の地元対策、事業計画等について本市の見解を問います。
- ・開発による泥水の発生はもとより、発電効率を上げるための除草剤の散布やパネルの洗浄、老朽化した発電パネルやパワーコンディショナーなど器具の放置、FIT（固定価格買取制度）終了後の施設の廃棄・撤去などが適正に行われなければ、下流に位置する弥栄ダム湖の水質が汚染される可能性があります。弥栄ダム湖は、広島県民はもとより山口県東部の住民も飲料水の水源としても利用しています。環境汚染や水質汚染についての見解を問います。
- ・国が環境評価規制をしようとしている規模は3万キロワット以上で、広島県の規制条例はありません。3万キロワット以下の事業は野放し状態になります。6月議会の答弁では県に「働きかける」という事ですが、現在太陽光発電が地元住民とトラブルになり、建設計画はすすめられています。県に要望をすることは否定しませんが、開発の後追いとなっている現状において、早期に大竹市で環境評価条例を制定し規制をするべきと考

えませんが見解を問います。

・国の法にも規制されない、県の条例にも規定されていない場合、どのように対応するべきと考えられますか。

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、一般質問通告表、決議案第1号、請願第2号、宮島ボートレース企業団議会議員当選決定書、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員当選決定書を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 配付漏れなしと認めます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、6番、小田上尚典議員、7番、賀屋幸治議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（細川雅子） 日程第2、一般質問を行います。

この際、念のためお願いをしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも、登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は、質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来どおり、5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打いたしますので申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

14番、日域究議員。

〔14番 日域 究議員 登壇〕

○14番（日域 究） おはようございます。くろがねの日域でございます。会派を代表して質問させていただきます。

最近、千葉県の台風の被害が、停電という形で今も尾を引いています。電力のない生活というのは、いかに大変かというのをテレビを見てすごく感じます。実を言うと、中国電力が木を切らせてくれと来ることがあるわけです。もちろんこっちがお金を払うわけじゃないんですけども、ああやって日ごろメンテナンスを電力会社がしてるんだと思えますけども、そう考えたときに、東京電力は、原発事故の関係もあるのかもしれませんが、ひょっとしたら千葉県というか、あのあたりにおいて、日ごろのメンテナンスが足りなかったんじゃないかなという気も勝手にしております。いずれにしても、早く復旧するように願っております。

さて、今回の質問ですが、二つあります。一つ目は、不都合を解消するための提案です。もう一つは、私が議員になったころから、ずっと聞いてみたかったというか、自分の中で腑に落ちなかった古い問題の改めての質問でございます。

では、最初の問題です。これは、学校選択制の問題ですから、教育委員会へのお尋ねとなると思います。

学校選択制につきましては、制度が導入される前より、ある保護者から相談を受けたことがあります。近所の小規模校に子供を通わせたくない。どうしたらいいかというものでした。お母さんの考えは、自分が卒業した近所の小学校に我が子を行かせたくないというものです。

○議長（細川雅子） 日域議員、申しわけありません、一般質問の途中ですが、工事の音が大きくて、皆さんに聞こえてないようなんですよ。暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

10時05分 休憩

10時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） お待たせいたしました。休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

多少、音は聞こえると思いますが、大きな声でお願いいたします。

それでは、14番、日域究議員の質問からお願いいたします。

[14番 日域 究議員 登壇]

○14番（日域 究） 小規模校の話をしました。小規模校には、小規模校に限りませんが、長所もあれば短所もある。短所の一つがクラスがえがないこと。6年間、余り馬の合わないクラスメイトと過ごすというのは大変な負担だと思います。そういうことがあったのかもしれないかもしれませんが、とはいえ、何の制度もないわけですから、合法的な手は打てません。

それで私が言ったことは、住所をかえなさいと。住所をかえてしまえば、それは自動的にそうなります。それしかなかったんですけども、それからしばらくして学校選択制というものが導入されました。学校選択制が全て100点ということは、もちろんこれありません。中には、クラス担任を選択させろという人もいますから、何でもかんでも選択がいいとは思いませんが、学校選択制ぐらいはあってもいいと私は考えております。

問題は、そのことによる二次的な不都合、それは避けなければなりません。今回の問題は、まさにその部分です。細かな話ですから、何もここで言う必要はないんじゃないかという気もしないでもなかったんですけども、皆さんに聞いてほしいということもありまして、この一般質問の場を使ってお尋ねしてみようということにしました。

現行の制度は、入学するときだけに、ただ1回選択することができるというものですよ。具体的には、教育委員会が春に入学予定の子供の保護者に対して、入学通知書というものを送ります。その前の一定期間に、その児童生徒の保護者からの要望を受け付けて対応するというものです。したがって、他の町で既に就学している児童生徒が大竹市に転居してきた場合には、選択はできないことになります。

そんな中で、具体的なお尋ねです。例えば、小学校1年生と幼稚園の年長児の兄弟が他

市から大竹市に転入してきたとします。1年生の兄は学校の選択はできません。しかし、年長兄は、ちょうど今ごろから選択希望を申し出る期間に入りますから、そのときに申し入れをすれば学校選択ができることとなります。

そもそも学校区の真ん中に指定された学区があるとは限りません。現に、大竹市内においても地区によっては大半の子が隣の学校区の学校を選択しているというところもあります。そのような地区に引っ越してきた場合、兄はみんなと異なる本来の指定校に行き、弟は便利な選択校へと別れることになるのでしょうか。それとも、弟も選択せずに兄と一緒に近所の子供たちと反対方向の指定校に毎日歩いて通うのでしょうか。これはまさに人生をも左右しかねない問題だと思います。

お尋ねしたいのは、転入の児童生徒についても、学校を選択させることはできないかというものです。言い方を変えれば、選択させると、どのような不都合があるのかとも言えます。私には思いつく不都合がありません。制度設計上の単なる見落としのようにも感じますが、いかがでしょうか。

ちなみに、廿日市市に尋ねたら、学校選択制をあちらでは「学校区の弾力化」と呼んでいるみたいです。その理由はいろいろあるみたいですが、転入の場合でも、地理的条件を理由とするものだけは認めているということでした。

兄弟が別々の学校に通うということは、いかなる理由があっても不自然です。改善は簡単だと思いますが、御答弁のほど、よろしく願いいたします。

2番目の問題です。

大竹市は昭和30年代以降、財政力指数で示される財政力の面では極めて健全な状況を維持し、この点は揺らぐことなく現在進行形でもあります。しかし、将来負担比率等で示される財政状況といえば、平成のある時期に状況が一変し、借金の返済に苦慮しているのが現実です。一体何があったのか。もちろん大願寺山宅地造成事業であり、それに並行する東栄沖の埋め立てにかかわる話なのですが、地方財政制度から見た、その核心的な部分について、私が最も知りたかったものの一つをお尋ねしたいと思います。

まず、私が持っているもので最も古いものは、平成2年1月に、大竹市と広島県で交わされた合意文書です。そこには、大竹市が大願寺山から土を出して、広島県が行う埋め立て事業にそれを提供することが書いてあります。

当時は景気が絶好調であり、地価も高く、今から見れば乱暴な契約にも見えますが、当時の空気を思い出せば理解できないこともありません。残念なことは、その後、施工時期がどんどんおくれる中で、世界の経済状況が一変したことです。おくれた理由は政権交代した細川政権による大竹港の位置づけの変更だとされていますが、そのあたりに大竹市が何かの判断を間違えたというようなものは見当たりません。おくれた理由は全て国と県にあるとも言えます。大竹市は状況の変化に翻弄されながら、あれこれ必死に対応しただけと思われるんです。

ただ、当初の合意から10年後の平成12年4月、経済状況が大きくさま変わりした中で、改めて広島県から当初計画どおりに土の無償提供を求められ、それを受け入れることを実質的に決めるための議案が、市議会に出されています。何と年度が始まった後の4月6日

です。しかし、その審議における、本会議と建設水道委員会ですが、その市長答弁には、違和感を禁じ得ません。

当時、既に地価は下落し、大願寺山宅地造成事業の採算性は非常に厳しくなっていました。競艇事業からの配分金も、この10年の間に年間10億円からゼロにまでなっていました。財政調整基金も大きく減っていました。しかし、東栄の大竹工業団地からの年間7億円程度の税収で何とかしのげるという答弁を行い、全ての議員がそれを信じていたようです。7億円あるのであれば大願寺山の宅地を値下げしたらいい。そういう提案まで建設水道委員会を出されています。議員は大きく勘違いをし、しかも執行部はそれを訂正していないのです。

ここでのキーワードは、地方財政制度の根幹とも言える地方交付税です。当時の助役の答弁において、東栄の工業団地から見込まれる固定資産税の税収については、地方交付税に触れることなく7億円程度の収入と期待を持たせる表現にとどめ、その一方で、県が大竹港をつくることに関する大竹市の負担金、大竹市が負担するわけですが、約50億円である。それを借金で払った場合、その借金返済額の約75%は地方交付税に加算されるから、実質負担は15億円程度であると監理課長は交付税のメリットを詳細に答弁しています。

つまり、大竹市が受け取る税収は、その約75%分の交付税が減額されて、実質、歩どまり約25%であるにもかかわらず、そのことは言わない。その一方で、大竹市が負担するお金については、交付税があるから少なく済みますよと強調しています。それを聞けば、議員は財政の見通しを大きく誤解してしまいます。

そのような間違った答弁で議案を通しながら、入山市長が誕生した後、東栄沖からの税収を土地造成特別会計に繰り入れるという制度ができました。そのときには、もちろんそんな制度を無視できませんから、繰り入れるのは税収額の25%、75%減りますからね。税収額の25%とされました。

そのときに、個人的に先輩議員が私にしゃべったことを今でも覚えています。東栄から10億円の税収があるとすれば、100億円の借金が残っても10年で返せる。返した後は丸もうけ。われらはそう説明を受けた。交付税なんか聞いてない。彼はそう言いました。

少なくとも平成12年4月の答弁どおりであれば、大願寺山宅地造成事業終了の平成18年3月の起債残高127億円を、それから13年間も今、返しているんですけども、まだ77億円残っています。50億円しか減っていません。あの答弁どおりであれば、とっくに完済できているはずですよ。

もうこれは済んだことですから、もうほとんどある意味では意味のないことですが、この事実を知って、今後の教訓として生かすために、あえてお尋ねしているものです。交付税の問題に気づかなかったのか、それとも議案を通すため、うそを承知で、あえて触れなかったのか、入山市長は御存じないかもしれませんが、財政の得意な副市長は多分、御記憶にあるんじゃないかと思えます。御答弁よろしく願いいたします。

済みません、これで壇上での質問を終わります。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） それでは、日域議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の小学校・中学校の学校選択制度の不備の修正につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

2点目の平成を振り返って大竹市の財政状況を問うについてでございます。

平成12年4月6日開催の建設水道委員会で、公有水面埋立地の用途の変更について、審議がされています。当時の議事録によりますと、執行部の答弁では、東栄の大竹工業団地に年間約5億円から約7億円の税収が創出されること、従業員数の増加等による経済的な波及効果が期待されることには言及していますが、増加する税収の約75%が普通交付税の基準財政収入額に算入され、普通交付税の額が減少することには触れていません。

その一方で、建設に係る県営事業負担金支出の説明では、発行する起債の償還額が基準財政需要額に算入され、一般財源の負担額が減少すると説明していることは、議員御指摘のとおりでございます。

それぞれの説明に誤りがあるわけではございませんが、何しろ20年近く前のことであり、なぜこのような答弁であったかを、今になって推しはかることはできません。

私は、以前から職員に、議会にはできるだけ早くに情報を提供し、理解を得られるよう努めてほしいと伝えており、こうした努力の積み重ねにより、お互いの信頼関係を築いてまいりたいと考えています。

最後に、土地造成特別会計の現況についてでございます。

旧小方小・中学校跡地の問題もございしますが、平成20年2月に議会でお示しました償還スキームを基礎として、土地売払収入、一般会計からの繰入金等により、これまで30億円以上の起債の償還を行っております。まだ長い時間がかかりますが、この償還スキームを基礎として、議員や市民の皆様の御理解を得ながら、これからも解決に向けて取り組んでまいります。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、日域議員の小学校・中学校の学校選択制度の不備の修正についての御質問にお答えをいたします。

本市の学校選択制度は、児童生徒の就学する小学校、または中学校を保護者及び児童生徒の希望で選択することを可能とし、学校選択の機会を拡大することにより、通学区域の弾力的運用を図ることを目的に実施をしております。

学校選択制度は、小・中学校の第1学年、入学予定者のみが対象となっており、入学済みの児童生徒は対象ではありません。入学済みの児童生徒が指定学校以外の学校へ就学するには、学校選択制度ではなく、指定学校変更の申立てという別の手続をすることになります。

指定学校変更の申立ては、市内で転居をしたが、転居前の住所地の指定学校に通学し続けることを希望する場合や、指定学校に希望する部活動がないため、その部活動のある学校への就学を希望する場合などが主な理由となっておりますが、市外から転入した場合

の指定学校変更については、規定を設けておりませんでした。議員の御意見のとおり、入学時だけでなく、本市に転入した児童生徒にも学校を選択できる機会を設けるべきであると考えますので、今後、関係規則及び実施要綱などの見直しを行っていきたいと考えております。

以上で日域議員への答弁を終わります。

○議長（細川雅子） 副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） お名前が出ましたので、御答弁というかお話をさせていただきます。

実際のところ、平成17年のこの委員会、当時、私は財政担当ではございません、人事担当でございました。平成9年4月から平成18年3月まで人事担当でございます。この委員会にも多分、出席していないと思います。その後は日域議員御存じのとおり議会事務局でございます。その後いろいろ異動して今現在の職にございますが。

この委員会記録を改めて今回読ませていただきました。いろいろなことがあったんだというような感想を持っておりますが、実際のところ、財政担当としての答弁であれば、説明不足の面が多々あったように感じております。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） 学校選択制の話ですけども、ありがとうございます。よく若者、よそ者が物事を変えていくという言い方をしますね。多分この議場の中にいる人間というのは、多くは大竹市以外のことを余り知らずに、大竹市の中でずっと人生を送ってきた人の塊みたいなもの。だから私は大竹市に転入したことがないですから、だから、よそから来た人の話というのは、意外とこういう内部にいる人間には気がつかないのかなと。

たまたま今回、そういう話を聞きましたから、聞いてみただけですけども、ぜひこういう立場でないとわからないことが多々あると思いますけども、そういうことは細かく気をつけておいて、修正すべきところは修正していただきたいと。今回はそういうお答えをいただきまして、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

2番目の問題ですけども、正直言いまして、答弁が悪いというのは、本当は情けない気はするんです。議会側も、ある程度の準備をしておいて、それで、こうじゃないのと言う仕事もあるわけですから、その部分では、あの間、どうなっていたんだろうかという気はします。

私は物好きですから、いろんな資料をちびちび集めていました。きょうもこの議会の中に新しい議員さんがおられますが、4名かな。私が議員になったのが平成15年ですけども、その直後の決算特別委員会に私は、委員としていました。そこで中川市長がある委員の質問に対して答弁しているんですけども、私は知識がないから答弁自体は全く記憶していません。知識がないということはそういうことなんだと思いますけども。

そこで、この平成15年11月14日の決算特別委員会の議事録の一部をあえて紹介させていただきます。質問したのは、岡部委員です。「港湾整備によって、あるいは工業用造成によって上がるであろう将来の益税に対して、期待を持って、したがってそれによる事業に対

する穴埋めというかそういうものに期待を持っている。そういう意味での捉まえ方をさせていただいているんですが、その辺の考え方を聞かせていただければ」という議事録上の文章です。それに対して当時の市長答弁です。「東栄の上がる利益でということで、私も当時勉強不足で恥ずべきことですが、8億円の实入りといたら、大体32億円の利益を上げなければ、4分の1ですよ、地方交付税算入だとかいろいろ計算していくと。8億円の实入りを、実利を考えようと思えば、32億円の利益を上げなければならない。逆に8億円を総合計だとすると、2億円しか利益は上がりません、実質的には。そういうのをどういうふうな説明をし切ってこられたかということにつきましては、私も当時から勉強不足でして、追及ということは私もできませんでした。ただ、現状からいうと、32億円利益を出すということは、非常に厳しい状況だろうと、説明し切れないうらやましいという気はしております。」だから、この平成15年の時点で、市長サイドとしてはわかっているわけですね、このことが。平成12年のときにはないわけです。

それで、平成17年6月13日本会議の一般質問で、やっぱり同じようなものがあります。「それでは、山本議員の御質問にお答えします。起債の借りかえというのは、いわば当面の策として借金の先延ばしにすぎません。本当に大事なものは、お借りしているお金を実際に返済していくということでございます。造成した土地の売却収入で起債の償還を全額賄うのが事業の本来の姿ではありますが、大願寺山造成事業は、造成原価で土地を処分することができず、たとえ全ての土地が処分できたとしても、巨額の債務を抱えることになってしまうことが避けられない事業であります。私も議員であったときには、県が施行する大竹工業団地からの税収で、不足する部分は十分賄えるという説明を受けてきましたが、普通交付税の算定方法を考慮しますと、この説明には疑問があるというのは、今さら申し上げるまでもないことだというふうに思っております。」。

私が残念なのは、これ、市長は正直にしゃべっています。これに対して議会のほうから、このたった3年、いや、これは十何年ですから5年後か。これに対して次の言葉はないんですよ。まあ言ってもしょうがないと思ったのかもしれませんが、私も知識がなかったのもありますよ、これは大きな反省点ですけども、方向がどっちに決まったにせよ、議論すべきところはして、大変なら大変、それなりに事実をきちんと把握した上で、じゃあこういう方向でやりましょうと、厳しかったら厳しいなりに頑張りましょうでいいわけですけども、肝心の議論がそこで抜けているというのは、議会のあり方として寂しいなという気がしています。

地方交付税というのは、いろんなところで顔を出しますよね。一番何ていうか、地方財政独特の制度ですから、それはぜひ皆さんで気をつけておかなきゃいけないですし、昔、議会で、これは執行部の方に言う話じゃありませんけども、議会で勉強会をしたことがあります。そのおかげで私は知識を得たという面もあるんですけども、ぜひ議員としても、ちゃんと執行部の言った答弁の足りない部分について、気づくようなことをしなくちゃいけないと、自戒を込めて思っております。

それで、平成15年には中川市長がそう思っているわけですけども、もうここから先は何とも言いようがないですけども、豊田市長のあの期間を思えば、本当に天国から地獄みた

いに、もう景気は悪くなるし、いろんな悪条件が重なって、あのときは県が仕事をストップすると、半分以上、そういうのがあって、じゃあ余った土を岩国基地へ有償で売ろうと。もうさっきの平成12年4月の議会は、有償化するかしらないかで皆さんもう舞い上がっているわけです。それを市長のほうで諦めたというか、県に渡す以上、もう有償化は不可能だということだと思いますけども、有償化かどうかなわけです。

今、私の周りは、それこそ幼児教育・保育の無償化で、無償化という言葉がもうぐるぐる回ってますけども、その当時、大竹市議会の中では、土の有償化ということで皆さんもうそこへ全部集中しておるわけですから、とても地方交付税とかそういうことには頭が回らなかったんだろうなと思いますけども、ただ、それから何年もたっても、この質問は、私が見る限りどこにもないんですよ。1回は聞いておかななくちゃいけないなと思ひまして。

正直、例えば中川市長の時代に、中川市長がこういう答弁をされていますけども、そういうときにも、そちら側の内部で「交付税、ああやったよね」という話は全くないものなんでしょうか。これはもちろんなければいけないで結構ですけども、御記憶があれば教えてほしいなと思います。

○議長（細川雅子） 副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 今の質問の趣旨を、いまいち私は理解できてないんですが、中川市長の答弁があったときに、そういう交付税の話があったかどうか、その当時は交付税の話は職員間でもあったと思います。

正直言いまして、私が財政担当でおったのは5年間でございますが、平成4年から平成8年の時期だと、何も持ってないんですが、その時期でございます。その当時はまだ競艇事業収入の配分金がたくさんありましたので、交付税という論議が、議会自体でもされた記憶はほとんどございません。質問自体から、財政についての交付税とかいう内容についての質問はなかったように記憶しております。間違いだったらごめんなさい。もう25年、30年前の話。それが競艇事業収入の配分金がなくなってから、そしてこの東栄、大願寺の話が出て、ようやく交付税、財政問題について、議員の方々の議会での話、協議、質問が始まったように記憶しております。

当時の中川市長も、財政状況が非常に苦しくなったピークでございますので、当然、交付税等の話はしておりますし、その当時、中川市長の後かな、当時、議員の方々とも交付税の勉強会等をやらせていただいております。それにつきましては、最近まで新しく議員になられた方、新人議員の方にも、交付税の勉強会等をやっておると思っております、もし間違えたらごめんなさい。

それで、今回も当然、交付税の勉強会等をやることについては、何ら問題ないと思っておりますし、この件につきましては、議長のほうとの協議となってくると考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） ありがとうございます。また調べてみたいと思いますけども、ただ、

それは埋め立て事業をやって、そこから入ってくる税収が丸々もうかるのであれば、こんなぬれ手であわな商売はありませんから、財政力さまざまありますけども、ただ今回、ヒアリングをしまして、ふえた税収の25%しか残らないとはいいいながら、それが残るか残らないか、これは未来永劫ずっと続くことですから、だから、それは計算違いはあったかもしれないけども、これからもその部分は、エンドレスですから、この25%の余分がずっと続くことは、財政にとって非常にありがたいことだというお話が雑談の中でありました。

だから、そういう意味では、やはり財政力のあるまちをこれからも維持していくということは非常に大事だと思いますから、その辺よろしく願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続いて、4番、小中真樹雄議員。

〔4番 小中真樹雄議員 登壇〕

○4番（小中真樹雄） おはようございます。新議員となりました小中真樹雄と申します。

今回の市議会議員選挙は無投票だったわけですけど、私は本当にじくじたる思いを抱いております。やはり議員というのは、選挙の洗礼を受けるというのが第一義なので、その点については大変残念です。自分がたとえ落選したとしても、選挙があったほうがよかったと思っております。

それはいいとして、これから、私が考えていることを質問させていただきたいと思えます。無投票によって選挙公報がお蔵入りしてしまったので、私が選挙公報で提案した三つのことについて、回答をいただきたいと思えます。

現在、少子高齢化が何か全て悪いみたいに言われておりますが、これはもう事前にある程度わかって想定されていた事態に、政治が30年間何もしてこなかったことによるひずみが出ており、今の我々は高度経済成長時代とかバブルとか、そこそこ恩恵を受けてきた、我々とかその前の世代はそういう世代ですが、それで30年間、財政収支不均衡とか財政収支均衡とかの諸問題を政治家が全部先送りしてきた結果、今の子供たちは、その莫大な借金をずっと背負わされて生きていかなければいけないわけです。

だから、私はその子供たちが少しでも明るい可能性を抱けるようなことに努力して、自分が議員であるときには、何とかそれをしていきたいと思っております。

それで、第1番に要望したいのは、政府が消費税率の引き上げをするために、導入した大学無償化は、住民税非課税世帯と年収約380万円ぐらいまでの世帯ですか、対象になるのは。だから、そういうすごい非常に厳しい制限を設けて、もう中間層への配慮がないことを、毎日新聞は、これは大学無償化などと言えるのかと書いております。

それで、当市でも奨学金制度はあるんでしょうけど、何か他市とは違うということを示すためにも、私は奨学金は給付型に移行したほうがいいんじゃないかと。例えば、某テレビ番組によりますと、アメリカでは、貸与型は学生ローンといって奨学金とはみなしておりません。給付型はスカラシップとして、スカラシップこそが奨学金と認識しております。

私は、新聞記者時代、周防大島町を取材してまして、星野哲郎さんの星野哲郎記念館が、平成19年でしたか、開館したときに、星野哲郎さんは私財の1,000万円を市のほうに寄附しまして、それで周防大島町は10年間、年間20万円、それを5人の高校生、高専生、

看護学校生に寄附したわけです。

当然、それにはレポートを出させるとか、あと学校長の活動とか活動内容の証明とか、何かいろいろ大会で上位に入賞したら、そういう証明とかも全部出すようにしていましたけども、5人をその年ごとに表彰というか、そういう形でやっていたと。

やはり、ほかのいろんな貸与型の奨学金というのは、日本学生支援機構ですか、日本育英会ですか、そういうのとかいろいろありまして、だから、市としては、そういうことができないかということをお尋ねしたいと思います。

第2なんですが、私は大抵、何もないうきは毎日、立戸地区にある大竹市立図書館で、まず新聞を4紙か5紙、全部見て、あと何か読む本はないかと行っているんですけども、新刊がなかなか入らないなど。毎日新聞の山口東版というのに、各市の図書館の予約本ランキングというのが載ってまして、山口市立図書館とか下関市立図書館とか、そういうところの図書館って、結構、最新刊が載っていて、うらやましいなと思っているんです。

私が電話で調べたところ、大竹市は図書館の図書購入費が約800万円ということなので、廿日市市と岩国市に尋ねたところ、廿日市市は約1,800万円、岩国市にいたっては4,718万円、これはただし広域合併の結果、図書館の数が多いというものもあるかもしれませんが、それにしても、私は大竹市立図書館に本がないときは、南岩国の岩国市中央図書館に行つて、ないかなと探したりもしているので、岩国市はそれなりに充実しているとは思いますが、だから何とか、今800万円というんですけど1,000万円ぐらいにできないかなということをお尋ねしたいと思います。

それと、新刊本の購入に際して、どういうふうな選び方をしているのかなというのを、私は疑問に思ひまして、その新刊本の中に地球の歩き方が入っていて、これ、新刊本に要るのかなと、いろんな人の考え方はあるんですけど、海外旅行に行く人が大体買う本だと思うんですけど、マニアックというか、もう少し人気のある本を買ってほしいなという思いもあって、どういうふうに選ばれているのかということをお聞きしたいと思います。

第3点は、地域おこし協力隊員を配置してはどうかということなんです。

定住促進で、奨学金の返済免除を定住促進とリンクしているというのは、ほかの市でもあることだとは思いますが、やっぱり奨学金と定住促進をリンクさせるのは、いかなものかという思いは私にはあります。だから、定住促進は定住促進で、また違ったアプローチすべきだと思っております、それには地域おこし協力隊員を一遍、配置とか採用してみるのもいいんじゃないかなと思っております。

広島県では16市町で地域おこし協力隊員が採用されておりますし、近隣では岩国市、柳井市、周防大島町、田布施町、そこら辺でも採用されております。

だから、地域おこし協力隊員というのは、おおむね1年以上3年以下の期間そこに住んで、そこがいいと思えば、また交代して誰かが来て、また3年住んで、それでまたというふうに、だんだん更新していくわけですけども、そこにずっと住んでいる人だけでなく、よそから来た人が、そこに住んでいる人と交流して、その魅力なり問題点を考えて、いいところを例えばSNSで全国に発信してもらおうと。そういうことで成果を上げているところもあると思うんです。

いろいろ地域のコミュニティに支障を来すとか、そういう不安はあるのかもしれませんが、それよりも、やっぱりいろんな人と交流して、その地域の魅力を発信していく。例えば大体、離島とか山間部とかいうケースが多いので、阿多田とか栗谷町とかに地域おこし協力隊に来てもらって、そこのよさを発信してもらうことはできないかと、私は個人的に考えているわけですが、いかがでしょうかということをご提案したいと思います。答弁よろしくをお願いします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 大竹市をよくしたい、市民の幸せのために働きたいと御決断され、立ち上がられましたこと、敬意をあらわしますとともに感謝を申し上げます。御提案をいただきましての御質問、ありがとうございます。

それでは、小中議員の御質問にお答えいたします。

1点目の奨学金制度と2点目の図書購入費につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

それでは、地域おこし協力隊の配置についてでございます。

地域おこし協力隊は、三大都市圏や政令指定都市などの都市部から、地方に移住し、山村や離島などの地域課題の解決や交流促進のため、活躍する人材を、地方自治体が募集・配置する制度でございます。活動に伴う費用は、上限はありますが、国から特別交付税で措置されることになっています。

制度発足から10年が経過し、制度の浸透とともに隊員数も増加しており、平成30年度には全国で5,000人を超えました。任期が満了した後も、そのまま定住したり起業したりするケースも珍しくなく、成果があらわれています。

本市におきましても、過去に地域おこし協力隊の活用について、可能性を模索したことがあります。年間を通じて人員を配置する規模の事案がなく、これまでのところ募集したことはありません。

広島県内でも多くの事例があり、数年前になります。状況を伺ったことがございます。目的に応じて取り組みが推進される反面、課題もあるようでございます。嘱託職員として採用した市町では、労働時間の制約があるため、迅速・柔軟な対応が難しいとのことでございました。逆に、自由に独創的な活動ができるよう雇用契約を締結していない市町もありますが、年金や健康保険などが個人加入となり、隊員の経済的負担がふえることや、活動実態の管理の難しさなどを挙げられていました。

また、全ての市町ではありませんが、隊員の配置に伴い職員の事務が増大するケースもございます。

定住促進の観点では、数名の採用では直接的な効果は多くは望めません。しかしながら、活動の過程が発信され、さまざまな形で外部との結びつきが強まることや、新たな産業創出や交流促進により本市の魅力が高まり、住んでみたいと感じる方がふえていく点では、効果が期待できるものと思います。

当然のことながら、全てが順調に活動されているわけではありません。さまざまな事情

があるのだと思いますが、任期が満了する前に退任される方も1割程度おられます。隊員と地域がそれぞれの立場を尊重し、同じ目的に向かってよりよい関係を築くことができるかが成否を分けるものと思います。

本市では、既に地域においてさまざまな形で自主的、精力的に活動されている方々もいらっしゃいます。取り組みをより加速させるために新たな人材を望まれるのであれば、地域おこし協力隊の活用を含めた支援策を検討していく必要があると考えます。

以上で、小中議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは小中議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の奨学金制度についてでございます。

本市の奨学金制度は、学業などが優良であって、経済的な理由により修学が困難な生徒に、無利子で学資を貸し付けし、有用な人材の育成の道を開くことを目的に、昭和42年度から実施をしております。現在の本市の奨学金は貸与型であり、卒業後6カ月間据え置いた後、最長10年間で返還していただいております。

平成24年度からは定住促進事業の一環として、2年間、大竹市に移住を続けている奨学生に対し、奨学金の返還を免除する制度を導入しており、本市奨学金制度の大きな特徴として位置づけております。現状の制度でも本市に移住すれば、貸付額の15%は返還の必要はありますが、残りの85%については返還が免除されますので、奨学生にとって大きなメリットがある制度だと考えております。

給付型に移行すれば、今以上に若い世代の方々にとって有利になるとは思いますが、市民の皆様の税金を原資としている以上、返還を求めない給付型の導入については慎重に検討する必要があります。

また、給付額や対象者数にもよりますが、支出が増大する可能性がある上、一定の継続性が求められる制度でございますので、市の財政状況を踏まえると、現状では難しいと考えております。

次に、2点目の図書購入費の増額についてです。

大竹市立図書館につきましては、総合市民会館と隣接した生涯学習の拠点として、また、市民の学習の場、触れ合いの場として、多くの市民の方々に御利用いただいております。

また、常日ごろより、図書館を利用する子供たちが増加するよう、乳幼児やその保護者を対象にした各種のおはなし会なども積極的に開催しているところです。

購入図書の選定方法につきましては、大竹市立図書館資料収集方針及び大竹市立図書館選書基準を教育委員会において定めており、この基準をもとに新刊案内、カタログ及び書店情報に加え、利用者からのリクエストなどをいただきながら、図書館の司書職員により、毎月購入する図書を選定し、図書館流通センターに発注をしております。

その後、図書館流通センターにおいて、ブックカバーやバーコードの加工を行った上で、図書館に納品されますので、貸し出しを始める時期につきましては、一般の書店で陳列されるよりも遅くなってしまう。

なお、自治体で図書館の規模や選定基準が異なりますので、新刊図書が他の自治体の図書館と同じ時期に一律に並ぶということはお約束できない場合もございます。御希望の図書がありましたら、リクエストしていただければ、比較的早期に皆様に貸し出すことができるかと思えます。

次に、廿日市市や岩国市との年間の図書購入費が、本市の予算額よりも多いということに関しましては、廿日市市や岩国市が本市よりも人口が4から5倍、図書館数は廿日市市が3館、岩国市は7館であることが大きな要因であると考えます。

なお、全国の自治体の図書館情報を取りまとめたものとして、日本図書館協会が日本の図書館2018を発行しており、掲載されている平成30年度の図書費を人口1人当たりに換算して比較しますと、本市は264円であるのに対し、廿日市市は164円、岩国市は269円であり、本市の図書費はさほど低い状況にはございません。また、県内の同規模の人口の自治体との比較においても、本市の図書費は極端に低い状況にはないところでございます。

このたび、小中議員から図書購入費を増額して図書館を充実させ、本市の文化的レベルのさらなる向上を図るべきとの御提案をいただきました。まことにありがとうございます。もちろん、予算額は多いにこしたことはないと思いますが、限られた予算でございます。どのように配分するかは近隣他市町の状況や市民の皆様の満足度なども勘案しながら、本市にとって適切な図書購入費の予算額を検討していきたいと考えております。

以上で、小中議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） 御答弁ありがとうございます。

まず、地域おこし協力隊の配置についてですが、何か、問題を設定するタイプと問題を設定しないでフリーに隊員になった人に考えてもらうのと、二つあると思いますので、やれるものなら一遍やってみてほしいなという思いであります。これはもう御答弁は結構です。

それから、奨学金についてなんですが、貸与型について1点私が疑問に思うのは、奨学金で定住してもらおうというより、要するに奨学金をもらった人が、例えば大阪府に行ったり東京都に行ったり、全国で名をなして、その人が何かで市の紹介をしたときに、大竹市出身というと、それはそれで大竹市の誇りなわけですね。

例えば、ノーベル賞を取った本庶佑さんが宇部市出身で、宇部市民が大変、非常に誇りを持っていると。そういう例もあるし、実際、まさしく星野哲郎さんみたいに、ふるさとに大変な恩義を感じて、それでふるさとに1,000万円を寄附するという人も出てくるわけなので、定住にあんまりこだわるべきではなくて、大竹市に住んでいる、または大竹市に通学している子たちに融資する、手助けをするという、そういう物の考え方も必要ではないかと思えます。

それは別に、貸与型とか給付型じゃなくて、奨学金は、そのように扱われるべきものだと私は考えます。

図書購入費の増額については、それはおっしゃるとおりで……

○議長（細川雅子） 小中議員、質問の途中ではございますが、質問の形式を一問一答にされておりますので、今の奨学金についての一つ質疑は終わりましたので、これで一旦区切っていただければ。

○4番（小中真樹雄） 奨学金については、あくまでも提案ですので、もう答弁は結構です。三つ目の図書購入費の増額については、できればふやしてほしいという思いと、新刊の選定方法はどうかのかなという思いが多少あるんですけど、できるだけ最新刊を早目に購入していただきたいという要望をして、回答は結構ですので、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続いて、3番、原田孝徳議員。

〔3番 原田孝徳議員 登壇〕

○3番（原田孝徳） くろがねの原田孝徳です。先ほど小中議員の発言にもありましたが、このたび、選挙公報が市民の目に触れることがなくなりましたので、私も、私の掲げた公約の中から、今回は運転免許証の返納問題と公共交通のあり方、それに伴う諸問題について、質問をさせていただきます。御答弁のほう、よろしく願いいたします。

ここ数年、後期高齢者による交通死亡事故が多発し、運転免許証を自主返納する動きが社会問題化しております。自治体の中には、返納者にさまざまなサービスの提案・提供をすることで自主返納を促す取り組みをしているところもありますが、本市におきましても、地域公共交通活性化協議会で同様の議論があるようですけれども、それと並行して、公共交通、とりわけ、こいこいバスについては、抜本的な見直しが必要な時期に来ているのではないのでしょうか。

本市のような小さなまちであれば、公共の施設、学校やアゼリアホール、サントピア、支所や公民館、それから郵便局や団地、スーパーなどの商業施設、そして医療機関を可能な限り巡回しても、せいぜい1時間かそれを少し超える程度でしょう。

私は、地域の公共交通を守り育てていかなければならないという思いと、ユーザーの視点から、この問題を考えることも必要だろうということで、ここまでバスを利用しておりますが、駅まで自転車が出て、それから乗りかえるのは少し手間です。これが後期高齢者となりますと、このような乗りかえの負担は想像以上にかなり大変なものです。

また、何年か前のことですが、特別支援学校を卒業し、地元の作業所に通うことが決まった高校生の親御さんから、バスで通勤はどうだろうかというような相談を受けたことがあります。自分の足で、自分の力で通勤するということは、本人の大きな自信にもなります。つまり、公共交通が広く整備されていれば、利便性だけではなく移動の際の負担の軽減や障害をお持ちの皆さんにとっての自立にもつながる。少数例かもしれませんが、公共交通をつくるということを考える面において、このようなメリットも把握しておく必要があるのではないかと思います。

そこで問います。運転免許証の返納問題は、単に公共交通を整備するというだけではありませんが、こいこいバスの延伸、それから、ルートの見直しについては必要であると考えているが、どうでしょうか。

公共交通以外にも、運転免許証の返納者にとって、その移動手段は電動を含めた自転車

や車椅子、そして、電動カーやシルバーカーなどが考えられますが、本市の場合、そのいずれにおいても、まだ幾つかの場所で安心・安全が確保されていない現状にあると思います。

例えば以前、電動車椅子で移動を試みたことがあります。電動車椅子の場合、わずかな段差でも上ることが困難でありましたし、普通の車椅子にしても段差はもちろん道路のゆがみや傾斜がありますと、押すほうもバランス感覚とかなりの力を要しますので、転倒の危険などが十分に想定できました。

それに、本市は高齢化が進み、まちがある意味、デイサービス化しているといっても過言ではなく、自転車にしてもそういうものがなければ事故の危険性はかなり少なくなりますし、できるだけ早くそのような生活の支障となる交通面での物理的な障害を除去することは、実際に車椅子などでまちを歩いてみると、安心・安全なまちづくりには必要不可欠なものであると実感します。

また、このたび、新町のゆめマートが撤退しました。スーパーやコンビニなどのお店は、半永久的にそこにとどまってくれるとは限らず、人口減少に歯どめをかけることがかなり厳しい現状の中においては、どこの地区がいつどのような不便な状況に陥るかわかりません。

そうすると、買い物などが容易ではなくなる運転免許証の返納者が出てくるのが予想されます。自分の好きなものを自分の目で見て、自分で買う。ごく当たり前の日常ですが、日々の生きがいや喜び、コミュニティや幸福感、そういうものが失われることになりかねず、施設勤務の中で多くの認知症の人を見てきた私には、そのような日常が少しでも奪われることには不安を感じます。

市民の幸せを考えるのであれば、このような日常を守ることこそ大切なのではないのでしょうか。運転免許証の返納者だけに限らず、全ての市民に対し、生活の支障となる交通面での物理的な障害を除去する取り組みは、今、もうされていると思いますが、現状で十分だと思っているのか、今後も継続して取り組む姿勢でいるのかを問います。

以上で壇上での質問を終わります。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 原田議員におかれましては、小中議員同様、大竹市をよくしたい、市民の幸せのために働きたいと決断され、立ち上がられましたこと、敬意をあらわしますとともに感謝申し上げます。御提案をいただいたの御質問、ありがとうございます。

それでは、原田議員の御質問にお答えいたします。

まず、こいこいバスの運行ルートの見直しについてでございます。

本市の公共交通体系づくりにおきましては、市民の移動を守る、まちづくりを支援する、住民みずからが守り育てるの三つを基本方針としています。また、沿岸部における整備コンセプトといたしましては、JR大竹駅・玖波駅間を結ぶ幹線交通の維持・活性化と、住宅地と幹線交通上の拠点を結ぶ支線交通の導入を掲げて進めています。

幹線交通を担うこいこいバスは、三つの理由によりJR大竹駅・玖波駅間を結ぶ運行ル

ートとしております。一つ目は、多くの市民が共通して利用する公共施設、生活便利施設、医療機関などを結ぶ運行ルートであること。二つ目は、利用者が目的地までの乗車時間が長過ぎると感じないよう、寄り道間隔を最小限に抑えた運行ルートとし、1便の走行時間を30分以内としたこと。三つ目は、限られた車両で一定の便数を確保するため、運行間隔をできるだけ短くし、利用者の利便性と運行経費とのバランスを考慮したことでございます。

その結果、現在のバス2台による運行で40分間隔を基本として編成いたしました。運行ルートを延伸した場合、現在の車両台数では運行間隔があき、利便性が低下してしまいます。また、現行の運行間隔を維持、あるいは短縮しようとするれば、車両をふやす必要があり、車両の購入や運行の経費が増大するという問題を抱えることとなります。

なお、平成30年9月のバス利用者のニーズ調査では、こいこいバスの運行ルートにつきましては、満足度が約49%、不満足度が約13%となっています。公共交通ですので限界はありますが、一定の評価はいただいているものと受けとめております。

これからも持続可能で利便性の高い地域公共交通網を構築するため、平成31年3月に大竹市地域公共交通網形成計画を策定いたしました。幹線交通であるこいこいバスと、支線交通の役割を担う乗合タクシーは、市民の暮らしに不可欠な移動手段であり、住民・交通事業者・市が協働し、運行サービスを維持する必要があります。運行サービス内容が利用実態や利用ニーズなどに合わなくなってきた場合は、効率化や利便性の向上を図るため、三者で協議し、必要な改善策を検討・実施することとしています。

引き続き、市民の皆様が愛される公共交通の運行に努めてまいりたいと考えております。

続いて、移動に関するユニバーサルデザインなどの取り組みについてでございます。

全ての方にとって、生活のさまざまな場面で支障となるものが少なく、移動しやすい暮らしやすいまちを目指していくことは、私ども行政の大きな責務の一つだと考えています。ようやくでございますが、庁舎の耐震改修に合わせ、この議場にも車椅子などの傍聴席と多目的トイレを設けることができました。

車椅子の方の移動の観点から、事例を紹介させていただきますと、こいこいバスや坂上線バスの車両は、自動ではありませんが車椅子に乗ったまま御利用いただける仕様となっております。

市道などの段差解消につきましては、可能なところから少しずつではありますが、改良している状況でございます。市民の方からの情報提供や職員が日々の業務の中で気づいた箇所などに対し、歩道の段差解消や勾配修正などを随時、実施しています。短期間に全てを改良することはできませんが、危険度や交通量、市道の工事計画などを踏まえながら、順次、整備していきたいと考えております。

また、大竹駅周辺施設など新たな施設の整備・改良の際には、道路の段差をなくす。歩道の勾配を緩やかにする。エレベーターを設置するなど、交通バリアフリーに配慮した整備を進めております。

今後も、市民の皆様が安心・安全に生活していただけますよう、道路や施設の整備に努めてまいります。

以上で、原田議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 原田議員。

○3番（原田孝徳） 答弁ありがとうございます。

なかなか難しい問題であるということは、この質問を考えて提案する上において、思っておりましてけれども、なかなかその延伸、それからルートの見直しというのは、いろいろと大変な部分もあるのかなと思っております。

ただ、先ほど例にも挙げました障害をお持ちのお子さんの親御さんの例で、やっぱり家の近くをバスが走っているから、そのようなお考えに思い立ったのでしょうかけれども、やっぱりバスが走ってないと、なかなかそのような思いには、たどりつけないのではないかと思います。今、多くの地域で、まだバスが走っていない地域があると思いますけれども、そういう方にとって、やはりそういうバスを利用して移動しようという考えには、なかなかいかないのではないかと思います。

近隣の自治体の中には、子供が通学にバスを利用しているところもあります。防犯上の観点からも特に有効な手段ではないかと思います。例えば、小方ヶ丘にはバスが走っておりませんが、そういうところにバスが走れば、安全の観点から、親御さんの中には、バスで帰らせるとか、そういう考えも思い浮かぶのではないかと思います。

それから、これから運転免許証を自主返納しようと思っている人や、本市に転居しようかと迷っている人にとって、バスがあることは、それを考える上での一つの大きなファクターになるのではないかと思います。

どのような形にしても、近くを走っていないことには選択肢とはなりませんので、市内のある程度、巡回し、もっと多くの市民が利用しやすいものにすれば、このまちのサイズからして、こいこいバスで十分ではないかと私は考えております。

先ほど答弁にもありましたように、生活に支障となる交通面での物理的な障害については、本市の場合、見た目にも随分とよくなってきたと感じます。車社会でもあり、そこはなかなか難しい問題ではあるのではないかと思います。高齢者の場合、転倒などをして骨折すると致命傷になりかねませんので、今後とも市民の安全・安心を第一に、できるだけスピーディーに、これからも取り組んでいきたいと思っております。

ユニバーサルデザインという言葉が出てきましたけれども、ユニバーサルデザインというのは、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインされたものであります。こういうものを積極的に取り入れていくということを伺いましたので、大変心強く思いました。

公共交通の問題に関しましては、確かに今、答弁の中でおっしゃられたように、いろいろと難しい面、困難な面もあるかと思いますけれども、本市におきましては、先ほど申し上げました、さらなるデイサービス化というものは避けられないし、待ってもくれないと思っております。安定した持続可能な公共交通にしなければ、市民に不安や失望を与えてしまう。

深慮遠謀という言葉があります。深慮遠謀というのは、遠い先の未来のことを見通し、計画を立てることです。ぜひ、今後は深慮遠謀な議論をして、本市の公共交通のあり方を考えていく必要があるのではないかと思いますので、現状、難しいところもあると

は思いますけれども、これからもそのような議論をしていってほしいというのが私の願いであります。

来年は、東京オリンピック・パラリンピックが開催されるということで、このユニバーサルデザインの気運がさらに高まることと思います。この運転免許証の返納問題は、公共交通のあり方、バリアフリー化について改めて考え直す契機となりましたし、このまま本市もユニバーサルデザインを推進し、ノーマライゼーション、ノーマライゼーションというのは、障害を持っている方、持っていない方が平等に生活できる社会の実現であります。本市もユニバーサルデザインを推進し、ノーマライゼーションを具現化させることが、住みたい、住んでよかったと感じるまちにつながるのではないかと思います。

これは、全市的な問題でもあると思いますので、皆様にも御理解いただき、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続いて、16番、山本孝三議員。

〔16番 山本孝三議員 登壇〕

○16番（山本孝三） くろがねの山本でございます。お昼前でお疲れと思いますが、よろしくお願ひいたします。

本席で、私の質問の項目は、前回に引き続きますダム放流による災害を防ぐというテーマでございます。

この件に関しましては、さきの議会でいろいろ市長なり担当者の職員の皆さんから答弁をいただいておりますが、その後、約1年間の時間の経過もありますし、西日本豪雨災害を受けての多くの自治体がダムに関する操作の規程、事前放流についての要望などを踏まえて、関係機関がそれなりの対応をしているというのが現状でございます。

小瀬川水系にかかわる三つのダムの操作の規程等について、その後、どのような検討がされておられるのか、その中身について、お伺いをしたいと思いますが、端的に市民の皆さんが納得ができるような答弁をお願いしたいと思います。

それから、二つ目の国保料の減免・軽減についての問題ですが、これも機会あるごとに市長をはじめ担当職員の皆さん方には実態を踏まえた問題点を洗い出して、減免可能な対応をしてほしいということをお願い申し上げておるところでございます。本席でも重ねての要望を兼ねた質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それで、このたび広島県国民健康保険団体連合会の理事長に、入山市長が就任されたという紹介が、この、ひろしまの国保という冊子に載っております。理事長といえば非常に責任の重い、また、各県内の市町村における国保運営に関する悩み等についても、それなりの解決に向けての方策等、御苦勞も多いと思います。

まず、大竹市から国保の運営、負担の軽減について、県内の一つの模範となるそういう役割を果たしてもらいたいという期待を込めて、質問をいたします。

それで、最近の報道に関しまして、さきの国保に関する質問の際には、何か私が一般会計から繰り入れをして国保料の軽減を図ったらどうかとか、平等割、均等割もしかり、特に均等割については非常に問題があると。赤ちゃんが生まれればいきなり何万円という負担が賦課されるという制度も問題があると。それから、国保に加入なさっておられる皆さん

んの多くが年金暮らしの方であり、職業を持たず、持っておっても非正規雇用のために収入が非常に低いと。こういう構造的な問題が指摘をされておるわけです。

こういう問題についても、ことし2月7日、参議院の予算委員会において、安倍総理もこのように述べておられるんですね。高齢化の進行や無職・非正規雇用労働者など低所得加入者が増加する等の構造的な問題がある。と、こういう答弁をなさった。だから、まずそこを踏まえた対応を市の段階でどう取り組むということを私は問いたいわけです。国保については、まだそこを明らかにしてもらいたいと思います。

登壇をしての質問は以上で終わりますが、ダム問題についても国保についても、ひとつ答弁のほうをわかりやすく、市民の皆さんが納得できるよう、重ねてお願いをしておきます。よろしくお願ひします。

○議長（細川雅子） 一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

なお、再開は13時を予定いたしております。よろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

1 1時43分 休憩

1 3時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

初めに、執行部から発言の訂正の申し出がありましたので、許可をいたします。お願ひします。

教育長。

○教育長（小西啓二） 先ほどの私の小中議員への答弁の中で、訂正箇所が2点ございます。大変申しわけございませんでした。

1点は「2年間、大竹市に移住を続けている小学生」、そしてもう1点は「現状の制度でも本市に移住すれば」と、そういう表現をしてしまいました。これは「移住」ではなくて「居住」でございます。私の大きな間違いでございます。御訂正のほうをよろしくお願ひいたします。申しわけありませんでした。

○議長（細川雅子） それでは、16番、山本孝三議員への答弁を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 山本議員には、14期にも及ぶ長き議員生活の間、一貫して弱いお立場の市民の皆様に寄り添った市政活動をされておりますこと、敬意をあらわします。

それでは、山本議員の質問にお答えします。

まず1点目のダム放流による災害防止についてでございます。

小瀬川水系での災害防止に関連する会議は、小瀬川水系3ダム1堰通警報関係機関等連絡調整会議と小瀬川水系大規模氾濫時の減災対策協議会の二つが設置されています。3ダム等の連絡調整会議は、小瀬川の河川管理者である国土交通省中国地方整備局と各ダムの管理者及び広島県と山口県の土木関係部署、並びに沿岸の4市町に加え、管轄する警察署と消防本部等の担当者で構成された会議で、ダムの操作説明や情報交換などの連絡調整を

目的としています。今年度は、4月22日に開催され、本市から総務課と消防本部が出席し、ダムの概要や連絡体制などについて確認したところでございます。

小瀬川減災対策協議会は、国土交通省中国地方整備局、広島、山口両県と沿岸3市町に加え、広島、下関各地方気象台で構成され、小瀬川流域の減災対策に関する検討、見直し等について協議しています。今年度は、6月14日に総会が開催されています。総務課が出席し、小瀬川流域の減災に係る取り組み状況について、報告を受け、意見交換をしています。

この協議会の取り組みとして、平成28年に水防災意識社会再構築ビジョンに基づく小瀬川流域の減災に係る取組方針を策定しましたが、昨年の西日本豪雨災害の経験を踏まえ、大規模な災害が予想される場合の指定避難所の活用や住民などへの情報伝達、提供する情報に対する理解などの課題に対する取り組みを追加し、各機関と市町で実践することとしています。

ダムの運用につきましても、国土交通省中国地方整備局が平成25年度以降、弥栄ダムの洪水時の放流について、放流量を規定よりも減らす操作ができるよう運用を見直したところでございます。このため、昨年の西日本豪雨の際は、放流量を毎秒300立方メートル以下にコントロールすることができ、下流の水位観測所では、ダムがない場合に比べ、約2.4メートルの水位低減を実現できたとのことでございます。

また、国土交通省が設置した異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関する検討会の提言を受け、ことしの6月25日からは事前放流の運用を開始しております。これは、計画規模を上回る洪水流量が想定された場合に、利水容量のうち、水道用水、工業用水、発電用水を除いた容量の一部をあらかじめ放流して、ダム貯水位を下げおくための操作です。

この操作により、洪水に備えるための容量をより多く確保し、異常洪水時の放流操作への移行をおくらせることによって、ダム下流域への浸水被害の軽減やより多くの避難時間を確保することが可能となります。

続いて、2点目の国保料の減免・軽減についてです。

まず、昨年度からの国保運営の広域化に伴う保険料率の考え方について、御説明いたします。

平成29年12月に、県内の全市町合意のもと、県において広島県国民健康保険運営方針を策定しました。この方針により、令和6年度からは県内の全市町で統一された保険料率をベースに、市町ごとの収納率を反映させた準統一保険料率を用いて国保料を決定することになります。将来的には、収納率の差が市町間で少なくなった段階で、県内の全市町で保険料率を完全に統一することを目指しています。

なお、令和5年度までは激変緩和措置期間として、市町の裁量により、財政調整基金等の自己財源を活用して、保険料率の急激な上昇を抑えることも可能です。

本市も今年度、保険料算定時に、被保険者数が減少したことに伴い、所得割の課税標準額が減少し、所得割率が昨年度と比べて1ポイント以上増加しました。このため、本年6月17日の生活環境委員協議会で御報告いたしましたとおり、財政調整基金を1,500万円取

り崩し、所得割率を引き下げたところ です。

次に、低所得者に対する軽減措置について、御説明いたします。

国の低所得者に対する軽減措置として、所得に応じて均等割と平等割を2割、5割、7割の3段階で軽減する仕組みがあり、該当世帯の被保険者数に応じて軽減割合が大きくなります。

独自の軽減策については、先ほど、県の運営方針で御説明したように、現在、市内の全市町が保険料率の統一を目指して取り組んでいる中で、激変緩和以外の目的で、独自の軽減策を検討することは適切でない と判断しています。

また、国の制度設計においても、国保の安定的な財政運営は法に基づく公費負担と、負担能力に応じた被保険者の国保料から成り立つものとされています。そのため、独自の軽減策に対する国・県からの補助金等の財政支援は見込めません。市の負担増加は最終的に、このたびの制度改革の趣旨である安定的な財政運営に逆行することになります。

とはいえ、国を挙げて少子化対策に取り組み、市としても総合計画に出生率の増加を掲げている中で、子供の数がふえることにより、負担が増加する仕組みには、一考の余地があるとも感じており、国全体の制度として整備していく必要があると 考えます。

全国市長会では、本年7月に開催された第89回全国市長会議において、子育て世帯の負担軽減を図るため、子供にかかる均等割保険料を軽減する支援制度を創設することを重点提言として取りまとめ、国に対して積極的な措置を求めています。国における制度化が早期に実現するよう、全国市長会を通じ、継続して要望してまいります。

国保の運営を安定的、持続可能なものとするための広域化です。市として言うべきことはしっかりと主張してまいります。県内の全市町の総意に基づいて足並みをそろえて取り組んでいきたいと考えております。

以上で、山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） ダムの放流に関する問題ですが、昨年9月6日にダムの放流に関する災害防止について、一般質問をさせていただいております。それで、新たな動きとして、今、市長のほうから答弁がありました。ことし6月25日からは、事前放流の実施をするということが決まったようですが、この事前放流の具体的な操作と申しますか、これは性格がそれぞれ違うダムですから、弥栄ダムだけが事前放流をするということになるのか、中国電力が管理する渡之瀬ダムを事前放流するというようになるのか、県が管理する小瀬川ダムについても同じようなことをやるということになるのでしょうか。そこのところをもう少し具体的にわかるように説明をしてもらいたいと思います。

それで、何で私がこのダムの問題について、繰り返し質問をさせてもらうかといえば、昨年4月に中国電力が管理をしております新成羽川ダム、電力会社の管理ダムには、事前放流をするという規定がないんだということで、下流住民に対する大きな被害を出したということですが、大竹市にも中国電力が管理する渡之瀬ダムがあります。これは事前放流の対象として、ダム操作の規程に加えられたんですか。

それから、県営ダム、これは三原市の椋梨ダムですか、あの平成30年7月豪雨の際に、

棕梨ダムは通常の50倍の放流をしたということで、下流の浸水面積700ヘクタール、ここでは3人の方が犠牲になりました。それから呉市の野呂川ダムでは50ヘクタール以上の浸水がありまして760戸の住宅が被害を受けた。それから東広島市の福富ダム、これも県営ですが、ここでは約700ヘクタールの面積が浸水して、住宅3,824戸が被害を受けた。といった個々のダム放流による被害の実態が、今では明らかにされとるわけです。

それで、大竹市の場合、渡之瀬ダムの下流の栗谷町には多くの方が住んでおられます。さらにその下流の小瀬川ダムに関係する流域では岩国市美和町の住民が住んでおられます。それから、弥栄ダムの下流からいけば、小瀬川の兩岸にそれぞれ住民の皆さんが生活を構えておられる。さらに言えば、大竹市の都市計画区域、何万人という市民が住んでおられるこの地域の被害想定はされておるんですか。

今、県のほうも豪雨に対する災害の見直しをするということで、浸水ハザードマップの作成を進めるとか、避難指示の利用について改善策を考えるという取り組みをされておるようですが、大竹市の被害想定はどういうことになっていきますか。それで、被害を想定しての浸水ハザードマップ、これは作成されておるんですか。そここのところを一つ聞かせてもらいたいと思います。

それから、似たようなダム操作が大きな問題になって、愛媛県の鹿野川でも大洲市民3人がダム放流によって犠牲になった。野村ダムは西予市民5人が、ダム放流による犠牲になった。ダム操作の規則が20年以上改定されていなかったという実態も明らかになっております。

だから、そういうことに関して、私はこういうふうに改定されたということを住民に周知もするし、議会に対してもつまびらかにして、仮に心配な部分があれば、さらなる検討を加えて改善策をとるとか、安心できるなら安心できるように日ごろから住民に、避難も含めた周知をどうするかということも含めた対応をすべきだと思うんですが、もう一度改めて答弁願いたいと思います。

それで、元内閣官房参与で防災・減災ニューディール政策担当の京都大学大学院工学研究科教授の藤井聡さんという方が、この豪雨に関する問題点の指摘をされている記事がある新聞に掲載されたのを私も目にしました。ここへメモをしたんですが、今、1時間に80ミリ以上の豪雨が降る回数は30年前に比べて約2倍にふえている。これは世界中の災害を見たら明らかなように、気候変動による結果だということだと思いますが、だから、豪雨災害は日本のどこで発生してもおかしくない状況なんだ。こういう指摘をされておるんですね。

ですから、これは質問の主題ではありませんが、大竹市も都市排水についての機能を強化する。新町3丁目の新町雨水排水ポンプ場の早期建設とか。高潮とか満潮と重なると、大竹市の大半がため池になる。こういうふうに都市排水の機能の整備もおくれているのが現状なので、特にダムによる災害を日ごろから重々目を光らせて、市民が安心できるような方向で取り組んでもらうということを要望にかえてお願いするので、もう一度、御答弁をお願いします。

それから、国保の問題なんですが、市長が広島県国保連合会理事長に就任されたという

この機会に、さらなる検討を加えてもらって、被保険者資格証明書や短期被保険者証、あるいは無資格の加入者、こういう方への差し押さえで財産が処分されるという悲劇が起こらないよう、国保の運営をお願いしたいと思うんですが、それで、改めて聞くんですが、安倍総理も今の構造的な問題があるんだということを国会審議の中でもお認めになっておるんですね。

そこで、具体的に、市長を初め担当者のほうで、構造的な問題があるとすれば、そのところをどういうふうに認識されとるかということから問題を掘り下げてみて、可能な軽減措置を具体的にとるということになろうかと思うんですが、そのところの理解といますか認識といますか、どういうお考えなのか聞かせてもらいたいと思います。

それで、先般、参議院の選挙がありましたけど、選挙が終わった途端に、今度は国のほうでは、社会保障の各分野において、負担を求めるということを勇気を持ってやるんだということを言い始めた。その中身は何かといえば、国保料をとにかく一般会計から繰り入れれば、それは違法だとか、今、全国的に広がりを見せておる均等割の減免制度について、そういうことをやれば違法性が高い、そういうことをやっちゃいけないのじゃということ、国保の制度の中に導入して法的に縛りをかけ、何のことはない自治権の侵害にも当たるようなことを今、厚生労働省を初め議論をされておるようですが、そういうことに自治体の長として、大いに裁量権を発揮して、構造的な問題があるとしたら、そのところからどうするかという視点で、今後の取り組みを考えてもらいたいと思うんですが、改めてもう一度、御答弁をお願いします。

○議長（細川雅子） 危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） それでは、山本議員の小瀬川ダムに係る御質問からお答えさせていただきます。

小瀬川水系における事前放流の運用についての御質問でございますが、小瀬川水系には御存じのとおり大きなダムが三つございます。弥栄ダムと小瀬川ダムと渡之瀬ダムがございまして、これらのダムは利水を目的としたもの、または治水を目的としたものとありまして、利水につきましては水道用水等、または発電用水、これをためておくものでございます。治水につきましては洪水調整を目的とした水をためる容量を持ち合わせているものでございまして、弥栄ダムと小瀬川ダムにつきましては利水と治水、両方を兼ね備えたダムでございます。渡之瀬ダムについては水力発電を目的とした利水専用のダムとなっております。

事前放流の運用についてなんですけど、利水と治水両方持ち合わせている弥栄ダム、小瀬川ダムで運用が可能となるということなんですけど、小瀬川ダムにつきましては、容量が小さいということでもありまして、現在のところ事前放流は考えていないという回答を得ています。

弥栄ダムにつきましては、先ほどの答弁にもありましたように、今年度より、利水の余剰部分を利用して事前放流を行っていることを開始したということでございます。

一方、渡之瀬ダムにつきましては、水力発電を目的とした利水専用のダムでございますので、入った水をそのまま流すという形になります。上流で雨が降って、入ってきた流入

水量をそのまま下流に流すということですので、利水以外の治水部分の調整は持ち合わせていないという形になりますので、ダムがあってもなくても同じ水量が川を流れるという形になります。

続きまして、2番目の浸水想定でございますが、浸水ハザードマップというものを大竹市でも作成しております。また、弥栄ダムにつきましてもダムの放流量に基づいてどのくらい放流をして、どこが危険になり、また、どこが越水するかという想定をされております。これらの両方の情報等を兼ね備えて、各ダムと連携をしながら、大竹市の災害対策本部でも避難情報の発令等を考えているような状況でございますので、洪水時につきましてもしっかりと連携をして災害対策を行っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 先ほど山本議員のほうから2月7日の国会の参議院予算委員会の中での、同じ質問に対する答弁の中で、当時の厚生労働大臣が次のように述べられています。

国保においては全ての被保険者がひとしく保険給付を受ける権利があり、被保険者全体の相互扶助で支えられているので、応分の保険料を負担していただく必要があると考えている。このため子供がいる世帯も、世帯の所得のほか、子供も含めた被保険者のニーズに応じて一定の負担をいただくことになるということで、厚生大臣を含めてやっぱり行政機関として問題があるというのは認識されているということで、同じような形で私どもも認識しています。したがって、先ほど市長の答弁にありましたように、市長会を通じまして今の制度の、抜本的な見直しについて引き続き要望しておるというのが実態でございますし、我々も認識しているところでございます。

以上です。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） そうするとあれですか、運営は、部長がおっしゃるように、安倍総理の認識よりか厚生労働大臣の認識を是として大竹市は、今後もやるんですか。厚生労働大臣の国会での発言を、私もここに新聞の切り抜きを持っておるんです。しかし、それは安倍総理がおっしゃるような構造的な問題点を無視した立場でしょう。所得の少ない構成員が毎年のように高騰する医薬品や診療報酬、患者には責任がないのにそういう外的な要件によって医療費が高騰する。その医療費に対応するために保険料を値上げせざるを得ないという大きな側面がある。それに追いつけないのが構造的に、所得の低い年金暮らしの人やら、雇用でいえば無職や非正規の人と、こういう高齢者等による、構成員によって国保料は成り立っているわけやね。

それで、私はここに全国知事会の社会保障常任委員長が、全国の国保の運営が非常に困難で、過酷な保険料を賦課せざるを得ないという実態がある。だから、政府としては構造的な問題を踏まえて、公費の投入をすべきだということを主張されて、1兆円公費の投入を求めているわけですね。それで、こんなことは今の部長がおっしゃるように、今の厚生労働大臣が言うように、国保加入者が全体が支えるんだ。そんなことを言っているからだ

うにもならんよ。だから、構造的な問題があるという認識をどう思っておられるのかということをもっと聞いてください。加入しとる者が支え合うのが基本で、収入があろうがなかろうが知らない、医療費をおまえらが払えというような言い分が通りますか。

既に今、全国の市町村段階で、私が去年の一般質問で提案もしたり、紹介もさせてもらった子供の均等割をせめて第2子から減免するとか、廃止をすとかいうことを北海道の旭川市でも、岩手県の宮古市でも、宮城県の仙台市でも福島県の南相馬市、白河市も、新潟県の佐渡市も、東京都の昭島市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市も、既に実施している。第一子の子供から実施しとるところでも石川県の加賀市、愛知県の一宮市、大府市、茨城県の取手市、最近、幾つかの市町で今の均等割の減免等を実施するという事例が紹介をされておるんですが、そういうことを全部あれですか、今の厚生労働省が不当なことで違法性は高いものだ。あくまで加入者全員が支え合うのが原則だから、そんなことはする必要はないという、そういうことでいくんですか。

そうじゃなしに、現実に高過ぎる国保料を何とかしてほしいという実態があると。それも加入者の皆さんがぐうたらで保険料が高くなるんじゃないんです。国の施策によって高くなりよるんでしょ。

薬価でもそうでしょう。どこで決めるんか、国民には秘密にされて、製薬会社と政府機関の一部のものが密室で薬価を決めるんね。その高い薬価のために国保料が家計を圧迫しとる。

診療報酬だってそうですよ。全国の医師会の会長と国の間で報酬をどうするかということの協議があつて、それで決まるんでしょ。だから、国の対応によって患者さんには責任のない部分が医療費を押し上げている現実もあるわけですから、そこを無視して、加入者がみんなで支え合うのが原則だと、それは子供を含めて負担してもらわないとしようがないよというようなことを言うとしたんじゃあどうもならんでしょ。もう一回そのところをどう思うのか、国がそう言うんじゃけん、まあ、しょうがないよとこうおっしゃっても、行政の最高責任者は安倍総理だ。その安倍総理が。

- 議長（細川雅子） 山本議員、時間になりましたので着座してください。もう時間です。
- 16番（山本孝三） 時間かい。
- 議長（細川雅子） 答弁。
- 16番（山本孝三） もう一度答弁してください。
- 議長（細川雅子） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 先ほど私の答弁が不十分で申しわけございませんでした。

当時の厚生労働大臣の答弁というのは、厚生労働省としても問題であるということをおっしゃられていることだと思いますし、私どももそういった形で、例えば、子供の数がふえることにより負担がふえる仕組みについては問題があるという考えておりますので、その認識については厚生労働省がおっしゃるとおりでございますというわけではございません。問題としては認識しているところでございますし、先ほど市長のほうからも答弁を申し上げたところでございます。

なお、そのとき、先ほど一緒に申し上げればよかったですけれども、厚生労働大臣の後に安倍総理が次のように答えられています。

子供の均等割保険料の今後のあり方については、財政支援の効果や国保財政に与える影響などを考慮しながら、厚生労働省を中心に国保制度に関する国と地方の協議の場で引き続き議論していきたいということで、安倍総理もやっぱりそういう形で問題であるということは認識されておりますし、今後、制度の中について議論すべきであろうということを述べられておりますので、つけ足して答弁させていただきます。

以上でございます。

[発言する者あり]

○議長(細川雅子) 山本議員、もう時間が終わっておりますので。

続いて13番、山崎年一議員。

[13番 山崎年一議員 登壇]

○13番(山崎年一) 9月議会の一般質問、最後になりました、くろがねの山崎でございます。6月議会の一般質問で取り上げました大竹市の太陽光発電の現状と課題についてを引き続き問題点の抽出と、地域住民の安心・安全な生活を担保するための方策等について問います。

なお、6月議会での答弁を引用しておりますので、重複することがあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

広島県は、高知県、山梨県に続いて全国で第3位の日射量を誇る太陽光に恵まれた県と言われております。太陽光発電は、自然と人に優しいエネルギー源として温室効果ガスなどを排出せず、また、資源の枯渇の心配もありません。そういったことから地球温暖化の防止や新たなエネルギー源として世界的な規模で期待され、我が国においては平成24年7月からFIT、固定価格買取制度が施行されて以来、再生可能エネルギーの普及が進んでおります。

一方で、住民とのトラブルも多発、増加しております。自然環境や景観の破壊、土砂災害や土石流、強風によるソーラーパネルの飛散など、周辺住民の健康被害も懸念されておるところであります。

折りしも9月9日、台風の強風による影響ではないかと言われておりますが、千葉県の上野ダムで水面を活用した水上メガソーラーが火災を起こしました。ダムの湖面に5万枚余りのパネルが並べられ、水上発電では国内最大規模と言われておりますが、このパネルが強風により数十メートルにわたってめくれたり、あるいは、折り重なって火災が発生したということでもあります。

ところで、本市や周辺地において3カ所の大規模太陽光発電事業が計画、実施されていることはさきの6月議会一般質問において明らかにしてきたところです。本市の場合は、水源涵養機能を持つ山林を広範囲にわたり伐採し、建設されることで周辺環境の変化や生態系への影響、傾斜地や土地改変地への設置は土砂災害に対する危険性が高まり、地域住民との間でトラブルとなっており、弥栄ダム湖の水質汚染も心配されているところでございます。

また、弥栄ダム湖は広島県民はもとより、岩国市など山口県東部の住民にも広く飲料水の水源としても供給され、3カ所の建設地はいずれも弥栄ダム湖の上流に位置し、玖島川や高祖川から弥栄ダム湖に流入をしております。谷和地区の太陽光発電計画は当初全体面積70.7ヘクタールで、4.7ヘクタールの東京ドーム約15個分という膨大なものでありました。建設が実行されれば緑のダムと言われる森林は伐採され、水源涵養機能が失われ、泥水や汚染水などの発生も予測されます。また、集中豪雨による鉄砲水や土砂災害等の危険性が飛躍的に高まり、当然にして周辺住民はもとより、建設予定地の下流域に生活されている住民の生命、財産に対する重大な脅威となることは6月議会の一般質問でも明らかにしてきたところでございます。

ところで、6月議会の一般質問の御答弁では、前飯谷地区の住民の皆様方から環境面での影響を強く懸念していることの陳情を受けていること。そして、市では、開発事業者に対して、地域住民へ十分に説明するよう、また、前飯谷川が生活水となっていることから、安心・安全な生活水の確保は特に重要なことであり、今回の谷和地区の開発計画を住民が懸念していることも、お話を伺っています。

その後、先月になって、これは5月のことですが、開発事業者から現在提出している申請書を一旦取り下げて、前飯谷地区に影響のある河川流域を除いた区域を開発区域として改めて申請する意向と聞いております。今後、見直し後の図面などが整いましたら改めて県、市、自治会に説明されることとなっております。との御答弁をいただいております。

初めに伺います。

先日、改めて開発事業者から見直し後の計画図面が示されたとのことですが、この見直し後の計画図面の概要について伺うとともに、計画図面についての本市の見解として、計画図面は地元住民の反対、地域住民の陳情に十分応えられるものと判断されていすか。今後地元自治会等との話し合いの予定はありますか。また、大竹市、開発事業者、自治会住民との話し合いなどの予定もあればお伺いをいたします。

次に、前飯谷地区自治会に続いて、栗谷町谷和地区自治会の住民の皆様が太陽光発電所建設計画に反対する陳情を提出されたと伺っています。

2点目に伺います。

谷和地区の陳情について、どのように受けとめられておられるのかを伺います。地元説明会等の開催状況、地区住民の要望等について、また、今後事業計画者に対してどのように対処、要請されようとしておられるのかも伺います。

次に、弥栄ダム湖の水質汚染について伺います。

6月議会の一般質問でも伺いましたが、御答弁では、このような林地開発は広島県が林地開発許可権者で、県が内容等に関して審査する。一定の審査が進むと、関係自治体に対して意見照会がなされる。弥栄ダム湖の水源は広島県の西部地域、山口県の東部地域など、広範囲にわたる重要な水源で、当該箇所からの排水等によって水道の水源が汚染されることのないよう、審査、指導されるよう、広島県に意見を述べさせていただいている。というものでありました。

また、山には森林の保全、水源の涵養、災害の防止という広域的な機能がある。これら

の機能を開発によって損なわれないよう、審査し、大竹市としても意見を述べていきたいという趣旨で御答弁をいただいております。

林地開発についての水質汚染や土砂災害に対応する部分については、御指摘のとおりだと思っております。私が伺いたいのは、環境省や自然エネルギー庁が懸念している、開発による泥水の発生や太陽光発電施設による水質の汚染についてであります。雑草の処理や発電効率を上げるための器具の洗浄など、適切に行われる必要があります。また、老朽化した発電パネルやパワーコンディショナーなどの器具の放置、FIT、固定価格買取制度終了後の施設の回収、廃棄など、いずれも適正に行われなければ太陽光パネルの損壊部から鉛やセレンなどの有害物質が流出し、土壌汚染を招く危険がある。下流に位置する弥栄ダム湖の水質が汚染される可能性があるということで対策が必要ではないかということをお伺いしていました。

3点目に伺います。

環境汚染や弥栄ダム湖の水質汚染など、どのようにお考えなのか、改めてもう一度お伺いをいたします。

次に、6月議会に引き続き、環境影響評価条例などによる太陽光発電の規制について伺います。

6月議会の御答弁では、太陽光発電の普及は地球温暖化対策からも必要であるとされ、地上設置型の大規模太陽光発電、メガソーラーについては、傾斜地における土砂災害や動植物生態系への影響といった生活環境や自然環境への影響のほか、森林伐採や太陽光パネルの景観などへの影響などを懸念される状況が全国各地で発生しており、現時点では太陽光発電施設の設置は、国においても、広島県の条例においても評価の対象条例となっておらず、事業者の実施義務はございません。と答弁をされております。

続いて、現在国において、来年度から出力4万キロワット以上のメガソーラーの全てと環境への影響が大きいと考えられる3万キロワット以上のメガソーラーに対し、法令による評価の実施が適用される見込みでございます。また、広島県の条例においても、太陽光発電施設の設置を環境影響評価の対象事業とし、国の基準よりも小さな発電出力でも評価対象として検討するよう、機会を捉えて働きかけていきたいと考えています。と御答弁をいただいております。

現在、国も広島県も、太陽光発電施設の設置は、環境影響評価の対象事業となっておらず、国は今後環境への影響が大きいと考えられる3万キロワット以上のメガソーラーに対し、法令による評価の実施が適用される見込みであること。広島県は太陽光発電施設の設置を環境影響評価の対象事業とされていないこと。大竹市として国の基準よりも小さな発電出力でも評価対象として検討するよう働きかけていきたい。というものであります。

本市の太陽光発電の規模はいずれも3万キロワット以下で、国が環境評価の対象としている規模3万キロワット以上には達しておりません。また、広島県環境影響評価に関する条例も太陽光発電については規制がされていないというのは先ほど述べた実態であります。

太陽光発電事業は事業参加のハードルが低いと言われております。また、さまざまな事業者が参入され、事業主が次々とかわることが頻繁に起こっていると聞いています。発電

事業が終了した場合やもしくは事業継続が困難になった場合においては、太陽光発電の設備や器具が放置されたり、原状回復がなされない場合は、放置設備などから有害物質の流出の可能性が生じるなどの懸念があります。

全国の太陽光発電の普及、啓発に取り組み、太陽光発電システム設置者らでつくるNPO法人、この法人は太陽光発電を推進する立場に立たれている東京都の法人であります。共同代表理事の都筑建氏は、今は再生可能エネルギーの普及ばかりに目が向いているが、地域に及ぼす影響を放置すると必ず社会問題化する。法や条例の整備が必要だと指摘をされています。谷和地区や前飯谷地区はもとより、栗谷地区全体の地域の景観や周辺の生活環境を守り、防災や自然の調和、資源の保護などに万全を期することが重要であります。

以上のことから、今後地域住民の理解を得ることなく、大規模太陽光発電施設の工事が実施されれば、地域住民にとっては到底看過できないものと考えます。

4点目に、国の環境影響評価法に適用されない、県の規制条例にも適用されない、そういった法の網を抜けることのないよう、地方自治体が条例で規制するべきと考えます。多くの住民の水がめとしての弥栄ダム湖の上流で大規模な森林伐採による太陽光発電施設が計画され、市民の不安が増大している中で、環境影響評価条例を制定し、一定の歯どめをかけながら行政と地域住民が太陽光発電事業の安心・安全な開発に協力していく姿勢が求められていると思います。こういった考えについてお伺いをしたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

以上、壇上での質問を終わります。よろしく御答弁のほど、お願い申し上げます。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 今話題の全国的に急速に進んでいます太陽光発電につきまして危惧されること、御質問いただきました。ありがとうございます。

それでは、山崎議員の御質問にお答えいたします。

谷和地区の太陽光発電施設建設に伴う林地開発につきましては、本年4月に林地開発許可申請が県に提出された後、地区住民の意見を踏まえ、開発事業者が計画の内容の一部を見直しています。

その経過ですが、4月に開発事業者が前飯谷地区で事業の説明会を開催したところ、地区住民から、生活水として利用している前飯谷川の上流域の開発に対して、環境の悪化などを強く懸念し、計画に反対する意見や前飯谷川上流域の開発は行わず、環境への影響を及ぼさない計画を求める意見があったとのことでございます。

開発業者はこれらの意見などを踏まえ、当初の計画区域から前飯谷地区への影響のある河川流域を除いた計画に変更しています。8月21日に広島県から林地開発許可申請に関する意見について本市に照会された計画の内容を見ますと、全体の面積は59.7ヘクタール、開発行為に係る面積は35.6ヘクタールとなっています。また、発電出力は経済産業省資源エネルギー庁公表の認定情報によると2万9,700キロワットとなっています。市は、このたびの計画への意見照会に対し、前飯谷地区や谷和地区住民への説明の継続、周辺環境への影響や水質汚染の防止、太陽光モジュールなどの適切な点検・検査の実施などについて

指導するよう、広島県へ意見の申し出をしたところでございます。

陳情書は先日、谷和地区住民の皆様から出されたもので、飲料水となる弥栄ダムへの有害物質の流出や水質汚染、大規模な開発による自然破壊・生態系の崩壊、除草剤などの散布による水質汚染、太陽光パネルの破損などによる有害物質の流出、太陽光パネルの最終処分が不透明なことなどから、発電終了後に産業廃棄物処理場になる可能性があることなどを懸念して、太陽光発電施設の建設に反対する趣旨となっています。本市としましては、これまでも関係地区住民へ十分に説明するよう、機会あるごとに開発事業者に働きかけをしており、これからもこの姿勢を維持する考えです。

次に、太陽光発電施設の設置に伴う水質汚染などの環境汚染の見解についてです。

議員が懸念されますように、事業者が適正な管理、運営を怠った場合には水質が汚染されるおそれがあります。市としては許可権者である広島県に対し、開発事業者への指導を強く求めていくしかありません。林地開発申請への意見照会においても、機器などの適正な管理により、水質汚染の防止措置を講じること、国の定めた太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインに基づき、廃棄物は適正に処分すること、水道水源が汚染されないよう、濁水分離や維持管理を適正に行うこと、水質検査を定期的を実施するとともに、その内容を情報提供することなど、周辺地域の環境保全への対応について申し出をしております。

最後に、環境影響評価条例の制定についてです。

国の動きとしましては、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令が本年7月5日に公布され、令和2年4月1日から施行されます。

主な改正内容は、環境影響評価が必要となる太陽電池発電所の設備の規模を出力4万キロワット以上とし、特に、環境への影響が大きいと考えられる事業については、出力3万キロワット以上とすることが示されました。

現在、環境影響評価の具体的な項目や検査内容、予測及び評価の手法を定めた省令や手引の整備が国により進められているようでございます。

また、広島県に対し、国の動きを受けた今後の対応を確認したところ、現在、他県の情報を収集中であり、太陽光発電事業を評価の対象とするかどうかも含め、県の環境影響評価条例を改正するかを検討中であるとの回答をいただいております。

市としましては、現在、太陽光発電事業の環境保全対策として、独自の環境影響評価条例などを定めている県外自治体の状況や県内各市町の太陽光発電事業の件数や問題点、今後の対応などについて情報を収集しているところであり、引き続き国や県の動向を注視しながら、適切かつ効果的な環境保全の手法について研究してまいりたいと考えています。

以上で山崎議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 山崎議員。

○13番（山崎年一） ありがとうございます。国や県の状況というのは依然として変わっていない。実際には6月議会よりは法の施行がなかったわけですから。環境影響評価法の一部を改正する政令の施行が令和2年からなされるということでもありますから、前に進んではおるのですが、しかし、対象は3万キロワット以上ということでありまして、大

竹市の場合は今の2万9,700キロワットということになりますと対象外である。要するに、国も県も大竹市が現在直面している太陽光発電事業については何ら規制のやりようがないというのが実態であります。

そういったことで、市長さんが最後におっしゃっていただきました、今、他の自治体からいろんな情報を集めておるということの中で、やはり前向きにこの条例については取り組んでいただきたいということが私の思いでありまして、前飯谷地区の陳情には1の項目で、水質、飲料水への影響ということが懸念に挙げられていました。前飯谷地区の流域については事業を中止したので影響がないという答弁でありましたが、山林の水源は伏流水であります。山の中をどのように水が流れているのか、水脈というのは見た目ではわかりません。だから、ここからこっちは飯谷に流れるから、ここからこっちは高祖谷に流れると言われてもそう割り切れないのが山の伏流水であります。そういったことについてはどのようにお考えなのかをお伺いします。

2の項目では、自然環境への影響ということで、鉄砲水や土石流の危険があると指摘されています。確かに前飯谷川へのそういった土石流の災害は解消されるかもしれませんが、森林の伐採、土地改変により土砂災害の危険は解消されていない。前飯谷地区にはないかもわからんけれども、ほかの地域への土砂災害というのは実際に危険性があるわけでありまして、陳情書の中では、土砂災害の危険があるではないですかということをおっしゃっています。前飯谷だけのことではなかったんだと思います。

それから、3の項目では、事業終了後の影響ということで、ソーラーパネルなどの事業終了後の適切な処分が行われるのか心配だということも反対の理由に挙げられています。この部分についても一切解決をされてはいません。

陳情は地区住民の生活水の汚染だけで反対されたのではありません。森林破壊、環境破壊、生態系の破壊、弥栄ダム湖の水質汚染など、多くの地域住民の生活を守る視点での要請であったと思うわけでありまして。陳情書をもう一度しっかりと読んでいただけたらわかるのではないかと私は思うのでありますが、谷和地区の山林は御存じのように弥栄ダム湖の水源に当たり、広島県や山口県など広範な地域住民の生活水であります。水質汚染が生活環境に異変を起こすのではないかと危惧をされています。陳情の趣旨に応えられたとは私は到底判断はできません。

そういったことで、今のこの3点、このことについてどう考えていらっしゃるかということをお聞かせください。

それから、太陽光発電施設については法規制が不十分なため、各地で住民等のトラブルが発生しております。有効な規制がない中で各自治体が条例や要綱やガイドラインなどを規制するしかないのが実態であります。そういったことから、地方自治体の中ではそういった取り組みをし、実際に条例を制定して運用しているという自治体も多くあるわけでありまして、大竹市の場合は大規模太陽光発電の事業者さんと地元住民がトラブルとなっているわけでありまして、行政も国や広島県の動向を見てからという姿勢ではなく、早急に取りかかるべきではないかと私は考えます。事業が着手されてから法や条例を後から整備しても間に合いません。後追いの規制は何ら効果を示さないというのが法律の

建前であります。地元住民の皆さんと共同でできるような健全な太陽光発電事業を育てる姿勢が求められると私は思うのでありますが、ここらあたり、先ほどの前飯谷地区の陳情の話の件と、今の件、4つについてお伺いしてみたいんですが、よろしくお願ひします。

○議長（細川雅子） 産業振興課長。

○産業振興課長（小田健治） 私のほうから、まず、前飯谷地区からの陳情の件、それとあと、谷和地区からの陳情の件につきまして、御説明をさせていただきます。

先ほど御質問、あるいは、御答弁させていただきましたとおり、前飯谷地区のほうから陳情が出ております。前飯谷地区におかれましては説明会を開催しまして、そこで出た意見を踏まえまして、まず開発事業者のほうが前飯谷川の上流域については今回の開発事業区域から外すという形で計画の見直しがされております。

その際には、見直しをした後の図面が正式にかたまった後につきましては、地域のほうへ、その図面を持って説明にあがります。と、自治会長さんのほうにお話をされております。こうした経緯を踏まえまして、この8月の盆のあたりで、開発図面と、この計画に対する説明を、事業者のほうから自治会長のほうに話をされているとお聞きしております。

その内容につきましては、まずは先般も市のほうと前飯谷地区、あるいは、谷和地区もそうですけど、基本的に何かありましたらお互いに情報を共有するという形でこれまでもお話をさせていただいておりますが、前飯谷地区の自治会長さんとお話をする中で、9月に入り事業者から提出のありました図面と、あとは事業者から聞いたお話を、まずは地域の中で話をしてみると。この内容を踏まえて、例えば、4月に行われた、いわゆる説明会で言った自分たちの意見が十分に反映された見直し計画かどうかということ再度そこで話をしてみても、必要があれば自治会長から開発事業者に対して、再度説明会の場を設けてくださいという話がなされております。そういう話をお聞きしておりますので、市のほうとしましては自治会長のほうに話が終わった際には、どのような話がされたか、あるいは、さらに事業者に対してさらなる説明を求めるかどうかということをお話しておりますし、自治会長からもその旨了解は得ております。その辺の意見を踏まえることによって、自治会としての意見が反映された計画となっておるのかどうかというのが、ある程度の方向性が見えてくるのかなと思っております。

谷和地区からの陳情の件でございます。

谷和地区のほうからは、今議員さんからお話がありましたように、多方面による、いわゆる懸念ということで陳情をいただいております。ただ、この計画につきましては、やはり懸念が大きいということで、内容を見ますと、そもそも大きな山を切り開くということに対しての反対ということが文面を見る限りは見受けられます。

開発事業者さんのほうにつきましては、地域説明会というのは谷和地区においてはされてはおりません。そういう状況ではございません。ただし、個別に今まで回っていく中で、谷和地区の集落側の山の尾根ですか、尾根筋から小瀬川沿いのほうに向かったところ、一定の下がったところから山に手を加えていくということで、表面的な水については谷和地区の集落側のほうには流れ込むという計画は今ではされていないという話を聞いておりますので、この辺につきましても市のほうとしましては前飯谷地区、あるいは、谷和地区につ

きましては、地域の皆さんと色々なお話を聞かせていただく中で、市としてどういうことができるかを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 山崎議員。

○13番（山崎年一） 丁寧に御説明をいただきありがとうございます。1つ伺いたいのは、当初の計画のときに2万9,700キロワットで、現在縮小されて2万9,700キロワットということで私は答弁を受けとめたんですが、そここのところを聞かせてください、縮小されたんだから当然少なくなるんじゃないかなと思ったものですから。

それから、結局、地域に説明会をなされたときの出した意見と陳情書の内容が若干変わっていったという部分があるのかなと私は思うのでありますが、出されたのは陳情書でありますから、陳情書の趣旨を私は伺ったわけで、そこについてはやっぱり陳情書の中身については一つも解決はしていないというふうに私は思うのであります。そここのところをまた今後の課題としてお願いしたい。

実は、こういった問題が一番起こるのは太陽光発電設備の廃棄対策についてという、2018年11月21日付けの資源エネルギー庁の資料を、ホームページから引き出したものでありますが、この中に大体まとめてあります。経済産業省資源エネルギー庁が2018年7月24日に公表した、2040年、太陽光パネルの廃棄物の問題、これは後に11月21日にさらに検討資料として発表されています。その中では、日本における再生可能エネルギーの主力である太陽光発電は、2012年に固定価格買取制度が導入されて以降、加速度的にふえてきました。この太陽光発電に使用する太陽光パネルは、製品寿命が約25年から30年とされています。そのため、FIT開始後に始まった太陽光発電事業は2040年ごろには終了し、その際、太陽光発電施設から太陽光パネルを含む廃棄物が出ることが予想されています。こうした廃棄物問題を避けて通ることはできません。太陽光発電事業は、ほかの発電事業と同じように長期的に行われる事業ですが、その一方、ほかの発電事業と異なる幾つかの特色があります。一つは、事業への参入障壁が低いため、従来の発電事業者だけでなく、さまざまな事業者が取り組みやすく、なおかつ、事業の途中で事業主体が変更されることが比較的多くあるということです。

2つ目は、太陽光パネルの種類によって異なる有害物質が含まれているということです。このような特性を持つことから、将来の太陽光発電設備の大量廃棄をめぐっては懸念が広がっています。太陽光パネルが適切に廃棄されないのではないかと懸念です。問題となるのは事業者が所有している事業用太陽光です。実質的に事業が終了していても、コストのかかる廃棄処理を行わずに、有価物だとしてパネルが放置される可能性があります。廃棄の費用を捻出できない、あるいは、費用を準備していなかったりなどの場合、ほかの土地に不法投棄されるのではないかと懸念もあります。

放置や不法投棄を防ぐためには、電気を売って得た収入の一部を廃棄などの費用として積み立てておくことが有効です。しかし、実際に積み立てなどの対策を講じている事業者は少ないのが実態です。資源エネルギー庁の発電事業者へのアンケート調査によりますと、将来的な廃棄を想定して廃棄・リサイクル費用の確保をしているかとの問いに、低圧電力

事業者の74%が積み立てをしていないと回答し、何らかの方法で確保しているのはわずか26%の事業者でした。高圧電力事業者では廃棄リサイクルの費用を確保していないと回答したのは59%で、確保しているのは41%でした。このように不法投棄される懸念が大きいことが示されています。

また、廃棄物ではないと主張された場合には、対応が困難であることも大きな課題とされています。太陽光パネルにはパネルの種類によって鉛、セレン、カドミニウムなどの有害物質が含まれており、それぞれ適切な処分方法があります。ところが、含まれる有害物質の情報が廃棄物処理事業者に伝わっていないために、適切な処分が行われないケースが見られます。

例えば、本来は水漏れを防ぐ設備のある管理型最終処分場という場所での埋め立てが望ましいのに、そうでない処分場に埋め立てているといったケースです。こうした有害物質の流出・拡散が懸念されるケースが起こる背景には、そもそも廃棄物を出す事業者が有害物質の含有を知らなかった。あるいは、認識はしていたが、確認していなかったというケースもあります。また、太陽光パネルメーカーも積極的に情報開示を行っていないケースもあります。

同時期に設置された太陽光パネルは、いずれ大量廃棄の時期を迎えます。ピーク時には、使用済み太陽光パネルの年間排出量は産業廃棄物の最終処分場の6%に及ぶとの試算もあります。そのため、一時的に最終処分場が逼迫する懸念があります。そういった中で、事業者がきちんと廃棄できる仕組みをつくる必要があります。

ということではありますが、しかし、こういった中での取り組みというのはやっとな環境省や資源エネルギー庁でも対策が緒についたばかりという状況であります。地域住民にとっては太陽光発電事業による不安が大きく、住民の理解がなされないままに計画が実行されているというのが実態であります。こういったことから、前飯谷地区や谷和地区の住民の皆さんが反対をされているのではないかと私は感じるわけです。地域住民の皆様の理解を得るまで事業の着工はしない、こういった申し入れをするなど、行政としての対応が必要と考えますが、ここについてはどのように考えられますか。お伺いをいたします。特に、この問題については市長さんに直接お答えをいただきたいのであります。

○議長（細川雅子） 市長。

○市長（入山欣郎） 全ての産業活動につきましては、廃棄物は産業廃棄物処理法ということで国が厳しく規制をし、指導をしております。このことについて違反しますと、大変大きな罰が加えられます。業者についてはそういうことをきちっと守ってもらう、このことはもう常識のことだと考えて指導していきたいと考えております。

○議長（細川雅子） 山崎議員。

○13番（山崎年一） ありがとうございます。ぜひ国の環境省自身がこうやって心配をしておるわけですから、法の建前でなく、やはり地域住民の皆さんが心配していらっしゃるという点から見れば、自治体としてできることをやるという姿勢が必要ではないかと私は考えます。

ところで、谷和地区にはオオサンショウウオ、日本の固有種で世界最大の両生類、生き

た化石と言われる国宝に当たる扱いとして文化財保護法によって厳重に保護されているというものがあろうとございますが、このオオサンショウウオの保護について、工事が始まったりすると、水質汚染、あるいは、いろんな機材やなんかを持ち込まれるということの中でどういった保護を考えられていらっしゃるか、まだ工事の概要が明らかになっていないので難しい部分もあろうと思うのであります。国の天然記念物に指定されている生存種でございますので、その辺のところを聞かせてください。

○議長（細川雅子） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、オオサンショウウオの保護ということでお答えをしたいと思います。

この大竹市の地に国の特別天然記念物であるオオサンショウウオが生息するだけの豊かなそういう自然環境が脈々と受け継がれているということ、私、非常に驚きとともに感動をしておるところでございます。

そういう中で、どのように保護を今後考えていくかということでございますけれども、国の特別天然記念物のオオサンショウウオがここ谷和地区のほうに生息している可能性があるということから、当然、事業所は文化財保護法第125条第1項に基づき、原状変更等許可申請書を提出の上で、文化庁長官の許可を受ける必要がございます。

その申請書については、9月13日付で市のほうに提出をされ、現在、そのあたりの内容の確認作業を行っております。提出書類に不備等がなければ、これを速やかに県のほうに進達いたします。今後申請書は県において専門家の意見を聞くなど、内容を審査した上で意見を付して文化庁に通達された後、文化庁において許可の是非が判断されるということになります。そういうことで、やはり国の特別天然記念物、当然国からの許可等でまた変わってくるのではないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 山崎議員。

○13番（山崎年一） ありがとうございます。感動されたということでありましたので、ぜひよろしく願いをいたします。大変貴重なもので、数年前には大竹市としてもあの辺の河川流域を改修されたということがあったような気がします。

それで、太陽光発電であります。温室効果ガスを排出しませんし、また、永久資源で枯渇のおそれもありません。新たなエネルギー源として期待される一方で、地球温暖化の防止にも大きく役立つことは明らかであります。

ところが、地域住民から先ほどのいろいろな部分での不安がたくさんあるということの中から、なかなか理解がしてもらえない。そういった中で、どう地域住民の皆様理解をしていただきながら開発をしていき、また、自然エネルギーを育てていくかということは私たち自治体の役割ではないかと思うわけでありませう。

太陽光発電の普及により、遊休農地や防災の役割を果たしている山林に施設が設置され、水源涵養機能のある林地が無計画に伐採され、周辺環境との整合性がなくなり、景観の阻害なども指摘されています。また、生態系や河川への影響が指摘されています。さらに、土砂災害の危険性も指摘され、計画事業者と地域住民のトラブルが至るところで発生をし

ているのが実態であります。

こういったことから、1、法の規制、適用に該当しない発電施設は直接的な設置規制を行えないことから市条例で規制し、商業目的の小規模な施設についてもガイドラインなどを設ける。2、発電事業が住民と共生でき、地域社会に貢献できる安定した運営ができるように立地の規制などの法整備を行う。3、太陽光発電施設周辺の住民の安心・安全を確保するための基準の整備、事業撤収後のパネルや器具等の撤去や処分が確実に行われるよう、仕組みを整備する。

以上の問題点を解決されることを要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 以上で、一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 議案第54号 監査委員の選任の同意について

○議長（細川雅子） 日程第3、議案第54号監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、10番、網谷議員には退席を願っておりますので御了承願います。

議案の朗読を省略し、提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第54号監査委員の選任の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第196条の規定により、監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得て執権を有する者及び議員のうちからこれを選任することとなっております。このうち、市議会議員の中から選任いたしておりました和田芳弘氏が8月31日をもって任期満了となりましたので、その後任の監査委員として、市議会議員の網谷芳孝氏を選任いたしたく、御提案を申し上げるものでございます。

以上で、議案第54号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第54号監査委員の選任の同意については、これに同意することに御異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって議案第54号はこれに同意することに決しました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は2時45分といたします。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

14時29分 休憩

14時45分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第4～日程第7〔一括上程〕

認 第 4 号 平成30年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について

議案第49号 大竹市水道条例の一部改正について

議案第50号 平成30年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第51号 平成30年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（細川雅子） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第4、認第4号平成30年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてから、日程第7、議案第51号平成30年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてに至る4件を一括して議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 高津浩二 登壇〕

○上下水道局長（高津浩二） 認第4号、議案第49号、議案第50号及び議案第51号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、認第4号平成30年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

工業用水道事業につきましては、平成30年度も前年度に引き続き、黒字決算となっております。

まず初めに、給水状況ですが、年間有収水量が1,001万3,182立方メートルで、これを前年度と比較しますと715立方メートルほどの減少となっております。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は収入総額から支出総額を引いた結果、差し引き7,345万4,970円の純利益となりました。この純利益を平成29年度からの繰越欠損金にあてますと、平成30年度末の未処理欠損金は2億7,516万8,706円となります。

次に、資本的収支ですが、収入総額から支出総額を差し引いた結果、3億397万8,373円の不足となりました。これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35万8,720円、過年度分損益勘定留保資金2億3,389万5,134円、当年度分損益勘定留保資金6,972万4,519円で補填をしております。

続きまして、議案第49号大竹市水道条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

昨年成立した水道法の一部改正では、指定給水工事を適正に行うために、事業者の支出の保持等を目的として、指定給水装置工事事業者の指定について更新制度が導入されました。この法改正によりまして、事業者は5年ごとにその更新を受ける必要が生じることとなりました。

条例改正の主な内容ですが、条例中に規定している事業者の指定に関することに更新を含むこととしております。また、新たに指定給水装置工事事業者の指定更新手数料として、1万円を設定させていただきたいと考えております。

なお、本条例の施行日は令和元年10月1日を予定しております。

続きまして、議案第50号平成30年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分についてでございます。

平成30年度の水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金が1億3,695万5,844円となりました。この剰余金につきましては、決算書8ページ、剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容ですが、未処分利益剰余金のうち、減債積立金に310万円、建設改良積立金に3,050万円をそれぞれ積み立てるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

水道事業につきましては、給水人口の減少など、年々使用水量が減少し、あわせて料金収入も減少傾向にあります。こうした中、安全で良質な水の安定供給を図りながら、引き続き経費の節減等に努めた結果、平成30年度も利益を計上することができました。

事業の概要ですが、給水状況では、年間有収水量が328万1,454立方メートルで、これは前年度から3,271立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業ですが、総額で1億2,743万9,840円を支出いたしました。主な内容ですが、西栄三丁目・南栄三丁目地内配水管改良工事、小方一丁目地内配水管改良工事、防鹿水源地日常水質モニター更新工事などでございます。

次に、経理の状況ですが、収益的収支は収入総額から支出総額を引いた結果、差し引き6,080万9,828円の純利益となりました。これに、平成29年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、平成30年度末の当年度未処分利益剰余金は1億3,695万5,844円となります。

次に、資本的収支ですが、これも収入総額から支出総額を引いた結果、差し引き1億3,051万6,188円の不足が生じました。これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額743万358円、過年度分損益勘定留保資金1億2,308万5,830円で補填をいたしました。

続きまして、議案第51号平成30年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、剰余金の処分についてでございます。

平成30年度の公共下水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金が4億924万8,622円となりました。この剰余金につきましては、決算書84ページ、剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容ですが、未処分利益剰余金のうち減債積立金に340万円、建設改良積立金に3,400万円を積み立てるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、水道事業と同様に処理区域内人口の減少等による使用水量の減少で、使用料収入が年々減少しております。こうした中、下水処理場の包括的民間委託など、引き続き経営の合理化に努め、平成30年度も利益を計上することができました。

事業の概要について御説明申し上げます。

処理状況ですが、年間総処理水量は722万4,383立方メートルであり、うち汚水分年間有収水量は289万5,642立方メートルで、前年度と比べますと5万5,139立方メートルほど減少をいたしております。

次に、建設改良事業ですが、総額で2億2,220万8,623円を支出いたしております。主な事業としましては、小島汚水中継ポンプ場(合流)電気設備改築更新工事や、平成28年度からの事業であります大竹下水処理場汚泥処理棟電気設備改築更新工事などがございます。

経理の状況ですが、収益的収支は収入総額から支出総額を差し引いた結果、差し引き6,795万1,791円の純利益となりました。これに平成29年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、平成30年度末の当年度未処分利益剰余金は4億924万8,622円となります。

次に、資本的収支ですが、こちらも収入総額から支出総額を差し引いた結果、2億3,528万2,834円の不足が生じました。これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額990万934円、過年度分損益勘定留保資金1億2,339万5,930円、当年度分損益勘定留保資金1億198万5,970円で補填をいたしております。

以上で、認第4号、議案第49号、議案第50号及び議案第51号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長(細川雅子) この際、監査委員から決算審査の報告を求めます。

代表監査委員。

[監査委員 薬師寺基夫 登壇]

○監査委員(薬師寺基夫) 代表監査委員の薬師寺でございます。それでは、平成30年度大竹市水道事業会計、大竹市工業用水道事業会計並びに大竹市公共下水道事業会計の決算審

査の概要につきまして御説明いたします。

決算審査は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、市長から審査に付されたものであり、令和元年6月4日から令和元年7月25日までの期間で行いました。

市長から送付されました各事業会計の決算書類が、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するために、会計諸帳簿の点検と証書類の照合、細部にわたっては、関係職員からの説明を聞くなど、通常実施すべき審査手続によって審査を行いました。

その結果、決算書、その他財務諸表及び事業報告書は、それぞれ地方公営企業関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿と照合審査の結果、その計数は正確であり、当年度の経営成績と当年度末現在の財政状態を適正に表示していることを認めました。

それでは、審査の概要につきまして、お手元にごさいます決算審査意見書及び別冊の審査資料に沿って御説明させていただきます。

公営企業会計である三つの会計につきましては、いずれも黒字決算となっております。

まず、水道事業計画の決算内容でございますが、審査資料の37ページと38ページをお開きいただきまして、資料3、比較損益計算書と書いています上の段、水道事業の項目をごらんいただきたいと思えます。

当年度の総収益は、38ページに示すとおり、5億2,765万9,000円となり、総費用は、37ページに示すとおり、4億6,684万9,000円となっております。差し引き6,081万円の純利益は、前年度と比べて4,754万円減少しております。この主な要因といたしましては、前年度と比べて営業費用が1,582万7,000円減少したものの、営業収益のうち、その他営業収益が900万5,000円、営業外収益が344万1,000円それぞれ減少し、特別利益となる過年度損修正益も5,632万3,000円減少したことなどによるものです。

続きまして、経営内容につきまして御説明いたします。

審査意見書の6ページをお開きいただきまして、第5表給水原価等の推移をごらんください。

供給単価、いわゆる販売単価は1立方メートル当たり131円29銭となっております。給水原価は1立方メートル当たり121円6銭となったため、当年度の販売益は前年度に比べて5円80銭多い10円23銭に改善されております。また、料金回収率は108.5%となっております。前年度より5ポイント増加するなど、3会計年度に続けて100%を超えております。これは、行政区域内人口及び給水人口の減少傾向が続く中、これまでの経費節減の取り組みにより、徐々に改善が進んでおり、給水収益によって給水費用が賄えている状態にあると見受けられます。

次に、工業用水道事業会計の決算内容を御説明いたします。

審査資料の37ページと38ページの資料3比較損益計算書の下段でありますけれども、工業用水道事業という項目をごらんください。

当年度の総収益は、38ページに示したとおり、5億1,325万5,000円となり、総費用は、37ページに示すとおり、4億3,980万円となっております。差し引き7,345万5,000円の純利益は、前年度と比べますと1,726万9,000円の増加となっております。この主な要因といたしましては、前年度と比べて営業外収益である雑収益が906万1,000円減少したものの、

営業費用が1,285万8,000円、営業外費用が1,294万1,000円それぞれ減少したことによるものです。

続きまして、経営内容につきまして御説明いたします。

意見書の15ページをお開きいただきまして、第12表給水原価等の推移をごらんください。

供給単価、いわゆる販売単価は1立方メートル当たり46円79銭となっております。給水原価は1立方メートル当たり39円62銭となったため、当年度の販売益は前年度より2円60銭多い7円16銭に改善されております。また、料金回収率は118.1%となっており、前年度より7.3ポイント増加するなど、4会計年度続けて100%を超えております。これまでの経費節減の取り組みによって徐々に改善が進むなど、給水収益によって給水費用が賄えている状況にあります。有収水量は前年度とほぼ同程度の水量で移行しており、企業活動に支障を来さないよう安定した給水が確保できていると考えられます。

続きまして、公共下水道事業会計の決算内容でございますが、審査資料の39ページと40ページをお開きください。

資料4、公共下水道事業の比較損益計算書をごらんいただきますと、40ページに示された当年度の総収益9億62万5,000円に対しまして、総費用は、39ページに示すとおり、8億3,267万3,000円となっており、差し引き6,795万2,000円の純利益が生じております。これは、前年度と比べて358万3,000円増加しております。この主な要因といたしましては、営業収益など総収益が2,039万2,000円減少したものの、営業費用など総費用も2,397万5,000円減少したことによるものです。

経営内容につきましては、意見書24ページをお開きください。

第19表処理原価等の推移をごらんいただきますと、当年度の処理単価、いわゆる営業収益単価は1立方メートル当たり91円94銭となっております。これに対しまして、処理原価は1立方メートル当たり83円2銭ですので、1立方メートル処理当たり8円92銭の収益が生じております。これは、前年度と比較すると1円21銭の増加となっております。

続きまして、意見書26ページをお開きください。

第21表汚水処理原価等の推移をごらんいただきますと、経費回収率112.2%は前年度を2.5ポイント上回っております。この比率につきましても、前年度に続いて100%を超えており、これまでの経費節減の取り組みから、使用料によって処理費用が賄えている状況が続いております。

以上が、大竹市水道事業会計、大竹市工業用水道事業会計並びに大竹市公共下水道事業会計の決算審査の概要でございます。

冒頭に申し上げましたとおり、平成30年度は三つの事業会計とも黒字決算となっており、回収すべき経費は全て料金や使用料で賄えている状況にありますが、他方で、各事業会計に共通した課題といたしまして、施設や設備の老朽化の問題が顕在化してきております。

詳細につきましては、意見書30ページにむすびとして意見を長く述べております。その中段当たりをごらんいただきますと、水道事業及び公共下水道事業におきましては、法定耐用年数を超えた管路等の経年化率、老朽化率が前年度を上回っており、類似団体の平均値を上回る老朽化が進行しているところでございます。それに対しまして、当該年度内に

更新した管路等の更新率、改善率は、依然として低下傾向が続いており、必要な更新投資が十分に行われていない状況が見受けられます。将来にわたって安定的な事業運営を確保するためには、経営戦略を含めた大竹市水道ビジョンや各施設の改築・更新計画に基づき、計画的かつ適切な設備更新や、施設の老朽化・耐震化などへの対策に取り組むことが求められます。

最後になりますが、今後、より安心・安全で健全な事業運営に当たりましては、各事業の課題を総合的に分析した上で、課題解決に向け、長期的展望に立って一層の企業努力を行い、効率的かつ効果的な経営に取り組まれることを期待するところでございます。

なお、施設の更新や耐震化といった課題に対しまして、計画的に取り組むためには、適切な料金体系の確保を含めた財源の裏づけ等の検討を進める必要があると考えます。そのためには、こうした経営改善に向けた取り組みが広く市民の理解を得られることが重要であり、三つの事業会計の今後のあり方について、積極的かつ市民にわかりやすい啓発に努められることを要望いたします。

以上で、簡単ではございますが、各事業会計の決算審査の説明を終えます。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認第4号から議案第51号に至る4件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8～日程第10〔一括上程〕

議案第41号 大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議案第42号 大竹市印鑑条例の一部改正について

議案第45号 大竹市税条例等の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第8、議案第41号大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてから、日程第10、議案第45号大竹市税条例等の一部改正についてに至る3件を一括して議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

[市民生活部長 三原尚美 登壇]

○市民生活部長（三原尚美） それでは、議案第41号、議案第42号及び議案第45号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議案第41号大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について説明いたします。

本市では、ことし3月に離島の振興を促進するための産業の振興に関する計画を策定し、総務省、農林水産省、国土交通省の各大臣の認定を受けました。

令和元年6月14日に本計画に係る区域指定の告示があり、阿多田地区が租税特別措置の対象地域となりました。

本計画に掲げている製造業と農林水産物等販売業の固定資産税の優遇措置を具体化するため、条例を制定しようとするものです。

内容ですが、第1条では、対象区域内において、所得税または法人税の青色申告での5年間の割増償却が認められた特別償却設備に係る固定資産税の特例を定めることにより、産業の振興を図るという目的について規定しています。

第2条では、課税免除について定めています。特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地を対象とし、取得時期は国の租税特別措置期間である平成31年4月1日から令和3年3月31日までで、課税免除期間は3年と定めています。

第3条は、課税免除の申請等について定めたものです。申請の期限は1月31日までで、固定資産税の償却資産の申告期限と同じです。

第4条で、虚偽の申請などに対する措置、第5条で課税免除の取り消しを規定しています。

第6条は、委任について定めたもので、申請書の様式や必要な添付書類など制度の運用において必要な事項を条例施行規則等で別に定める場合を想定しています。

続きまして、議案第42号大竹市印鑑条例の一部改正について説明いたします。

住民基本台帳施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の整備を行うため、大竹市印鑑条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正条例の主な内容です。

1点目として、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日から住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能になります。これに伴い、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするものです。

2点目として、性的少数者への配慮から印鑑登録証明書の記載事項のうち性別を削除するものです。

最後に、附則でございます。附則第1条に政令と同様の施行期日を規定しています。

続きまして、議案第45号大竹市税条例等の一部改正について説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の整備を行うため、大竹市税条例等の一部を改正しようとするものでございます。

改正条例ですが、主な改正点として、個人の市民税関係が2点、法人の市民税関係が1点、固定資産税関係が1点、軽自動車税関係が2点ございますので、順に説明させていただきます。

個人の市民税の改正についてです。子供の貧困に対応するため、前年の合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を個人市民税の非課税措置対象と規定するものです。これに伴い、扶養親族等申告書に単身児童扶養者の項目を追加します。また、手続の簡素化のため、市県民税に係る申告書の記載事項の一部を省略できることを規定するものです。

次に、法人の市民税の改正についてです。資本金の額等が1億円を超える法人の電子申告の手續などについて規定するものです。

次に、固定資産税の改正についてです。津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域内の指定避難施設等における避難の用に供する部分等の課税標準の特例について、国が示す基準を参酌し、条例で特例割合を規定するものです。特例割合は、指定避難施設の場合は、3分の2を参酌して2分の1以上5分の6以下の範囲で、また、協定避難施設の場合は、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲で定めることとされており、本市ではどちらも参酌基準で規定をしています。

次に、軽自動車税の改正についてです。消費税等が引き上げられることに伴い、特定期間取得した自家用の3輪以上の軽自動車における環境性能割の税率の特例及び賦課徴収の特例について規定するものです。また、令和2年度分から令和5年度分までの各年度における3輪以上の軽自動車における環境性能に応じた種別割の税率の特例及び賦課徴収の特例について規定するものです。

そのほか、法律改正に伴う条例の引用条項にずれが生じたものや元号の整理を行っております。

最後に、附則でございます。施行期日は附則第1条に、経過措置は附則第2条から附則第6条にそれぞれ規定しています。

以上で、議案第41号、議案第42号及び議案第45号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第41号から議案第45号に至る3件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11～日程第12〔一括上程〕

議案第43号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の一部改正について

議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第11、議案第43号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の一部改正について及び日程第12、議案第44号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての2件を一括して議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

[総務部長 吉岡和範 登壇]

○総務部長（吉岡和範） 議案第43号及び議案第44号につきまして、一括して提案理由を説明いたします。

初めに、議案第43号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の一部改正についてでございます。

この条例は、令和元年6月14日に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が一部施行され、その中で、地方公務員法及び児童福祉法が改正されましたので、関係条例を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容でございますが、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を市の職員等になることができないものとして規定している、いわゆる欠格条項が削除されたことに伴い、条例の条項を整理するものでございます。

第1条の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、第2条の一般職の職員の給与に関する条例及び第4条の大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正規定は、令和元年12月14日から施行し、第3条の大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正規定は公布の日から施行としております。

続きまして、議案第44号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

最近の物価変動等を踏まえ、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、国政選挙における投票所経費等の基準額が改定をされました。この改定に準じまして、選挙関係の非常勤特別職の職員の報酬を定めた本条例を改正するものでございます。

具体的には、選挙長及び開票管理者の報酬を1万600円から1万800円に、選挙立会人及び開票立会人の報酬を8,800円から8,900円に、投票管理者の報酬を1万2,600円から1万2,800円に、投票立会人の報酬を1万700円から1万900円に、また期日前投票所の投票管理者の報酬につきましては1万1,100円から1万1,300円に、同じく期日前投票所の投票立会人の報酬は9,500円から9,600円にそれぞれ増額しようとするものでございます。

施行期日は公布の日としております。

以上で、議案第43号及び議案第44号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号と議案第44号の2件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 3

議案第 4 6 号 大竹市手数料条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第13、議案第46号大竹市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長 橋村哲也 登壇〕

○消防長（橋村哲也） 議案第46号大竹市手数料条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、消費税率が令和元年10月1日から10%へ引き上げられることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令に定められる手数料の標準額について見直され、令和元年5月24日に公布されました。本年10月1日から施行されることから、消防関係手数料についても一部の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、危険物施設の設置許可申請に対する審査等の手数料を政令の改正額と同額に合わせたものでございます。

以上で、議案第46号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第46号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 4～日程第 1 5〔一括上程〕

議案第 4 7 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第 4 8 号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第14、議案第47号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について及び日程第15、議案第48号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正についての2件を一括して議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 豊原 学 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） それでは、議案第47号及び議案第48号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第47号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により精神または身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とした条例です。

このたび、災害援護資金の貸付を受けた者が置かれている状況等に鑑み、被災した支援の充実を図る観点から、償還金の支払い猶予に関する規定を設け、また償還免除の範囲を拡大するなどの法改正が行われました。本市における災害援護資金の貸付に係る償還金の支払い猶予や償還免除、一時償還などは災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の規定に合わせた運用を行っていますので、準用する法及び施行令の規定の追加及び条項の変更等に伴い、市条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行することとしております。

続きまして、議案第48号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

令和元年5月に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及び子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等が公布され、幼児教育・保育の無償化が本年10月から実施されることに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

まず先に、第2条の利用者負担等に関する条例の一部改正についてでございますが、改正の主な内容としまして、主に3歳児クラスから5歳児クラスの子供と市町村民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子供を対象に、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用者負担上限額を0円とするものでございます。また、法令において、これまでの支給認定という用語から教育・保育給付認定という用語などに改められるため、本条例においても用語の整理などを行うものでございます。

次に、第1条の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、改正の主な内容としまして、幼児教育・保育の無償化後も現在、保護者から実費として徴収している食材料費、行事費、通園送迎費などの経費は無償化の対象から除かれることから、これまで保育料に含まれていた3歳以上の保育認定子供のおかず代などの副食費についても、引き続き保護者が負担することとなるため、食事の提供に要する費用の取り扱いを変更するものでございます。

なお、この副食費については、保護者等に係る市町村民税の所得割合算額が教育認定子供については7万7,101円未満、保育認定子供については5万7,700円未満の世帯、また第3子以降の児童については免除されます。これにより、保育料から副食費になったことで負担がふえる世帯は生じないようにしております。

また、利用者負担等に関する条例と同様に、これまでの支給認定という用語から教育・

保育給付認定に用語を改めるなどの整理のほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が平成30年、平成31年に改正され、家庭的保育事業者等の連携施設の確保義務や免除規定が定められておりますので、本条例における特定地域型保育事業の運営に関する基準においても同様の改正を行うものでございます。

最後に、施行期日につきましては令和元年10月1日からとし、改正後の利用者の負担等に関する条例の利用者負担額の規定については、同年9月までの月分については従前の例によるとしております。

以上で、議案第47号及び議案第48号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

○議長（細川雅子） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第47号と議案第48号の2件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16～日程第17〔一括上程〕

議案第52号 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第2号）

議案第53号 令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（細川雅子） 日程第16、議案第52号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第2号）及び日程第17、議案第53号令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第52号及び議案第53号につきまして、一括してその概要を御説明申し上げます。

初めに、49ページからの議案第52号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2億174万7,000円を追加し、予算総額を156億5,250万2,000円にするとともに、地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により、57ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は1億6,112万2,000円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、ふるさと納税促進事業として、大竹駅周辺整備事業に特化したクラウドファンディング型のふるさと納税に要する経費と、寄附金の増が見込まれるため返礼品の発送やシステム導入に要する経費をあわせて5,500万円、地方創生事業基金

積立金を5,500万円計上するものでございます。

第3款民生費は498万5,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、就学前障害児の発達支援の無償化に伴う障害者福祉管理システム改修を16万2,000円、幼児教育・保育の無償化に伴う事務費や給付費を482万3,000円計上するほか、子ども・子育て支援新制度に関する事業の財源を整理するものでございます。

第6款農林水産業費は2,050万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、林道橋りょうのかけかえ工事に伴う電柱の移設負担金を250万円、林地崩壊対策工事のための測量設計費を1,800万円計上するものでございます。

第8款土木費は1,152万8,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、白石1丁目水路改良工事に要する経費722万8,000円、広原川河川改良工事費を200万円、市営住宅用地を売却するための測量業務などの経費を230万円計上するほか、急傾斜地崩壊対策事業の財源充当補正を行うものでございます。

第9款消防費は宝くじコミュニティ事業助成金を財源として、自主防災組織に対する備品整備費補助金を60万円計上するものでございます。

第10款教育費は301万2,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、10月以降の私立幼稚園への就園奨励費補助金を2,856万2,000円減額し、かわって新しく創設された施設等利用給付費などを3,147万円計上するほか、無償化に伴う事務費を5万4,000円計上するものでございます。また、大竹ロータリークラブから学校図書購入のための寄附をいただきましたので、寄附金額に合わせて、小学校図書の購入費を5万円計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、54ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第9款地方特例交付金は、幼児教育・保育の無償化に伴う給付費の執行見込みに合わせて、子ども・子育て支援臨時交付金を1,397万2,000円減額するものでございます。

第14款国庫支出金は、歳出予算の事業の執行見込みに合わせて1,062万7,000円を増額するものでございます。

第15款県支出金は、歳出予算の事業の執行見込みに合わせて984万円を増額するものでございます。

第17款寄附金は、ふるさと納税寄附金を1億1,000万円、大竹ロータリークラブからの学校図書購入寄附金を5万円計上するものでございます。

第18款繰入金金は、このたびの補正予算について財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

第19款繰越金は、前年度決算剰余に係る資金として292万4,000円を計上するものでございます。

第20款諸収入は5,586万5,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、宮島ポートレース企業団からの配分金を5,082万5,000円、宝くじコミュニティ事業助成金を60万円、保育所給食費保護者負担金を444万円計上するものでございます。

第21款市債は、歳出予算の事業の執行見込みに合わせて2,030万円を増額するものでございます。

次に、52ページの第2表地方債の補正につきましては、このたびの補正予算において整理しております地方債について議決をいただくものでございます。

以上が議案第52号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、62ページからの議案第53号令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ4,647万7,000円を追加し、予算総額を28億51万6,000円にするものでございます。

内容といたしましては、概算交付されていた国及び県負担金等の前年度精算分として、国庫補助金等返還金を4,647万7,000円計上し、歳入として前年度繰越金を同額計上するものでございます。

以上で、議案第52号及び議案第53号の補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号は総務文教委員会に、議案第53号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18～日程第20〔一括上程〕

議案第55号 工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（建築主体工事））

議案第56号 工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（電気設備工事））

議案第57号 工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（機械設備工事））

○議長（細川雅子） 日程第18、議案第55号工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（建築主体工事））から日程第20、議案第57号工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（機械設備工事））に至る3件を一括して議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 山本茂広 登壇〕

○建設部長（山本茂広） 議案その2になります。議案第55号から議案第57号までの工事請負契約の締結について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案させていただきます大竹会館改築等工事でございますが、大竹会館は昭和38年に建築した旧館、昭和59年に建築しました新館及び平成2年に建築したアゼリアホールをあわせた複合施設でございます。

このたび、旧館の老朽化により、耐震診断の結果、危険度が高いことが判明したため、

旧館と新館が持つ支所機能、公民館機能、防災機能などを備えた新会館としてアゼリアホールに連結し建設します。あわせて、アゼリアホールについては、機械設備と電気設備の更新などの改築工事を行うものでございます。

なお、新会館でございますが、既存の駐車場用地に建築し、鉄骨造地上2階建て、建築面積は886.82平方メートル、延床面積は1,732.4平方メートルとなります。

新会館の建築後には、既存の旧館と新館を解体し、新たに駐車場を整備いたします。

入札方式でございますが、議案第55号の、建築主体工事につきましては、特定建設工事共同企業体による条件付一般競争入札としました。

本議案を提出するに至りました経緯ですが、令和元年7月2日に入札公告を行い、令和元年7月19日の指名業者審査会を経て、8月6日に1者による入札を執行いたしました。その結果、8億6,700万円で落札した大之木建設・三洋技建特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結いたしました。契約金額は、落札額に消費税相当額を加算しました9億5,370万円でございます。

次に、議案第56号の、電気設備工事についてでございます。

入札方式は、単独施工方式による条件付一般競争入札としました。

経緯でございますが、令和元年7月2日に入札公告を行い、令和元年7月19日の指名業者審査会を経て、8月6日に4者による入札を執行いたしました。その結果、2億2,600万円で落札した株式会社高野電気商会と工事請負契約の仮契約を締結いたしました。契約金額は、落札額に消費税相当額を加算しました2億4,860万円でございます。

次に、議案第57号の、機械設備工事でございます。

電気設備工事と同じく、単独施工方式による条件付一般競争入札としました。

経緯でございますが、令和元年7月2日に入札公告を行いましたが、入札者はなく、入札不調になりましたので、再度、令和元年8月8日に入札公告を行い、令和元年8月20日の指名業者審査会を経て、9月6日に1者による入札を執行いたしました。その結果、2億8,680万円で落札した株式会社三冷社中国支店と工事請負契約の仮契約を締結いたしました。契約金額は、落札額に消費税相当額を加算しました3億1,548万円でございます。

以上、3件の契約でございますが、予定価格は建築主体工事では9億5,452万8,300万円、電気設備工事では2億9,960万400円、機械設備工事では3億3,189万5,300円となっており、いずれも1,500万円を超えておりますから、地方自治法第96条第1項第5号により議会の議決に付するべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工期につきましては、いずれも議決の日の翌日から令和3年3月31日までとしております。

以上で、議案第55号から議案第57号までについての説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） 副市長。

○副市長（太田勲男） 提案説明の中で、議決事項でございます1,500万円と申し上げましたが、1億5,000万円の言い間違えでございます。まことに申しわけございません。



○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、小中真樹雄議員

○4番（小中真樹雄） 先ほど予定価格をおっしゃいましたが、落札価格は入札予定価格の何%であるかというのを3件とも教えていただけませんか。

○議長（細川雅子） 小中議員、この議案につきましては、総務文教委員会に付託する予定になっておりますが、今の質疑の内容は委員会の中で十分聞いていただける内容かと思われませんが、そちらのほうで再度、聞いていただけますか。お願いします。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第55号から議案第57号に至る3件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21 令和元年決議案第1号 広報広聴特別委員会の設置に関する決議について

○議長（細川雅子） 日程第21、令和元年決議案第1号広報広聴特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、児玉朋也議員。

〔議会運営委員会委員長 児玉朋也 登壇〕

○議会運営委員会委員長（児玉朋也） それでは、令和元年決議案第1号広報広聴特別委員会の設置に関する決議について、提案理由の説明を申し上げます。

「住みたい、住んでよかったと感じるまち」大竹をつくっていくため、市議会が議会の審議・活動状況について広く市民に知らせる広報活動はもちろん、市民の御意見などを受けとめるための広聴活動が重要となってきます。

よって、本市議会の活動状況等について一層適切な情報をお伝えするとともに、市民の議会に対する御理解を高めるため、広報広聴特別委員会を設置し、市議会だよりの編集・発行及び議会の広報広聴のあり方に関する事項の調査研究等を行うものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。皆様の御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま、議題となっております令和元年決議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

この際、広報広聴特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第1 広報広聴特別委員会委員の選任について

○議長（細川雅子） 追加日程第1、広報広聴特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

広報広聴特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、2番、藤川和弘議員、3番、原田孝徳議員、4番、小中真樹雄議員、5番、中川智之議員、6番、小田上尚典議員、8番、北地範久議員、14番、日域究議員を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は広報広聴特別委員会に出席し、発言できることといたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 令和元年請願第2号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択についての請願

○議長（細川雅子） 日程第22、令和元年請願第2号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択についての請願を議題といたします。請願の要旨の朗読を省略します。

ただいま、議題となっております令和元年請願第2号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月18日から9月26日までの9日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって、9月18日から9月26日までの9日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。

本日、本会議終了後、第1委員会室において、広報広聴特別委員会を開催いたします。

また、9月19日午前10時から総務文教委員会を、その終了後、総務文教委員協議会を、9月20日午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、9月24日午後2時から議会運営委員会を、それぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま、御出席の各位には特に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

9月27日は、午前10時に開会いたします。

ただいま、御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

15時52分 散会

(元. 9. 17)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月17日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 小田上 尚典

大竹市議会議員 賀屋 幸治

令和元年 9 月
大竹市議会定例会（第 3 回）議事日程

令和元年 9 月 27 日 10 時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 |
|-------|-----------|---|------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 選 第 5 号 | 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について | 選 挙 |
| 第 3 | 議案第 4 3 号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第 4 | 議案第 4 4 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第 5 | 議案第 4 6 号 | 大竹市手数料条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第 6 | 議案第 5 2 号 | 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第 2 号） | (原案可決) |
| 第 7 | 議案第 5 5 号 | 工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（建築主体工事）） | (原案可決) |
| 第 8 | 議案第 5 6 号 | 工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（電気設備工事）） | (原案可決) |
| 第 9 | 議案第 5 7 号 | 工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（機械設備工事）） | (原案可決) |
| 第 1 0 | 認 第 4 号 | 平成 30 年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について | (認 定) |
| 第 1 1 | 議案第 4 1 号 | 大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について | (原案可決) |
| 第 1 2 | 議案第 4 2 号 | 大竹市印鑑条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第 1 3 | 議案第 4 5 号 | 大竹市税条例等の一部改正について | (原案可決) |
| 第 1 4 | 議案第 4 7 号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第 1 5 | 議案第 4 8 号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第 1 6 | 議案第 4 9 号 | 大竹市水道条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第 1 7 | 議案第 5 0 号 | 平成 30 年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | (原案可決及び認定) |
| 第 1 8 | 議案第 5 1 号 | 平成 30 年度大竹市公共下水道事業会計剰余金 | (原案可決及び認定) |

総務文教

生活環境

| | | | |
|-----|------------|--|-------------------------|
| | | の処分及び決算の認定について | |
| 第19 | 議案第53号 | 令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算
(第2号) | (原案可決) |
| 第20 | 令和元年請願第2号 | 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育
費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採
択についての請願 | 総務文教
(採 択) |
| 第21 | 認 第 5号 | 平成30年度大竹市一般会計決算 | 決算特別委
設置・付託
(一 括) |
| 第22 | 認 第 6号 | 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計決算 | |
| 第23 | 認 第 7号 | 平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計決算 | |
| 第24 | 認 第 8号 | 平成30年度大竹市農業集落排水特別会計決算 | |
| 第25 | 認 第 9号 | 平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計
決算 | |
| 第26 | 認 第10号 | 平成30年度大竹市土地造成特別会計決算 | |
| 第27 | 認 第11号 | 平成30年度大竹市介護保険特別会計決算 | |
| 第28 | 認 第12号 | 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計決
算 | |
| 第29 | 報告第 5号 | 平成30年度決算における健全化判断比率及び
資金不足比率の報告について | 報 告 |
| 第30 | 令和元年決議案第2号 | 基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議
について | 即 決 |
| 第31 | 令和元年決議案第3号 | 議会改革特別委員会の設置に関する決議につ
いて | 即 決 |
| 第32 | 令和元年陳情第1号 | 大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光（ソ
ーラーパネル）発電所建設計画反対に関する
陳情 | 総務文教付託 |
| 第33 | | 常任委員会の閉会中の継続審査について | |
| 第34 | | 議会運営委員会の閉会中の継続審査について | |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 選第5号（選挙）
- 日程第 3 議案第43号から日程第9 議案第57号（報告・表決）
- 日程第10 認第4号から日程第19 議案第53号（報告・表決）
- 日程第20 令和元年請願第2号（報告・表決）
- 追加日程第 1 意見書案第2号（説明・討論・表決）
- 日程第21 認第5号から日程第28 認第12号（説明・付託）
- 日程第29 報告第5号（報告）
- 日程第30 令和元年決議案第2号（説明・表決）
- 追加日程第 2 基地周辺対策特別委員会委員の選任について

- 日程第3 1 令和元年決議案第3号(説明・表決)
- 追加日程第 3 議会改革特別委員会委員の選任について
- 日程第3 2 令和元年陳情第1号(付託)
- 日程第3 3 常任委員会の閉会中の継続審査について(表決)
- 日程第3 4 議会運営委員会の閉会中の継続審査について(表決)

○出席議員(16人)

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 細川雅子 | 2番 | 藤川和弘 |
| 3番 | 原田孝徳 | 4番 | 小中真樹雄 |
| 5番 | 中川智之 | 6番 | 小田上尚典 |
| 7番 | 賀屋幸治 | 8番 | 北地範久 |
| 9番 | 西村一啓 | 10番 | 和田芳弘 |
| 11番 | 網谷芳孝 | 12番 | 児玉朋也 |
| 13番 | 山崎年一 | 14番 | 日域究 |
| 15番 | 寺岡公章 | 16番 | 山本孝三 |

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|------|------|-------|---|------|---|---|---|-----|---|---|-----|---|---|---|------|
| 市 | 長 | 入山欣郎 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 副 | 市長 | 太田勲男 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 小西啓二 | | | | | | | | | | | | | | |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 吉岡和範 | | | | | | | | | | | | | |
| 市 | 民 | 生 | 活 | 部 | 長 | 三原尚美 | | | | | | | | | | | |
| 健 | 康 | 福 | 祉 | 部 | 長 | 兼 | 福 | 祉 | 事 | 務 | 所 | 長 | 豊原学 | | | | |
| 建 | 設 | 部 | 長 | 山本茂広 | | | | | | | | | | | | | |
| 上 | 下 | 水 | 道 | 局 | 長 | 高津浩二 | | | | | | | | | | | |
| 消 | 防 | 長 | 橋村哲也 | | | | | | | | | | | | | | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 併 | 任 | 選 | 挙 | 管 | 理 | 委 | 員 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 中村一誠 |
| 企 | 画 | 財 | 政 | 課 | 長 | 三上健 | | | | | | | | | | | |
| 監 | 理 | 課 | 長 | 中曾一夫 | | | | | | | | | | | | | |
| 土 | 木 | 課 | 長 | 古賀正則 | | | | | | | | | | | | | |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 兼 | 会 | 計 | 課 | 長 | 野島等 | | | | | | | |
| 総 | 務 | 学 | 事 | 課 | 長 | 真鍋和聰 | | | | | | | | | | | |
| 監 | 査 | 委 | 員 | 薬師寺基夫 | | | | | | | | | | | | | |
| 監 | 査 | 事 | 務 | 局 | 長 | 敷田博之 | | | | | | | | | | | |

○出席した事務局職員

| | | | | | | |
|---|---|---|---|-----|---|------|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 田中宏幸 |
| 議 | 事 | 係 | 長 | 加藤豪 | | |

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、選第5号、議案審査報告について、請願審査報告について、決議案第2号、決議案第3号、陳情第1号、広報広聴特別委員会委員選任決定書を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 配付漏れなしと認めます。

これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において8番、北地範久議員、9番、西村一啓議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 選第5号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（細川雅子） 日程第2、選第5号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

大竹市選挙管理委員会委員には、沖本允氏、三上博士氏、松崎光信氏、畠中和樹氏を、同補充員には、薬師堂峰明氏、池上宏氏、山本八州宏氏、市川洋氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました、沖本允氏、三上博士氏、松崎光信氏、畠中和樹氏を大竹市選挙管理委員会委員に、薬師堂峰明氏、池上宏氏、山本八州宏氏、市川洋氏を同補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました沖本允氏、三上博士氏、松崎光信氏、畠中和樹氏が
大竹市選挙管理委員会委員に、薬師堂峰明氏、池上宏氏、山本八州宏氏、市川洋氏が同補
充員に当選されました。

次に、補充の順序について、お諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第9〔一括上程〕

議案第43号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法  
律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の一部改正について

議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改  
正について

議案第46号 大竹市手数料条例の一部改正について

議案第52号 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第2号）

議案第55号 工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（建築主体工事））

議案第56号 工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（電気設備工事））

議案第57号 工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（機械設備工事））

○議長（細川雅子） 日程第3、議案第43号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適  
正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の一部改正  
についてから、日程第9、議案第57号工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工  
事（機械設備工事））に至る7件を一括議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、西村 一啓議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和元年9月17日、第3回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記  
のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                                               | 審査の結果 |
|--------|------------------------------------------------------------------|-------|
| 議案第43号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第44号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について                            | 原案可決  |

|        |                                  |      |
|--------|----------------------------------|------|
| 議案第46号 | 大竹市手数料条例の一部改正について                | 原案可決 |
| 議案第52号 | 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第2号）            | 原案可決 |
| 議案第55号 | 工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（建築主体工事）） | 原案可決 |
| 議案第56号 | 工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（電気設備工事）） | 原案可決 |
| 議案第57号 | 工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（機械設備工事）） | 原案可決 |

令和元年9月19日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） それでは9月17日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案7件につきまして、19日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第46号大竹市手数料条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第43号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の一部改正についてでございますが、本件では「欠格事項の削除により公務員試験を受けることができるが、現状の採用方法を変更する予定があるのか伺う」との質疑に対しまして、「採用試験の方法は現状と変更はなく、個人ごとに公務遂行能力を判断し、採用していく」との答弁がございました。

他に質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第44号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第52号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第2号）でございますが、本件では「ふるさと納税の寄附がかなり順調に集まっていることがわかるが、その理由と直近で把握している総額、今年度の見込み総額を伺う」との質疑に対しまして、「平成29年度から平成30年度の総額は、ほぼ横ばいだが、現状は、昨年8月末と比べ約2倍の額となっており、総額は約3億円を見込んでいる。これまで返礼品の開発やサイト数をふやし

てきたことのほか、本市では過去から総務省のルールを順守しており、金額や品目に変更がなかったことによるものと考えている」との答弁がございました。

次に「大竹駅周辺整備事業に特化したクラウドファンディング型のふるさと納税を募るとのことだが、どのような周知をしていくのか伺う」との質疑に対しまして、「課題の共有という観点から大竹市民の方へのPRのほか、市内事業所などにチラシを配るなど、さまざまな周知方法を検討している」との答弁がございました。

次に、「子ども・子育て支援臨時交付金が1,397万2,000円減額されているが、その理由を伺う」との質疑に対しまして、「幼児教育・保育の無償化による地方負担分が、今年度については国の負担になるということで、当初予算の段階では、全額を子ども・子育て支援臨時交付金に計上していたが、私立保育所等に係る負担分については、施設型給付費となり、また、副食費が実費徴収となるなど、無償化による財源補填の詳細が判明したことにより、予算の組み替えを行うため、子ども・子育て支援臨時交付金を減額するものである」との答弁がございました。

次に、「ボートレース事業収入は、平成29年度決算が約5,300万円、平成30年度決算が約6,100万円となっていたが、今年度は約1,000万円を減額する理由を伺う」との質疑に対しまして、「ボートレース事業の未処分利益剰余金は、平成29年度と比べて増額している。そこから、今後に備えて、建設改良積立金への積み立て等をした残りの部分が大竹市・廿日市市の配分金となっている。配分金の総額自体は、昨年より少し減少しているが、安定して配分されている」との答弁がございました。

次に、「副食費の保護者負担金が免除となる人数の割合と、対象外の子供についても市の独自財源で無償にする考えはないのか伺う」との質疑に対しまして、「現在、399名の約2割に当たる80名が免除対象となる。全ての子供の副食費を無償化するには財源が必要となるので、慎重に検討していきたい。ただし、土曜日の副食費については、保育所の利用者が少ないことから市で負担することとし、保護者負担は、国の基準月額4,500円より低い、月額4,000円に設定している」との答弁がございました。

ほかにも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第55号工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（建築主体工事））、議案第56号工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（電気設備工事））及び議案第57号工事請負契約の締結について（大竹会館改築等工事（機械設備工事））の3件につきましては、一括して審査をしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、「豪雨災害などさまざまな要因によって、人材、資材不足などの状況がある中、この工事の計画が遅延することはないのか伺う」との質疑に対しまして、「資材や人材等が不足する社会情勢にあり、工事に影響する可能性が極めて高い。工期内に完了させる必要があるため、新会館の完成前に既存の旧館及び新館の解体に着手せざるを得ない場合もある」との答弁がございました。

次に、「高額な工事請負契約であるが、前払い金は通常の上限金額のままなのか伺う」との質疑に対しまして、「業者の前払い金を特別にふやす予定はなく、契約金額の40%以内で6,000万円を限度としている」との答弁がございました。

次に、「建築主体工事が落札率99.9%と、ほぼ100%に近いが、このような結果になった理由を伺う」との質疑に対し、「予定価格を事前に公表しており、応札者はそれを見て入札しているためこのような結果になったのではないかと思われる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案7件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

14番、日域究議員。

〔14番 日域 究議員 登壇〕

○14番（日域 究） 私は、議案第52号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第2号）が、大竹駅周辺整備事業に関連してふるさと納税の推進に触れていたことを評価し、賛成の討論をさせていただきます。

大竹市は、いまだ財政的には相当に厳しい状況にあります。そのためまちづくりの面においては、近隣市町におくれをとっていることは否めない現実です。

JRのバリアフリー化においても広島・岩国間で残っているのは大竹市内だけ。その大竹駅がよいよ建てかえとなりますが、問題は資金です。総事業費が約90億円だった岩国駅の例でいえば、合併特例債などの使用で岩国市の自主的な負担はわずか9億円だと岩国市長は御満悦です。

合併特例債の何が一体有利かといえば、この借金の場合、毎年の返済額の7割が地方交付税として国から給付され、実質的には3割の負担で済むことです。しかし、大竹市はこのような手は使いません。じゃあ、どうするというところでございます。

大竹市に残された手法は、ふるさと納税しかありません。ただ、ふるさと納税で頑張るといっても、アマゾンの商品券などを返礼品に使うなど、えげつなく寄附を集めたことには感心しません。ここでは、市民を中心にふるさと納税を募ることに強く賛成いたします。

大竹市民が廿日市市に寄附をしたら、当然廿日市市にはお金が入ります。では、税金を払ってもらえなかった大竹市が、その寄附額だけ損するのか。そんなことはありません。減収分は、次の年に地方交付税で穴埋めされます。意外にも大竹市の減収分は、わずかな

んです。

では、大竹市民が大竹市にふるさと納税をすれば、どうでしょう。

この場合も基本的には同じです。ことし、大竹市民が大竹市に10万円寄附したとすれば、大竹市の寄附金が10万円入ります。市民には返礼品を出しませんし、クレジット会社やふるさと納税サイトを使わない市民向けの合理的な方法を考案すれば、全額が市の収入になります。

さて、次の年です。寄附した市民は、所得税及び市・県民税の納税額が9万8,000円ほど減額され、実質2,000円の負担で済みます。

では、この減額するための9万8,000円は、全て大竹市が負担するのでしょうか。

もちろん、そうではありません。市も負担しますが、県も国も負担します。市が負担する分については、減少分の75%を地方交付税で国が補ってくれます。つまり、前の年に10万円寄附を受けた大竹市が次の年に負担する金額は、せいぜい1万5,000円ぐらいかなと私は思っています。

要するに、寄附した市民の負担は2,000円でも、市の実入りは実質8万5,000円。こんな有利なことはありませんよね。

寄附といえば、お隣の和木駅をつくる時も確か住民から寄附を募りましたが、あの場合は寄附額と町の収入額は同額です。それでは、なかなか大きな金額になりません。

しかし、ふるさと納税のレバレッジを効かせれば、有利な資金づくりが可能です。ぜひ、この方法を推進してほしいと思います。

ただ、ふるさと納税は、個人で上限額が異なります。市民税務課で簡単に自分の上限額を教えてもらえるような仕組みをつくるのが大切です。

先に言いましたが、市民から寄附を集める場合には、クレジット会社やふるさと納税を商売にして多額の手数料をとる業者を使わないこともポイントです。ふるさと納税専用の銀行口座を各行につくって、ローコストで合理的に事務処理ができるよう工夫することは何よりも大切です。そうすれば、市民の2,000円が無駄なく大きく生かされることになります。

昨日配られた税務概要に基づいて私が行った概算では、市民からだけで年間2億円余りが可能です。これは、返礼品なし、返礼品負担なし、支払い手数料なしの真水の金額ですから、ばかにできません。しかも、毎年でも可能です。

財政の厳しい大竹市です。市長や我々議員は寄附できませんが、大竹市のために協力していただける市民の方を募ることは簡単です。税金を多く納めているあなたの力で、市政を元気に。そして、新しい大竹駅をつくろう。そういうことで、それを強く提案して賛成討論いたします。

○議長（細川雅子） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件を一括採決いたします。

本7件に関する委員長の報告は、原案可決であります。本件は委員長の報告とおりに決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本7件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10～日程第19〔一括上程〕

認 第 4号 平成30年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について

議案第41号 大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議案第42号 大竹市印鑑条例の一部改正について

議案第45号 大竹市税条例等の一部改正について

議案第47号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第48号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

議案第49号 大竹市水道条例の一部改正について

議案第50号 平成30年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第51号 平成30年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第53号 令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（細川雅子） 日程第10、認第4号平成30年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてから、日程第19、議案第53号令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）に至る10件を一括議題といたします。

本10件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、北地範久議員。8番。

生活環境委員会議案審査報告書

令和元年9月17日、第3回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件 名 | 審査の結果 |
|--------|--|---------|
| 認 第 4号 | 平成30年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について | 認 定 |
| 議案第41号 | 大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について | 原 案 可 決 |

| | | |
|--------|---|--------------|
| 議案第42号 | 大竹市印鑑条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第45号 | 大竹市税条例等の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第47号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第48号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第49号 | 大竹市水道条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第50号 | 平成30年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | 原案可決
及び認定 |
| 認定第51号 | 平成30年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | 原案可決
及び認定 |
| 認定第53号 | 令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 |

令和元年9月20日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

生活環境委員長 北地 範久

〔生活環境委員長 北地範久議員 登壇〕

○生活環境委員長（北地範久） それでは、9月17日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託いただきました議案10件につきましては、9月20日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査過程の概要並びに結果について審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第50号平成30年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第51号平成30年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について及び認第4号平成30年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についての3件でございますが、一括して審査をしておりますので、一括して御報告申し上げます。

本3件では、「水道事業会計決算における船舶用の有収水量について、平成30年度は平成29年度と比較して約20%減少している。一方で、市政のあらましに記載の大竹港の係船料の収入は、平成30年度は平成29年度と比較して約7.8%増加している。船舶の寄港は増加しているのに、船舶への給水が減少した原因について伺う」との質疑に対しまして、「船舶代理店の1社が手配する外航石炭船の大竹港への入港が減少しており、平成30年度に給水の実績がなかった。外航の船は一度に大量の給水を行うため、その影響によるもの

が原因と考えている」との答弁がございました。

次に、「新町雨水排水ポンプ場の建設に向けた用地買収の状況と、排水先となる小瀬川の関係機関との協議の進捗状況、今後の見通しについて伺う」との質疑に対しまして、「新町雨水排水ポンプ場の計画用地の一部を先行して買収する予定であったが、関係者間の協議が引き続き必要であるため買収には至っていない。また、小瀬川の管理者である国土交通省太田川河川事務所小瀬川出張所とは、基本的な条件等の協議を継続しており、排水口の位置など検討を要する事項がある。新町雨水排水ポンプ場の建設は大きな事業であり、用地の件も含め、諸課題の整理に時間を要する見込みである。引き続き、できることから取り組んでいきたい」との答弁がございました。

次に、「港町ポンプ場の今後の撤去に向けた進捗状況について伺う」との質疑に対しまして、「港町ポンプ場の撤去に当たっては、流入している水の流れを変えるために岩国・大竹道路に伴う新たな排水管路の敷設が必要となる。今後、岩国・大竹道路の建設の進捗にあわせて整備を行っていきたい」との答弁がございました。

次に、「防鹿地区の下水道の整備が平成30年度で完了しているが、接続の状況について伺う。また、普及率の増加に向けて、どのように周知を行っているのか伺う」との質疑に対しまして、「下水道の供用開始後、約45%の家屋で接続がされている。周知については、新たに供用開始が始まった区域の方に、3カ月以内に下水道に接続していただくよう、文書を回覧している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本3件は原案のとおりとすべきものと決しております。

続きまして、議案第49号大竹市水道条例の一部改正についてでございますが、本件では、「指定給水装置工事事業者指定更新手数料について、1件につき1万円とされているが、この根拠について伺う。また、指定給水装置工事事業者の登録件数について伺う」との質疑に対しまして、「日本水道協会のガイドラインにより、手数料の算定の考え方が示されており、これに基づき1万円としている。また、登録事業者数については、令和元年7月末現在、全体で110件である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第41号大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございますが、本件では、「本条例を制定することになった経緯について伺う。また、課税免除の取り消し事由について、第5条第2号では、事業を廃止したとき又は連続して1年以上休止したとき、とされている。本条例の指定区域は離島であり、災害や事故または漁期の関係等でやむなく1年以上事業が休止となる場合も想定される。こうした際の対応への考えを伺う」との質疑に対しまして、「平成31年3月に、離島の振興を促進するための大竹市における産業の振興に関する計画を策定している。経済産業省など関係各省の大臣の認定を受け、本計画に係る区域の指定の告示が6月14日に

あり、阿多田島が租税特別措置の対象になった。

計画に掲げる阿多田島における産業の維持・活性化に向けた具体的な施策として、固定資産税の優遇をするため、本条例を制定するものである。また、課税免除は取り消すことができる規定としているため、災害等の場合には、事情を考慮した対応が可能と考えている」との答弁がございました。

次に、「指定区域である阿多田島の住民への周知方法についての考えを伺う」との質疑に対しまして、「まずは、地元の漁協と、より効果的な方法について相談し、検討した上で周知していきたいと考えている。また、市ホームページにも掲載する予定である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第42号大竹市印鑑条例の一部改正についてでございますが、本件では、「本条例改正により、印鑑登録証明書等の記載事項が変更されることになるが、住民票の記載事項については、市で変更することができないのか伺う」との質疑に対しまして、「印鑑登録証明書の記載事項は、市が条例によって規定しており、変更することができるが、住民票の記載事項については、住民基本台帳法によって規定されており、市で変更することはできない」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第45号大竹市税条例等の一部改正についてでございますが、本件では、「本条例改正は、地方税法の改正に伴うものであるが、軽自動車税種別割の軽課の制度に対して、国から補填されるのか伺う」との質疑に対しまして、「軽自動車税種別割では、新規検査から13年を経過した車両について、税率が高くなる重課の制度もあることから、軽課される車両の税収に対して、国から補填がされることはない」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第48号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「改正以前から市民税非課税世帯等で、保育料が低い階層に該当していた世帯については、保育料の無償化が実施されても大きなメリットがない。そうした状況の中、本改正で新たに規定される副食費の実費負担が生じることを回避するために、低所得世帯等への免除規定を設けようとするものなのか伺う」との質疑に対しまして、「従来は、合計所得金額125万円以下で寡婦の方は、市民税が非課税であったが、今後、市税条例が改正されたら、新たに単身児童扶養者も追加され、合計所得金額も135万円以下の方に変更される。このことにより、保育料

等の負担が軽減される方がふえることも想定される」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第47号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「本条例では、災害援護資金の貸し付けと、貸し付けを受ける際の保証人についても規定されているが、その内容について何う」との質疑に対しまして、「災害援護資金については、従来から保証人を立てることについて規定している。利率は、条例では保証人を立てる場合は、無利子で、保証人を立てない場合は年3パーセント以内で市長が別に定める率としているが、実際には施行規則によって年1パーセントと規定している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第53号令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案10件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本10件を採決いたします。

本10件に対する委員長の報告は、認第4号は認定、議案第41号から議案第49号及び議案第53号の7件は、原案可決、議案第50号及び議案第51号の2件は原案可決及び認定であります。

本10件は、委員長報告とおりに決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本10件は委員長報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 令和元年請願第2号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択についての請願

○議長（細川雅子） 日程第20、令和元年請願第2号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択についての請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。9番。

総務文教委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号           | 件 名                                              | 審査の結果 | 付託年月日    |
|---------------|--------------------------------------------------|-------|----------|
| 令和元年<br>請願第2号 | 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択についての請願 | 採 択   | 元. 9. 17 |

令和元年9月19日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） それでは、9月17日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました請願1件につきましては、9月19日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

令和元年請願第2号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択についての請願でございます。

本件は、連合広島大竹・廿日市地域協議会議長、小玉健次郎氏及び広島県教職員組合大竹廿日市支区支区委員長、川尻和浩氏から提出された請願で、その趣旨といたしましては、「日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人一人の子供に丁寧な対応を行うために30人以下学級とすること。教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国の負担割合を2分の1に復元すること」というものです。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方などを尋ねたところ、「少人数学級では、児童生徒一人一人の状況を把握し、個を生かした指導や支援などきめ細かな対応が可能となる。また、児童の学力向上、いじめ・不登校等の諸課題に対する効果的な取り組みが期待できる。力量ある人材確保が可能であれば、少人数学級の推進についてお願いしたい。義務教育費国庫負担制度2分の1復元については、結果的に教職員の給与費以外の広島県の教育費がふえ、大竹市にとっても児童生徒の安全・学力向上といった教育施策の充実と教育水準の向上が期待できることであれば、お願いしたい」というものでございました。

委員に質疑を求めたところ、質疑はありませんでした。

質疑を終結し、討論に入り、採択の立場で1名の委員から討論がございました。

その内容は、「少人数学級の推進について、国に要望していくため、今回のような請願の審査の機会などを捉えて、有権者の皆さんに実態を知ってもらうように努める必要がある。議会側から関係機関に意見書を送付する取り組みは大事であるため、採択すべき」というものでございました。

討論を終結し、採決の結果、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました請願1件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

ただいま議題となっております令和元年請願第2号に関する委員長の報告は、採択であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本件は、採択と決しました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第2号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

ただいまから、職員をして意見書案を配付させますので、しばらくお待ちください。

〔意見書案配付〕

○議長（細川雅子） ただいま職員をして意見書案を配付させましたが、配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 配付漏れなしと認めます。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 意見書案第2号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担

制度2分の1復元に係る意見書の提出について

○議長（細川雅子） 追加日程第1、意見書案第2号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

9番、西村一啓議員。

〔総務文教委員長 西村一啓 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） 意見書案第2号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出につきましては、意見書案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書（案）

2011年度より、小学校2年生以上を対象とした35人以下学級の拡充については、昨年につき、2019年度も国で予算措置されていません。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

文部科学省が実施した、今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小中高校の望ましい学級規模として、26人から30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは、明らかです。

社会状況等の変化により学校は一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっています。

また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応なども課題となっています。いじめ・不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要です。

子供たちが全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

しかし、教育予算についてGDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっています。（2018年9月時点統計）

また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように、教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は、極めて重要です。子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

よって、政府におかれましては、2020年度の予算編成に当たり、次の事項について実施されますよう要望します。

1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環

境を整備するため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

はい、山本議員。

○16番（山本孝三） 委員会の省略をするということではなくて、委員会に付託してください。

特に私は、この本案の中で意見あるんですが、人材という言葉を使ってますね。この人材という言葉自体は、バブルの時期に何でもかんでももうかればいいと、人間を一つの道具として扱うような考え方が広がった時期に人材という言葉は使われだしたんですよ。だから、木材、建材、食材、人材、廃材でしょう。人間を物と同様のよう扱うそういう考え方が教育の場でも当たり前のようにになっている今の感覚を私は問題視すべきだと。せめて、議会や教育の現場で、人材などという言葉は使うべきでないということを以前にも申し上げました。人が人として扱われる、そういうことが教育の基本でしょう。人間を1つの道具や物として扱うのが当たり前のような感覚でね、ろくな教育はできやしませんよ。

しかも、一言つけ加えて言いたいんですが、今回、この提出賛成された方の所属される会派、これ、ほとんどあれでしょ、今の政府機関の与党でしょう。少人数学級というのは、国会で全会一致で決議しとるんですよ。それでも、多数党にいる与党がやらんのですから。そういう与党が有権者の前では、支援すると言う。道理に合わんことをやっておられる。そういうことも反省してもらう必要があると思うんですよ。だから、私は、先の請願についての意見書（案）については、市民の皆さんにこうした教育の実態、どういう政権与党が教育の問題について、口ではいいことを言っとるようだが、実際の行動はどういうことをやっとなるかということの有権者の皆さんに知ってもらおうと、そのことを意見書を出すんなら我々にも責任があるわけですから、有権者の皆さんに広く周知をしてもらって有権者の批判なり意見を仰ぐということは大事やということをお願いしている。

ですから、即決と言わずに、委員会に付託をして、我々の責任ある行動をとるようなことも踏まえた議論をするべきだと思います。

○議長（細川雅子） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

10時49分 休憩

11時11分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） お待たせいたしました。休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、山本議員から総務文教委員会に付託すべきとの御意見が出されました。

その他に御意見ございませんか。

児玉議員。

○12番（児玉朋也） 私は、委員会に付託の必要はないと思います。委員会では十分協議をいたしましたし、皆さん納得した文章であると考えております。

また、議会運営委員会で9月20日までに、意見書（案）に意見があれば提出するよう
と言っておりますので意見はなかったと考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 他に御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 他に意見なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

念のために申し添えます。総務文教委員会に付託することに賛成の方は御起立を、付託することに反対の方は着座のままとなりますので、お間違えのないようお願いいたします。

お諮りいたします。

総務文教委員会に付託することについて賛成の方は御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（細川雅子） 起立少数と認めます。

起立少数でございます。

したがって、総務文教委員会への付託は否決されました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

山本議員。

○16番（山本孝三） 私は、先ほど付託すべきだということで意見を述べた際に申し上げましたが、人材などという言葉は使うべきでない、削除すべき。

それから、幾つかの項目で少人数学級の推進のための財政措置に関することも触れておられるようですが、既に概算要求では、文科省は、事実上、学校の先生にやらすことにしとるもんね。そんなことの実踏まえば、もう少し具体的に意見書を出すんなら出すように、内容にも明確に触れたことにすべきだと。だから、先の連合のほうから出た意見書にのっかってよ、そういう内容については十分な検討を議会でないままに、意見があれば個々に申し出なさいと。

議会というのは、所掌の委員会なり本会議の場で議論を尽くして意見を集約するという場ですから、しかも、内容に重要な意味を持つ関係機関に必要な要望するというこの項目ごとに十分な議論をして、市民に議会はこういう取り組みをしたとか、こういう意見の集約をする過程でいろんな意見がありましたということが明らかにされるのが大事なこと

で、また、そのように努めるのが議会の役割ですよ。

重要なその内容にかかわるような問題を個々の議員が申し出なさいという扱いをして済むと思うところに問題がある。

だから、この際、委員会に付託をして、市民の目の届くところで十分な議論を尽くして意見集約をした上で、必要なことについては関係機関に要望の意見を述べるというのが筋だと。

だから、これ多数決で決めるんなら、私だけ反対しますよ。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

山崎議員。

○13番（山崎年一） これは確認をしたいんですが、現在、本会議の開催中でありますして、1名の議員が反対をしたことで採決をとるということについては、私、本会議条例でどういう規定になつとんかいなと思うんですが、1名の議員が発議をして、何人かの賛同者がないとまずいとかそういうことがあったような気がするんですが、本会議条例の中では1名の反対でも採決をとるという条項になつとるのかどうかを確認したくて発言をさせていただいております。

なお、発言通告はしておりませんが、突発事項でございますのでよろしくお願いたします。

○議長（細川雅子） 山本議員の御意見についての問い合わせと思いますが、先ほどの動議とはなっておりませんので、そのところは御理解お願いたします。

討論ございませんか。

児玉議員。

○12番（児玉朋也） 山本議員は委員会に付託しないことで反対するという意見でしたが、私は賛成の討論をしたいと思っております。

先ほども申しましたけれども、委員会では十分に協議をいたしまして、意見も出ておりません。9月20日までに提出するようにと議会運営委員会の中でも再三言っておりますので、皆さんも納得した上での議題だと思っておりますので、賛成です。

以上です。

○議長（細川雅子） 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） ないようですので、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書案第2号を採決いたします。

意見書案第2号を原案のとおり決することに、賛成の方は、御起立お願いたします。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） ありがとうございます。賛成多数と認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21～日程第28（一括上程）

認第 5号 平成30年度大竹市一般会計決算



- 認第 6号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計決算
- 認第 7号 平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計決算
- 認第 8号 平成30年度大竹市農業集落排水特別会計決算
- 認第 9号 平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算
- 認第10号 平成30年度大竹市土地造成特別会計決算
- 認第11号 平成30年度大竹市介護保険特別会計決算
- 認第12号 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（細川雅子） 日程第21、認第5号平成30年度大竹市一般会計決算から、日程第28、認第12号平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 認第5号平成30年度大竹市一般会計決算から、認第12号平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件の各会計決算の概要を御説明いたします。

平成30年度の我が国の経済は、昨年夏に相次いだ自然災害により、個人消費や輸出を中心に一時的に押し下げられたものの、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、緩やかな回復基調が続きました。

本市においては、大手企業の減収の影響により法人市民税が減少したことに加え、償却資産の減価償却などの影響により固定資産税も減少したため、市税総額は前年度に比べて減少しております。

市税減少という厳しい状況の中ではありますが、晴海臨海公園整備事業などの建設事業の実施につきましては、防衛省再編交付金を初め、国・県支出金を有効に活用しながら地方債の発行抑制に努めてきたところでございます。

それでは、平成30年度に実施いたしました事業につきまして、重点施策の順に沿って説明いたします。

まず、第1の施策、大竹を愛する人づくりにつきましては、地域を担う人づくり、互いを尊重し支え合う人づくりを推進しました。主な取り組みといたしましては、中学校教育振興事業として、中学校3年生の英語検定の受験に要する費用を助成することで、英語学力の向上や学習意欲の向上を図りました。また、読書活動推進員の配置による読書活動推進事業、学級支援員の配置による学習環境サポート事業などにより、教育環境の充実に努めてまいりました。

第2の施策、生活基盤が整ったまちづくりにつきましては、地域産業の振興、暮らしやすい生活基盤の整備を進めてまいりました。主な取り組みといたしましては、晴海臨海公園整備事業として、遊具広場周辺の舗装広場や周回園路、子供用トイレを備えた公衆トイレを整備し、幅広い年齢層の方が訪れる公園の整備を進めてまいりました。また、大竹駅周辺整備事業として、鉄道事業者と工事の施工に関する協定を締結したほか、駅広場の改

良設計に必要な調査などを行いました。

第3の施策、安全なまちづくりにつきましては、防災・防犯・交通安全の対策、救急・防災体制の充実に取り組みました。主な取り組みといたしましては、公共施設ブロック塀改修事業として、公共施設に設置されているブロック塀の緊急点検を行い、危険性が確認されたブロック塀を撤去するなど改修工事を行いました。また、急傾斜地崩壊対策事業として、市内の急傾斜地崩壊危険箇所の斜面崩壊防止対策工事を行い、安全で住みやすい生活環境の整備に取り組みました。

第4の施策、安心できるまちづくりにつきましては、心が触れ合う福祉の充実、生涯元気な心と体づくりに取り組みました。主な取り組みといたしましては、不妊治療費助成事業として、不妊治療を受けている夫婦に対して特定不妊治療に要する費用を助成することで、経済的な負担を軽減し、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを推進いたしました。

また、障害者支援事業として、旧松ヶ原小学校の校舎を活用して障害者支援施設を運営できる事業者を誘致し、地域における障害者福祉サービスの拠点づくりに取り組んでまいりました。

第5の施策、心にゆとりを感じるまちづくりにつきましては、生涯学習の充実による心の豊かさを育む取り組み、また、環境美化の推進によるきれいで快適なまちづくりに取り組みました。主な取り組みといたしましては、手すき和紙作業所生産設備等改修事業として、手すき和紙生産技術の保存・継承のため、手すき和紙作業所の生産設備の改修や体験学習棟の整備を行いました。

第6の施策、行政・社会の仕組みづくりににつきましては、市民自治の促進、健全な行財政運営の推進に取り組みました。主な取り組みといたしましては、協働のまちづくり推進事業として、市民活動団体が地域の課題解決のためにみずから提案、実施する事業を公募し、助成金を交付することにより、市民活動の自主性の向上を推進してまいりました。また、市役所本庁舎駐車場内に子育て支援関連施設を整備するための財源として、再編交付金をにこにこ子ども基金に積み立てるなど、将来の財政負担に備え、これまでに設置した各種再編交付金基金に積み立てを行いました。

続きまして、平成30年度における各会計決算の概要を御説明いたします。

まず、認第5号平成30年度大竹市一般会計決算から御説明いたします。

一般会計は、当初歳入歳出予算が149億2,460万8,000円でしたが、本庁舎耐震改修事業などの繰り越し分の増加や補正予算による増加により、最終予算の総額は158億3,607万円となり、当初予算と比べますと6.1%の増加となりました。歳入総額は143億8,633万5,981円で、予算に対して90.8%の収入割合となっております。一方、歳出総額は143億3,307万4,601円となり、執行率は90.5%となっております。

この結果、当年度の形式収支は5,326万1,380円の黒字となり、翌年度への繰越事業費に充てる4,533万5,600円を差し引いた残額792万5,780円が、平成30年度の実質収支黒字額となりました。

なお、この歳計剰余金につきましては、500万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り292万5,780円を令和元年度へ繰り越しい

たしております。

歳入歳出のそれぞれの数字につきましては、決算書及び附属資料としての主要事業報告書に、詳細を記してございますので省略させていただきます。

次に、認第6号平成30年度大竹市国民健康保険特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額34億6,619万6,855円に対し、歳出総額34億6,169万9,654円となり、形式収支及び実質収支は449万7,201円の黒字となりました。この会計の歳入は、保険料、県支出金のほか一般会計からの繰入金などで、歳出は保険給付費、保健事業費などでございます。

歳計剰余金については、230万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき、国保財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り219万7,201円を令和元年度へ繰り越しいたしました。

次に、認第7号平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額、歳出総額ともに2,745万8,114円となりました。この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は、阿多田地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

続いて、認第8号平成30年度大竹市農業集落排水特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額、歳出総額ともに4,157万1,914円となりました。この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は、栗谷地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

次に、認第9号平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額7,758万983円に対し、歳出総額4,799万1,127円となり、形式収支及び実質収支は2,958万9,856円の黒字となりました。この会計の歳入は、港湾施設使用料や県支出金で、歳出は、施設の維持管理経費などでございます。

次に、認第10号平成30年度大竹市土地造成特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額6億2,981万6,221円に対し、歳出総額11億6,019万3,592円となり、差し引き5億3,037万7,371円の歳入不足となりました。この歳入不足額につきまして、翌年度の歳入を繰り上げて充用いたしております。この会計の歳入は、土地売払収入や一般会計からの繰入金で、歳出は、晴海海面埋立地及び阿多田海面埋立地並びに小方ヶ丘等の維持管理経費などでございます。

次に、認第11号平成30年度大竹市介護保険特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額25億7,828万6,241円に対し、歳出総額24億7,419万3,584円となり、形式収支及び実質収支は1億409万2,657円の黒字となりました。この会計の歳入は、保険料、国・県支出金、支払基金交付金のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は、保険給付費、地域支援事業費などでございます。歳計剰余金については、5,761万4,940円を地方自治法第233条の2の規定に基づき介護給付費準備基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り4,647万7,717円を令和元年度へ繰り越しいたしました。

最後に、認第12号平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額 4 億 6,070 万 5,450 円に対し、歳出総額 4 億 5,756 万 7,250 円となり、形式収支及び実質収支は 313 万 8,200 円の黒字となっております。この会計の歳入は、保険料、一般会計からの繰入金などで、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金などでございます。

以上が、平成 30 年度の各会計における、決算の概要でございます。

次に、平成 30 年度決算につきまして、普通会計の地方財政状況調査の概略を御説明いたします。

歳入総額 143 億 1,446 万 8,000 円に対し、歳出総額は 142 億 3,161 万 7,000 円となっております。4,533 万 6,000 円の翌年度繰越財源を差し引き、実質収支額は 3,751 万 5,000 円の黒字となっております。

性質別歳出についてみると、人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は前年度と比べ 1 億 6,008 万 1,000 円減の 63 億 6,702 万 6,000 円となっております。平成 14 年度に発行したごみ固形燃料化施設建設事業債の償還が終了したことなどにより、公債費が 1 億 5,836 万 3,000 円減少したことによるものでございます。投資的経費は、可燃ごみ広域処理事業負担金が増加したことなどにより、前年度と比べ 5 億 7,048 万 7,000 円増の 27 億 1,356 万 5,000 円となっております。

なお、平成 30 年度末の地方債残高は 213 億 9,120 万 6,000 円となり、前年度末に比べ 6 億 7,054 万 6,000 円増加しております。

経常経費に地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度充てられているかを示す経常収支比率は、前年度に比べ 0.8 ポイント増の 98.1% となっております。

本市においては、これまでにさまざまな行財政改革に取り組んでまいりましたが、ふえ続ける社会保障費を捻出するためには、歳入確保のみでは賸り切れません。市の所有する施設について、効率的な人員配置や機能の集約など、施設のあり方を検討するなど、効率的で持続可能な財政運営に努め、市民の皆様が願う、笑顔・元気・かがやく大竹の実現に向け、よいまちづくりに取り組んでまいります。

議員の皆様方におかれましては、各会計の決算につきまして、十分なる御審議をいただき、御承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（細川雅子） この際、監査委員から決算審査の報告を求めます。

監査委員。

〔監査委員 薬師寺基夫 登壇〕

○監査委員（薬師寺基夫） 代表監査委員の薬師寺でございます。

監査委員を代表いたしまして、平成 30 年度大竹市一般会計決算及び特別会計決算の審査の概要につきまして御説明いたします。

お手元でございます。決算審査意見書の 1 ページから 2 ページをごらんください。

本審査は、地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づきまして、市長から審査に付されたものであり、令和元年 8 月 19 日から 8 月 29 日までの期間で行いました。

市長から送付されました各会計の決算書及び事項別明細書、並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書が関係法令に適合して調整されているかを確認し、それらの計数を会計管理者保管の諸帳簿及び証書類と照合するとともに、予算の執行が最小の経費で最大

の効果を上げるように運営されているかといった視点からも慎重に審査いたしました。

その結果、審査に付されました各会計の決算書及び附属書類は、いずれも地方自治法及び関係法令に準拠して調製されており、かつそれらの計数は、関係する諸帳簿及び証書類と符合して正確であることを認めております。

それでは、審査の概要につきまして、本意見書に沿って御説明させていただきます。

初めに、一般会計と特別会計全体の決算規模につきまして、意見書3ページをごらんください。

第1表、決算額の推移の30年度の項目をごらんいただきますと、当年度の決算総額は、歳入216億6,795万2,000円、歳出220億375万円となり、歳入歳出の差し引き額は3億3,579万8,000円の赤字となっております。

決算収支の状況でございますが、意見書4ページをお開きください。

第2表の決算収支の状況で示すように、形式収支から翌年度繰越財源を差し引いた実質収支は3億8,113万4,000円の赤字となっております。単年度収支につきましては、9,911万6,000円の黒字となっております。

次に、意見書5ページに移りまして、第4表の会計別歳入の収納状況をごらんください。

当年度の不納欠損額につきまして、一般会計761万2,000円は、前年度と比べますと317万7,000円の減となり、特別会計全体で1,844万8,000円は、前年度と比べますと、853万4,000円の増となっております。

収入未済額につきましては、一般会計2億121万3,000円は、前年度と比べますと103万9,000円の減、特別会計全体で1億1,096万円は、前年度と比べますと1,250万5,000円の減となっております。収納率につきましては、一般会計98.6%と特別会計全体で98.3%は、いずれも前年度と比べますと0.1ポイント上回っております。

次に、市債現在高の状況につきましては、意見書7ページをごらんください。

第7表、市債現在高の前年度比較をごらんいただきますと、当年度末の現在高は261億4,960万1,000円となっております。この内訳といたしましては、一般会計が213億9,120万6,000円、特別会計では、3つの会計を合わせまして47億5,839万5,000円となっており、前年度と比較しますと、全ての会計で1億2,636万7,000円の増加となっております。

続きまして、財政状況につきましては、意見書の8ページをお開きください。

第8表の財政状況の推移をごらんいただきますと、普通会計における実質収支比率は、当年度の比率が0.5%となりまして、前年度と比べ0.1ポイント低くなっております。財政力指数につきましては、当年度の指数が0.84となりまして、前年度を0.02ポイント上回りました。

次に、経常収支比率につきましては、当年度の比率が98.1%となりまして、前年度と比べますと0.8ポイント高くなっております。

公債費比率につきましては、当年度の比率が15.8%となり、前年度と比べますと2.2ポイント改善されております。

最後に、実質公債費比率につきましては、当年度の比率が16.6%となりまして、前年度と比べますと0.1ポイント下回りました。

それでは、続きまして一般会計と特別会計それぞれの決算状況を御説明いたします。  
意見書10ページをお開きください。

第9表の一般会計決算収支の状況をごらんいただきますと、一般会計の決算額といたしまして、歳入総額が143億8,633万6,000円、歳出総額が143億3,307万5,000円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は5,326万1,000円の黒字となっております。翌年度への繰越財源4,533万6,000円を差し引いた実質収支は792万6,000円の黒字となっております。

一般会計の歳入決算の状況につきましては、意見書11ページをお開きいただきまして、第10表の自主財源と依存財源の年度比較をごらんください。

自主財源につきましては、財政調整基金などの繰入金が増加したものの、市税や諸収入などの減少により、前年度と比べて4億8,146万2,000円減少しております。依存財源につきましては、国庫支出金が減少したものの、市債が増加したため、前年度と比べて4億5,814万1,000円の増加となっております。

個別の歳入決算の状況につきましては、意見書13ページから23ページに記しておりますので、そちらをごらんください。

次に、一般会計の歳出決算の状況につきましては、意見書25ページをお開きください。

第31表、款別の前年度比較をごらんいただきますと、歳出決算の全体では、前年度と比べまして3,731万5,000円減少しております。内訳を見ますと、衛生費9億9,300万7,000円のほか、総務費と災害復旧費がそれぞれ増加したものの、土木費がマイナス12億4,348万9,000円、公債費がマイナス1億5,836万3,000円など、それぞれ減少したことが主な要因となっております。

なお、個別の歳出決算の状況につきましては、意見書28ページから36ページに記しておりますので、そちらを御参照いただきたいと思います。

続きまして、特別会計の決算状況を御説明したいと思います。

意見書37ページをお開きください。

第45表、特別会計決算収支の状況をごらんいただきますと、特別会計全体の決算額は、歳入72億8,161万6,000円、歳出76億7,067万5,000円であり、形式収支・実質収支ともに3億8,905万9,000円の赤字となっております。前年度と比較してみますと、歳入が1億4,588万1,000円、歳出が2億5,783万2,000円それぞれ減少しております。その主な要因といたしましては、土地造成特別会計の歳入・歳出がそれぞれ増加したものの、国民健康保険特別会計の歳入・歳出がそれぞれ、それを上回って減少に転じたことによるものであります。

個別の歳入歳出決算の状況につきましては、意見書38ページをお開きいただきまして、第46表、特別会計の会計別決算収支の状況をごらんいただきますとともに、個別の会計につきましては、意見書39ページから47ページをごらんください。

以上が、一般会計決算及び特別会計決算の審査の概要でございます。

最後に結びといたしまして、意見書52ページから53ページをお開きいただきますと、本審査を総括した意見を述べております。2段落目からごらんいただきます。

平成30年度の一般会計における歳入の状況につきましては、主要な自主財源であります

市税全体で前年度から1億4,532万7,000円、率にして2.6%減収となっております。その主な要因といたしましては、大手企業の減益等の影響による市民税法人税割の減収に加えて、前年度に計上されました市内企業の大規模設備投資の減価償却による固定資産税の償却資産分の減収及び評価がえによる見直し等によるものであります。

なお、当年度の市税収納率97.3%は、前年度から、おおむね横ばいであり、県内14市の平均収納率と同程度となっております。

続きまして、保育料の収納状況を見ますと、収納率96.3%は、前年度に比べますと0.8ポイント上昇しております。平成26年度の収納率93.1%と比較しますと3.2ポイント上昇しております。これは、児童手当からの特別徴収制度の活用と積極的な滞納整理の成果として評価したいと思います。

基金残高の推移を見ますと、財政調整基金は、当年度の財源不足を埋めるため、5年ぶりに1億5,000万円を取り崩したものの、その他特定目的基金への積み立てなど、将来にわたる財政負担に備えた取り組みが伺えます。特に、地方創生事業基金につきましては、ふるさと納税寄附金が、前年度比で15.4%増収の高い水準を保つなど、同基金への積立額も順調に増加しております。引き続き、職員全体で創意工夫して貴重な自主財源の確保に取り組まれることを要望しております。

また、歳入増の取り組みの結果といたしまして、特別交付税の交付実績の顕著な伸びが見られます。平成30年度交付額4億6,719万6,000円は、平成17年度に比べ、増加額は2億4,718万7,000円、増加率が112.4%、つまり2倍強となりますが、毎年増額を続けております。今後も、増額に向けた取り組みを継続されることを要望しております。

次に、歳出を見ますと、投資的経費が前年度と比較しますと5億7,048万7,000円、率にしますと26.6%増加し、そのうち普通建設事業費が4億2,091万2,000円、率にしますと19.7%を占めております。当年度におきましては、可燃ごみ広域処理事業に対する負担金や可燃ごみ広域処理中継施設整備事業など、第五次大竹市総合計画、わがまちプランの基本目標であります、生活基盤が整ったまちの実現に向けた積極的な取り組みが伺えます。

なお、後年度には、大竹駅周辺整備事業や本庁舎耐震改修事業、大竹会館改築等事業など、普通建設事業費の増大が予想されており、真に必要な公共サービスが提供できているかといった視点も踏まえて、バランスのとれた中・長期的に安定した財政運営が求められるところでございます。

続きまして、当年度の特別会計の決算額におきましては、先に述べましたとおり、実質収支が3億8,905万9,000円の赤字決算となりましたものの、前年度からは1億1,195万1,000円、率にしますと22.3%ほど改善されております。決算総額の減少要因の一つとしましては、国民健康保険特別会計の歳入歳出がそれぞれ減少したことが挙げられます。これは、平成30年度から国民健康保険事業が県単位化され、財政運営の主体が広島県に移行したためであります。また、国民健康保険料の収納状況につきましては、少子化の影響に加えて、社会保険の適用拡大により被保険者数が減少傾向となったことで、保険料が減収となっているものであります。今後、広島県国民健康保険運営方針に定められた具体的な取り組みに基づき、広域的かつ効率的な保険事務を進めることで、財政収支の改善に取り

組んでいくことが求められます。

さて、本市におきましては、将来見込まれる大型事業に備えた予算編成のため、基金を取り崩さない財政運営を予算の執行方針としており、その執行に当たっては、継続して仕事のあり方を点検し、効率的かつ効果的な執行に努めるとともに、より一層の予算の節減に取り組まれてきました。当年度は、わがまちプラン後期基本計画の中間年に当たり、仕上げの時期に近づいてきております。よいまちの実現のためには、事業の目的達成に向けて、常に指標を意識しながら、予算の範囲内で着実かつ効率的な執行が求められます。今後、より一層健全な財政規律が求められる中であっても、住みたい、住んでよかったと感じるまちの実現に向けて、具体的な施策や事業の着実な進捗を求めるものであります。

以上で、平成30年度一般会計及び特別会計決算審査の概要と意見についての説明を終わります。

○議長（細川雅子） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件につきましては、委員8名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本8件につきましては、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査と決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、3番、原田孝徳議員、4番、小中真樹雄議員、5番、中川智之議員、7番、賀屋幸治議員、9番、西村一啓議員、12番、児玉朋也議員、14番、日域究議員、15番、寺岡公章議員の8名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第29 報告第5号 平成30年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（細川雅子） 日程第29、報告第5号平成30年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提案者から説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 吉岡和範 登壇〕

○総務部長（吉岡和範） 報告第5号平成30年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政の健全性に関す

る比率を報告するものでございます。

別冊の平成30年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率報告書をごらんいただければと思います。

1 ページに平成30年度決算における大竹市の健全化判断比率を記載しております。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字額がないため記載すべき数値がございません。実質公債費比率は16.6%となっており、平成29年度決算における比率と比較いたしまして、0.1ポイントの減少となっております。将来負担比率は167.8%でございます。一般会計の地方債残高は増加したものの、公営企業の地方債残高が減少したことや、将来負担額から差し引かれる基準財政需要額算入見込額が増加したため、平成29年度決算における比率からの増減はございませんでした。4つの健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準以下となっております。それぞれの比率の計算根拠につきましては、報告書の2ページから5ページに記載をしております。

次に、報告書の6ページをごらんください。

平成30年度決算における公営企業ごとの資金不足比率を記載しております。

水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、漁業集落排水特別会計及び土地造成特別会計の全ての会計におきまして、資金不足額がないため、記載すべき数値はございません。資金不足比率の計算根拠は、報告書の7ページから9ページに記載しております。

なお、監査委員の審査意見書を添付しておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、報告第5号平成30年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わります。

○議長（細川雅子） 本件は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどいたします。

~~~~~○~~~~~

11時57分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

日程第30 令和元年決議案第2号 基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議について

○議長（細川雅子） 日程第30、令和元年決議案第2号基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、児玉朋也議員。12番。

〔議会運営委員長 児玉朋也 登壇〕

○議会運営委員長（児玉朋也） 決議案第2号基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議について、提案理由の説明を申し上げます。

平成18年に閣議決定された在日米軍等再編計画に基づき、空母艦載機等の岩国基地への移駐が決定され、平成26年7月の空中給油機の移駐に始まり、平成30年3月には、全ての航空機部隊の移駐が完了しました。移駐後、岩国基地の航空機数は極東最大級となり、騒音被害の増大や事件・事故への不安など、依然として本市へ多大な影響が懸念されています。

このような状況の中、市民の安心で安全な住環境を守るためにも 岩国基地周辺対策について協議を行うため、特別委員会を設置するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

皆様方の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております令和元年決議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

この際、基地周辺対策特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第2 基地周辺対策特別委員会委員の選任について

○議長（細川雅子） 追加日程第2、基地周辺対策特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

基地周辺対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、3番、原田孝徳議員、5番、中川智之議員、7番、賀屋幸治議員、9番、

西村一啓議員、10番、和田芳弘議員、11番、網谷芳孝議員、12番、児玉朋也議員、16番、山本孝三議員の8名を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は、基地周辺対策特別委員会に出席し、発言できることといたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第31 令和元年決議案第3号 議会改革特別委員会の設置に関する決議について

○議長（細川雅子） 日程第31、令和元年決議案第3号議会改革特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、児玉朋也議員。12番。

〔議会運営委員長 児玉朋也 登壇〕

○議会運営委員長（児玉朋也） 決議案第3号議会改革特別委員会の設置に関する決議について、提案理由の説明を申し上げます。

令和元年8月に執行された大竹市議会議員一般選挙は、市政施行以来、初の無投票となり、議員のなり手不足が本市議会の大きな課題として明らかになりました。また、人口減少や少子高齢化を初め、社会経済情勢等の変化により、新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するためには、継続的な議会改革が必要と考えられます。

こうした現状を踏まえ、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会、市民に信頼される議会を目指し、民主的な市政の発展と議会の活性化につながる議会改革の推進について検討するため、本市議会に特別委員会を設置するものです。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております令和元年決議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

この際、議会改革特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第3 議会改革特別委員会委員の選任について

○議長（細川雅子） 追加日程第3、議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、2番、藤川和弘議員、4番、小中真樹雄議員、6番、小田上尚典議員、9番、西村一啓議員、11番、網谷芳孝議員、13番、山崎年一議員、14番、日域 究議員、15番、寺岡公章議員の8名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第32 令和元年陳情第1号 大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光（ソーラーパネル）発電所建設計画反対に関する陳情

○議長（細川雅子） 日程第32、令和元年陳情第1号大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光（ソーラーパネル）発電所建設計画反対に関する陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております令和元年陳情第1号は、総務文教委員会に付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、令和元年陳情第1号は、総務文教委員会に付託の上、閉会中の継続審査と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第33 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（細川雅子） 日程第33、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

両常任委員長から、管内の視察、また委員会の所管事務について、先進地の事例を調査

研究するため、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第34 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（細川雅子） 日程第34、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、請願・陳情等の処理に関する事項、議長の諮問に関する事項について、議員の任期中、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知をいたします。

本日、本会議終了後、第一委員会室において、正副委員長互選などのため、決算特別委員会を、その終了後、基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会を開催いたします。関係者は、お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市議会9月定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方が市議会議員に当選されまして、初めて開かれた市議会で行われました。正副議長の選出を初めとします人事も無事に終えられ、ここに新しい議会体制が生まれ、今後の大竹市政にとりましてまことに御同慶にたえないところでございます。

また、このたびは、御提案申し上げました案件を終始熱心に、慎重に御審議いただきま

して、いずれも原案のとおり議決あるいは認定、同意を賜りました。ここに厚く御礼を申し上げます。

会議中、議員の皆様からいただきました貴重な御意見、御要望につきましては、これをしっかりと検討させていただきまして、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

今後も支える世代が減少し、支えられる世代が増加する社会情勢の中で、厳しい市政運営を余儀なくされるところではございますが、市民の皆様が幸せを感じながら暮らすことのできる笑顔・元気・かがやく大竹となりますように、市民の皆様、議会の皆様のお力添えをいただきながら、お互いの信頼のもとに誠心誠意努力をし続けてまいる所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、今後とも、格別の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます

これから秋も深まる中、何かと御多忙とは存じますが、健康には十分留意され、市政の推進に御尽力賜りますよう心からお願い申し上げます、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） これにて本日の会議を閉じ、第3回大竹市議会定例会を閉会いたします。

13時13分 閉会

(元. 9. 27)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月27日

大竹市議会議長 細 川 雅 子

大竹市議会議員 北 地 範 久

大竹市議会議員 西 村 一 啓

大 竹 市 議 会 会 議 録

令和元年第3回（9月）定例会  
令和元年12月発行

編集発行 大竹市議会事務局

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
電話 (0827) 59-2183

印刷 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522